

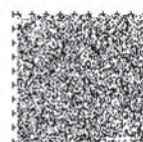
ノーマライゼーション社会の実現をめざして

第5期 富山市障害福祉計画
第1期 富山市障害児福祉計画

平成30(2018)年度 ⇒ 平成32(2020)年度

平成30年3月

富山市



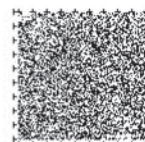
ノーマライゼーション社会の実現をめざして

第5期 富山市障害福祉計画
第1期 富山市障害児福祉計画

平成30(2018)年度 ⇒ 平成32(2020)年度

平成30年3月

富山市



はじめに



近年、本格的な人口減少や少子・超高齢化、そして核家族化の進展による家族や地域社会の変化等に伴い、福祉に対するニーズはますます多様化・高度化しております。障害福祉の分野におきましても、施設福祉から在宅福祉へ重点が移るとともに、増加する障害児への切れ目のない一貫した支援や障害者および親の高齢化への支援、住み慣れた地域における自立と社会参加の促進など、真に心の豊かさや潤いを実感することができる環境づくりが一段と求められています。

国においては、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、同年6月には、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正など、ノーマライゼーション社会の実現に向けた法制度改革が進められております。

本市では、平成29年4月、地域包括ケアシステムのモデルとして「富山市まちなか総合ケアセンター」を整備し、心身の発達の遅れが心配されるお子さんを支援する「こども発達支援室」をはじめ、「産後ケア応援室」や「病児保育室」を設置するなど、子どもから高齢者、障害者の方まで、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる地域共生社会の実現に向けて各種施策の推進に取り組んでいるところです。

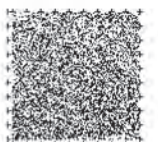
こうした中、障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳を保ち、障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し安心して暮らすことができるノーマライゼーション社会の実現に向けて、障害者総合支援法に基づく「第5期富山市障害福祉計画」および児童福祉法に基づく「第1期富山市障害児福祉計画」を一体的に策定いたしました。

これまでの制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、子ども・高齢者、障害者その家族等、地域のあらゆる住民が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがい、地域を共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現ができると考えております。

今後も計画の推進に全力をあげて取り組む所存でありますので、市民の皆様には、この計画の趣旨と重要性をご理解いただき、一層のご協力をお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたりまして、ヒアリング調査及びパブリックコメントなどを通して貴重なご意見をいただきました障害関係団体及び市民の皆様、並びに熱心な意見交換やご審議を賜りました富山市障害児福祉計画策定懇話会、富山市障害者自立支援協議会の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

平成30年(2018年)3月
富山市長 森 雅 志



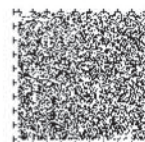
目次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって	2
1 趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の策定方法	3
4 基本理念	6
第2章 本市の現状	8
1 障害者手帳所持者数等の推移	8
2 障害福祉サービス等利用者の推移	14
3 障害者団体等からの意見聴取	17
第3章 重点施策	19
1 相談支援体制の充実	19
2 在宅生活の基盤整備	20
3 就労支援の推進	22
4 地域共生社会の推進	23

第2部 第5期富山市障害福祉計画

第1章 国の基本指針と本市の第5期障害福祉計画成果目標	26
1 施設入所者の地域移行の推進	26
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	27
3 地域生活支援拠点等の整備	27
4 一般就労への移行の促進	28
第2章 施策の体系	30
施策1 相談支援・情報提供体制の充実	32
施策2 在宅サービスの充実	34
施策3 就労支援の充実	37
施策4 施設や病院からの地域移行、障害者の地域包括ケアシステムの構築	38
施策5 地域生活支援拠点等の整備	40
施策6 芸術文化活動支援による社会参加等の促進および障害者スポーツの振興	40
施策7 地域共生社会の推進体制の構築	41
第3章 障害福祉サービスの活動目標	43
1 訪問系サービス	43
2 日中活動系サービス	47
3 居住系サービス	54
4 相談支援	55



第4章 地域生活支援事業の活動目標	57
1 地域生活支援事業の概要	57
2 必須事業	58
3 任意事業	62
4 地域生活支援促進事業	64

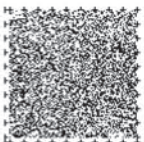
第3部 第1期富山市障害児福祉計画

第1章 国の基本指針と第1期障害児福祉計画成果目標	66
1 障害児支援の提供体制の整備等	66
第2章 施策の体系	67
施策1 相談支援体制の充実	68
施策2 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備	70
施策3 障害児通所支援等の地域支援体制の整備	71
施策4 切れ目のない一貫した支援	72
施策5 人材育成	73
第3章 障害児通所系サービスの活動目標	74
1 障害児通所支援	74
2 障害児相談支援	77
第4章 地域生活支援事業の活動目標（障害児のみ対象となる事業）	77

資料編

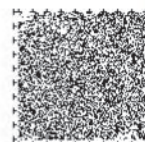
1 障害者団体等のヒアリング結果	80
2 第5期富山市障害福祉計画・第1期富山市障害児福祉計画策定経過	91
3 富山市障害者自立支援協議会運営要綱	92
4 富山市障害者自立支援協議会委員名簿	94
5 富山市障害児福祉計画策定懇話会設置要綱	95
6 富山市障害児福祉計画策定懇話会委員名簿	96
7 用語説明（50音順）	97

※本計画中、元号については、わかりやすさと読みやすさを考慮し、「平成」を使用しております。
元号の変更があった場合は、変更後の元号及び年度に読み替えることとしております。



第 1 部

総 論



第1章 計画の策定にあたって

1 趣旨

富山市では、これまで、「すべての人が暮らしやすい社会、ノーマライゼーション社会の実現」の基本理念のもと、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を策定し、障害福祉施策を推進してきました。

国においては、平成26年の障害者権利条約の批准、平成27年に障害者総合支援法施行3年後の見直し、平成28年4月の障害者差別解消法ならびに改正障害者雇用促進法、成年後見利用促進法の施行、平成28年6月の障害者総合支援法および児童福祉法の改正、同年8月の発達障害者支援法の改正等、障害者を取り巻く多くの法整備が行われてきました。特に、平成28年6月の児童福祉法の改正では、新たに、「障害児福祉計画」を策定することが自治体に義務づけられました。

そこで、これまでの本市の取組に加え、国の動向を加味し、新たに、「第5期障害福祉計画」および「第1期障害児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

- ①この計画は、障害者総合支援法第88条に定める「障害福祉計画」および児童福祉法第33条に定める「障害児福祉計画」であり、厚生労働省の示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます）に即して策定しました。
- ②この計画は、「富山市障害者計画」の障害福祉サービス分野の実施計画という性格を有しており、市の上位計画である「富山市総合計画」の部門計画として位置づけられます。

第2次富山市総合計画

1 基本理念 安らぎ・誇り・希望・躍動

2 まちづくりの目標

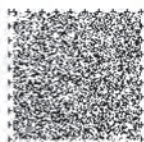
- | | |
|------------------------|--------------------------|
| I すべての人が輝き安心して暮らせるまち | II 安心・安全で持続性のある魅力的なまち |
| III 人が集い活気にあふれ希望に満ちたまち | IV 共生社会を実現し誇りを大切にする協働のまち |

第3次富山市障害者計画

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| I ノーマライゼーション理念の普及のために | II 生活の質の向上のために |
| III 自立と社会参加を促進するために | IV バリアフリー化を促進するために |
| V 推進基盤の整備 | |

第5期 富山市障害福祉計画

第1期 富山市障害児福祉計画



(2) 計画の範囲

項目	根拠規定	計画の性格	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32
障害者計 画	障害者基本法 第11条	国の障害者基本計画および都道府県障害者計 画を基本としつつ、本市の障害者の状況等を 踏まえた障害者の施策に関する基本的な計画 (基本計画・方向性)	第3次 富山市障害者計画					
障害福祉計 画	障害者 総合支援法 第88条	国の定める基本指針に即して、障害福祉サー ビスや地域生活支援事業等の提供体制の確保 に関して定める計画 (実施計画・数値目標)	第4期富山市 障害福祉計画			第5期富山市 障害福祉計画		
障害児 福祉計画	児童福祉法 第33条の20	国の定める基本指針に即して、障害児通所支 援や障害児相談支援の提供体制の確保に関し て定める計画 (実施計画・数値目標)	—			第1期富山市 障害児福祉計画		

①この計画の対象は、

- ・ 障害福祉計画にあたっては、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害のある人を含みます）および難病患者等です。
- ・ 障害児福祉計画にあたっては、18歳未満の身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害のある人を含みます）および難病患者等です。

②この計画の対象地域は富山市ですが、富山県が策定した「富山県障害者計画」で定められた富山障害保健福祉圏域に属する市町村と連携しながら推進します。

(3) 計画の期間

この計画は、平成30年度から平成32年度の3年間を計画期間とします。

3 計画の策定方法

(1) ニーズ等の把握

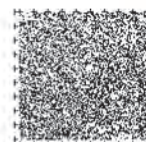
計画策定に伴い、平成29年4月から10月までの期間に合計20の障害者団体等にヒアリングを実施し、ニーズの把握を行いました。

(2) 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、審議機関として「富山市障害者自立支援協議会」をあて、事務局は福祉保健部障害福祉課が担当しました。また、障害児福祉計画については、「障害児福祉計画策定懇話会」において意見聴取を行いました。

(3) 計画の体系化

現在、第3次障害者計画期間中（平成27年度から平成32年度）であり、基本目標のもと、7つの基本視点と5つの分野別基本計画をもとに推進しています。第5期障害福祉計画および第1期障害児福祉計画では、これらのものを基本に、さらに成果目標達成のために、平成30年度から平成32年度までに重点的に取り組むことを中心に施策の体系化を図りました。



第3次障害者計画

基本目標

身体や精神の障害の有無にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として、人格を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加・参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担するのが普通である社会、すなわち、「ノーマライゼーション社会」の実現を目指します。

計画策定・推進の7つの基本的視点

1 市民参加によるノーマライゼーション社会の実現

障害および障害のある人に対する理解を深めることにより、すべての人々の心の壁を取り除き、市民の一人ひとりが障害のある人を取りまく問題を認識し、共に解決に向けて主体的に行動していける社会を目指します。

2 在宅生活・地域生活の重視

障害のある人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅サービスの充実、日中活動の場の確保、生活の場の確保に努めます。さらに、施設入所者や精神障害者長期入院患者等で退所（院）を希望する人の地域生活への移行を支援します。

3 障害の特性に応じた支援

障害のある人のニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な支援を推進するとともに、介護給付の対象となっていない生活機能の低下している人に対しても、その生活機能に応じた支援に努めます。

4 障害の重複化・重度化および障害のある人の高齢化への対応

重度の身体障害と知的障害が重複した人、医学的な療養を必要とする障害のある人、強度の行動障害のある人たちが基本的人権をもつ一人の人間として生活ができるよう、その生活の質の向上に努めるとともに、高齢で障害のある人については、介護保険制度等の高齢者施策と連携を図りながら、生活の質の向上を目指します。

5 ライフステージに沿った総合的な施策の推進

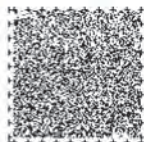
障害のある人に関する施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境など広範な分野にまたがっており、障害のある人の一人ひとりのライフステージに対応した総合的な施策の推進と、個人の選択を尊重した制度の確立を図ります。

6 すべての人にやさしいまちづくり

だれもが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考え方のもとに、すべての人が地域社会の一員であることを理解し、それぞれが支え合う、やさしさの実感できるまちづくりを進めます。

7 連携の強化と役割の明確化

国、県、障害保健福祉圏域の市町村、サービス提供事業者、民間団体、市民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に密接な連携を図りながら、一体となって障害者施策を推進します。



5つの分野別基本計画

1 ノーマライゼーション理念の普及のために

ノーマライゼーション理念を浸透させるため、さまざまな機会を利用して啓発・広報活動を行っていきます。また、学校教育、社会教育において、障害者問題への理解を深める福祉教育を推進します。

- 施策**
- 差別の解消（障害者問題の理解促進/障害を理由とする差別の禁止/福祉教育の推進）
 - 権利擁護の推進（権利擁護システムの構築/市民参加・政治参加）
 - 虐待の防止（障害者虐待に関する正しい理解の普及/虐待防止に向けた体制整備）
 - ボランティア活動（ボランティア意識の醸成/ボランティアの育成）

2 生活の質の向上のために

利用者本位の考え方に立って、個々のライフステージにあわせた保健・医療、生活支援サービスの充実に努め、すべての障害のある人に豊かな地域生活の実現に向けた取組を推進します。

- 施策**
- 相談・情報提供（総合的な相談体制の充実/情報提供の充実/意思疎通手段の確保）
 - 保健・医療（障害の予防と早期発見・早期治療の推進/健康管理・増進施策の充実/医療サービスの充実/リハビリテーションの充実/精神保健・医療施策の充実）
 - 生活支援サービス（在宅サービスの充実/生活の場の確保・充実/施設サービスの見直し/福祉用具等の利用促進/経済的支援）

3 自立と社会参加を促進するために

障害のある人一人ひとりが社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、それぞれの障害の状況に応じた学習の機会の確保、雇用機会の拡大と福祉的就労の場の確保、スポーツ・レクリエーションや文化活動への参加機会の増大を図っていきます。

- 施策**
- 療育・教育（療育・幼児教育の充実/学校教育の充実/社会教育の充実）
 - 雇用・就労（一般就労の拡大と支援/福祉的就労の支援）
 - スポーツ・レクリエーション、文化（スポーツ・レクリエーションの振興/文化活動への参加促進/公共施設の有効利用）

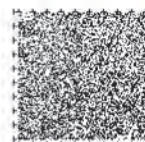
4 バリアフリー化を促進するために

住宅を含む建築物や道路の段差の解消、エレベーターの設置、出入り口の自動ドア化などは、すべての人にとって安全で快適かつ便利なものです。各種の施設・設備の整備にあたっては、車いす使用者、目や耳の不自由な人たちのために特別に行うのではなく、利用するすべての人に配慮するというユニバーサルデザインの考え方が必要です。すべての人にやさしいまちづくりは、ノーマライゼーション理念を具現化するための主要な施策と位置づけ、積極的に取り組みます。

- 施策**
- すべての人にやさしいまちづくり（公共交通機関の整備/みちの整備/建築物の整備/公園、水辺空間等オープンスペースの整備）
 - 住環境の整備（民間住宅への助成/市営住宅の改善等）
 - 防災・防犯対策（在宅の障害のある人に対する防災対策/障害者施設における防災対策/防犯対策の推進）

5 推進基盤の整備

計画を推進していくためには、特に保健・福祉分野に多くの人材が必要です。こころのこもったサービスを提供できる従事者の確保と養成を図ります。また、保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境など広範囲な分野や、国・県・障害保健福祉圏域の市町村、関係団体などとの密接な連携のもとに、総合的・計画的な推進を図ります。



4 基本理念

すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害のある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念および「ノーマライゼーション社会」の実現を目指す富山市障害者計画、国の基本指針における基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画を策定し、推進します。

(1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業ならびに障害児通所支援等の提供体制の整備に努めます。

(2) 障害の種別や地域におけるサービス格差の解消

障害福祉サービスは、身体障害、知的障害および精神障害ならびに難病患者等という障害種別にかかわらず、これらの人が必要な時に適切なサービスを提供するものです。また、本市は市街地から山間地までを含む広大な市域を有していますが、障害のある人が本市のどこに住んでいても適切なサービスを受けることができるサービス提供体制の充実に努めます。

(3) 個々の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、個々の課題に対応したサービス提供体制の整備を進めます。

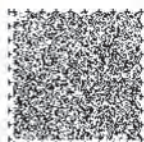
地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する人に対する支援等を進めます。また、こうした拠点等の整備にあわせて相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を推進していきます。

また、地域精神医療保健福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組を推進します。

(4) 地域共生社会の実現

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり
- ・地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組
- ・人工呼吸器を装着している障害のある子どもやその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害のある子どもが保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるよう



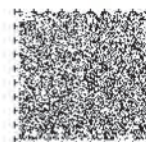
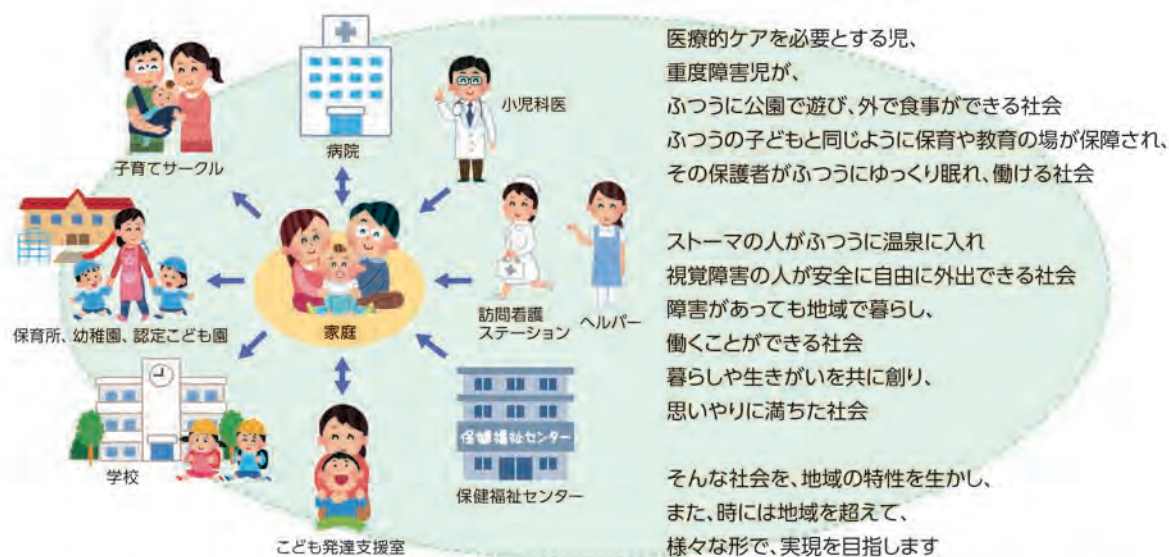
にする等、専門的な支援を要するものに対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を推進していきます。

(5) 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援

障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援します。このため、障害のある子どもおよびその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援および障害児相談支援を実施するとともに、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害のある子どもが障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。



第2章 本市の現状

1 障害者手帳所持者数等の推移

(1) 身体障害者手帳

身体障害者手帳所持者19,642人の年齢階層別の内訳をみると、18歳未満261人（1.3%）、18歳以上65歳未満4,152人（21.2%）、65歳以上15,229人（77.5%）となっています。

平成29年3月末時点の本市の総人口417,633人に占める65歳以上119,549人の割合（高齢化率）は28.6%であり、身体障害者ではその約2.7倍も高齢化が進んでいる状態にあります。

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成24年から平成29年の5年間で423人減少しており、平成32年における身体障害者手帳所持者数も、やや減少すると推計されます。

表1-2-1 障害の種類別・障害等級別身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	318	258	81	73	129	73	932
聴覚・言語障害	117	321	270	326	6	632	1,672
肢体不自由	1,774	1,918	2,095	3,177	727	390	10,081
内部障害	2,651	193	2,595	1,518	0	0	6,957
合計	4,860	2,690	5,041	5,094	862	1,095	19,642

(注) 平成29年3月末現在

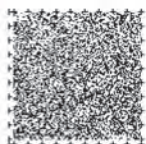
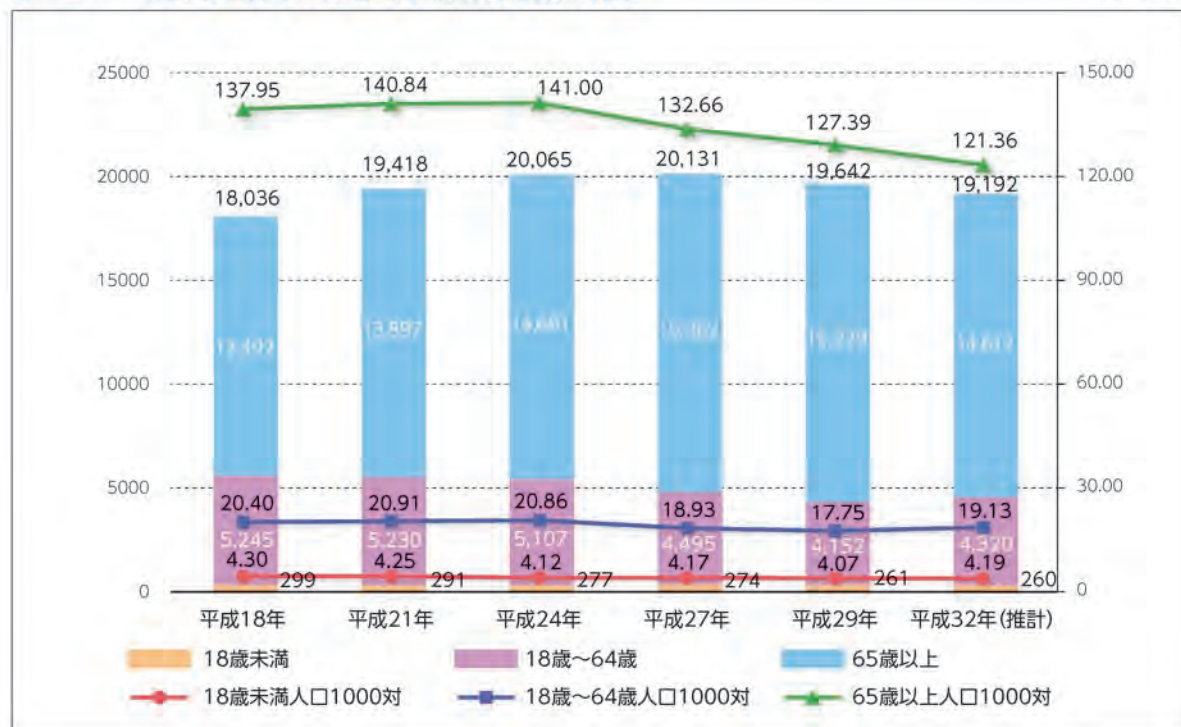
表1-2-2 年齢階層別身体障害者手帳所持者数

(単位：人(%))

	0～17歳	18～64歳	65歳以上	計
平成29年3月末	261 (1.3)	4,152 (21.2)	15,229 (77.5)	19,642 (100.0)
平成32年(推計)	260 (1.4)	4,320 (22.5)	14,612 (76.1)	19,192 (100.0)

図1-2-1 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)



(2) 療育手帳

療育手帳所持者2,870人の年齢階層別の内訳をみると、18歳未満631人(22.0%)、18歳以上65歳未満1,988人(69.3%)、65歳以上251人(8.7%)となっています。65歳未満の割合が、全体の91.3%を占めている点に特徴があります。

療育手帳所持者数の推移をみると、平成24年から平成29年の5年間で397人増加しており、平成32年における療育手帳所持者数も増加すると推計されます。

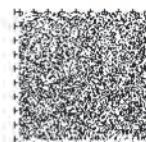
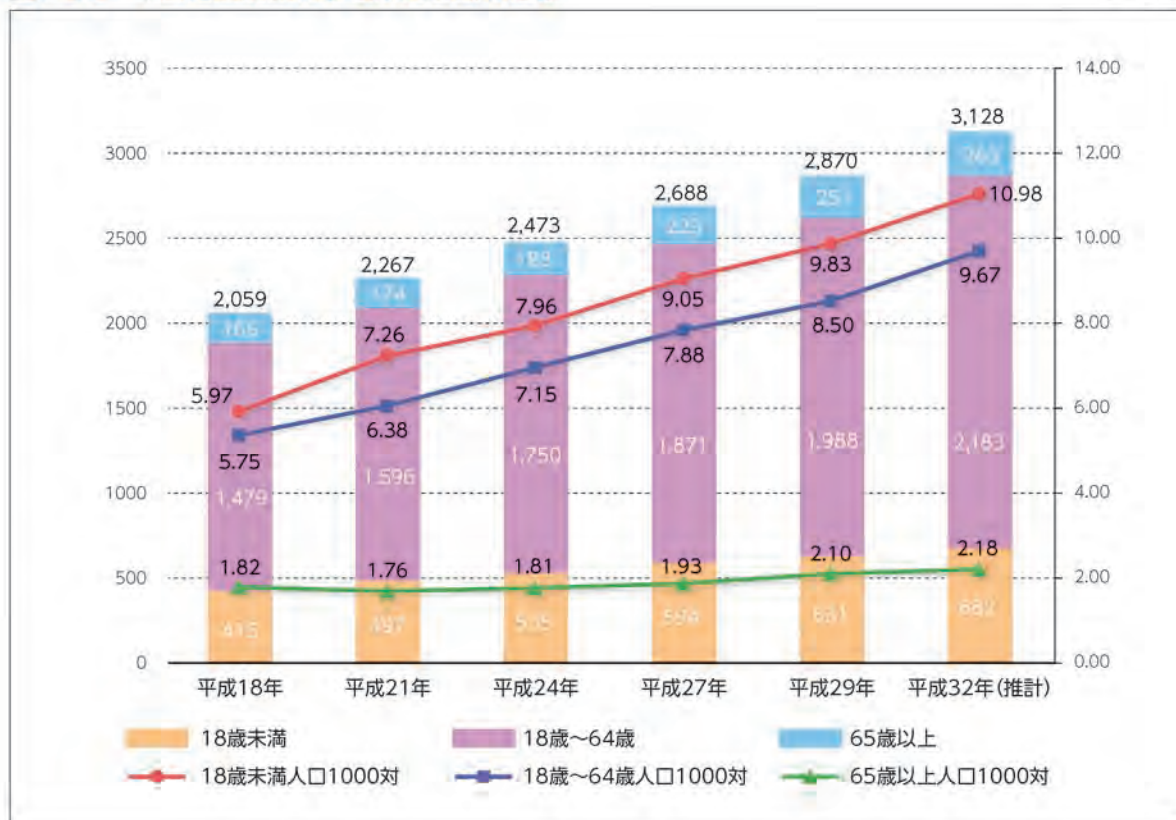
表1-2-3 年齢階層別療育手帳所持者数

(単位：人(％))

	0～17歳	18～64歳	65歳以上	計
平成29年3月末	631 (22.0)	1,988 (69.3)	251 (8.7)	2,870 (100.0)
A	170	824	84	1,078
B	461	1,164	167	1,792
平成32年(推計)	682 (21.8)	2,183 (69.8)	263 (8.4)	3,128 (100.0)

図1-2-2 年齢階層別療育手帳所持者数の推移

(単位：人)



(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳所持者2,635人の年齢階層別の内訳をみると、18歳未満20人（0.8%）、18歳以上65歳未満1,967人（74.6%）、65歳以上648人（24.6%）となっています。身体障害者手帳所持者と比べて、18歳未満の割合が低い一方で、18歳以上65歳未満の割合が高い点に特徴があります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成24年から平成29年の5年間で877人増加しており、平成32年における精神障害者保健福祉手帳所持者数も増加すると推計されます。

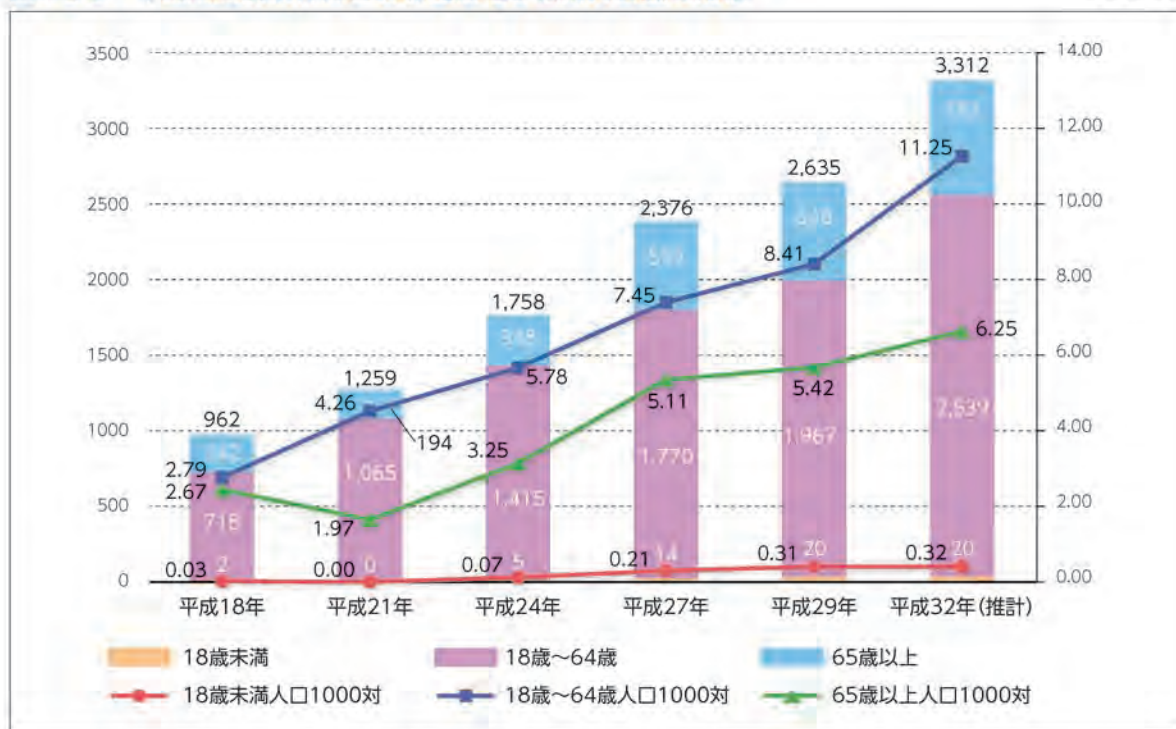
表1-2-4 年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人(％))

	0～17歳	18～64歳	65歳以上	計
平成29年3月末	20 (0.8)	1,967 (74.6)	648 (24.6)	2,635 (100.0)
1級	1	89	141	231
2級	10	1,337	431	1,778
3級	9	541	76	626
平成32年(推計)	20 (0.6)	2,539 (76.7)	753 (22.7)	3,312 (100.0)

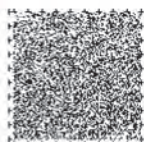
図1-2-3 年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)



(注) 表1-2-2、表1-2-3、表1-2-4 における平成32年の手帳所持者数の推計方法について

富山市将来人口推計報告書に基づき、平成32年の富山市の総人口を408,302人としました。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の合計数を総人口の6%と推計し、各手帳の過去5年間の増加率を加味して算出しました。

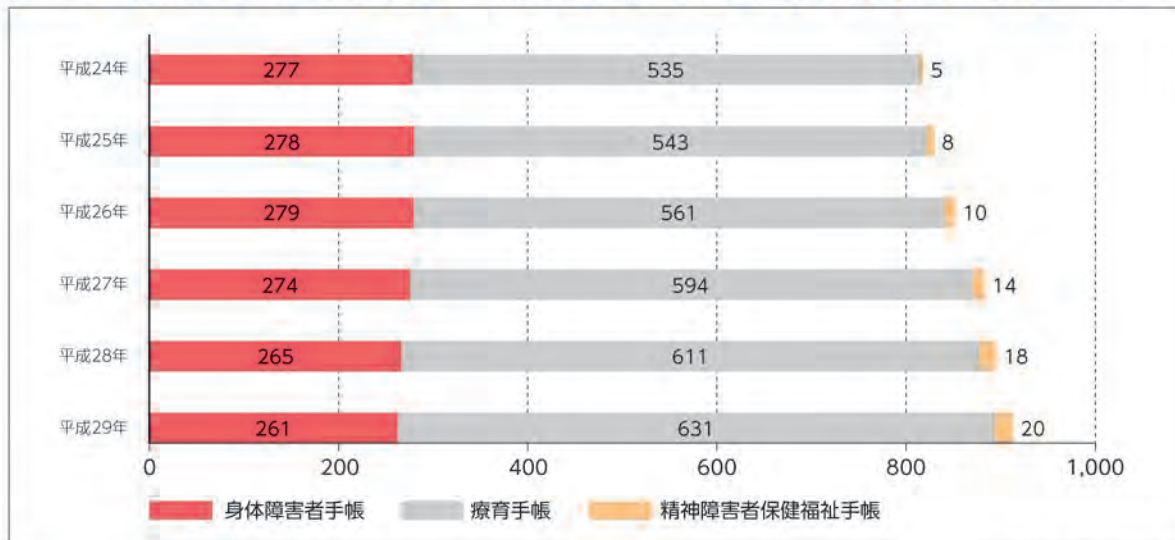


(4) 障害児等の状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している障害児数（図1-2-4）の推移をみると、身体障害者手帳を所持する児の数は減少傾向ですが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する児の数は年々増加しています。中でも療育手帳を所持する児の数は一番多く、631人（69.2%）となっています。

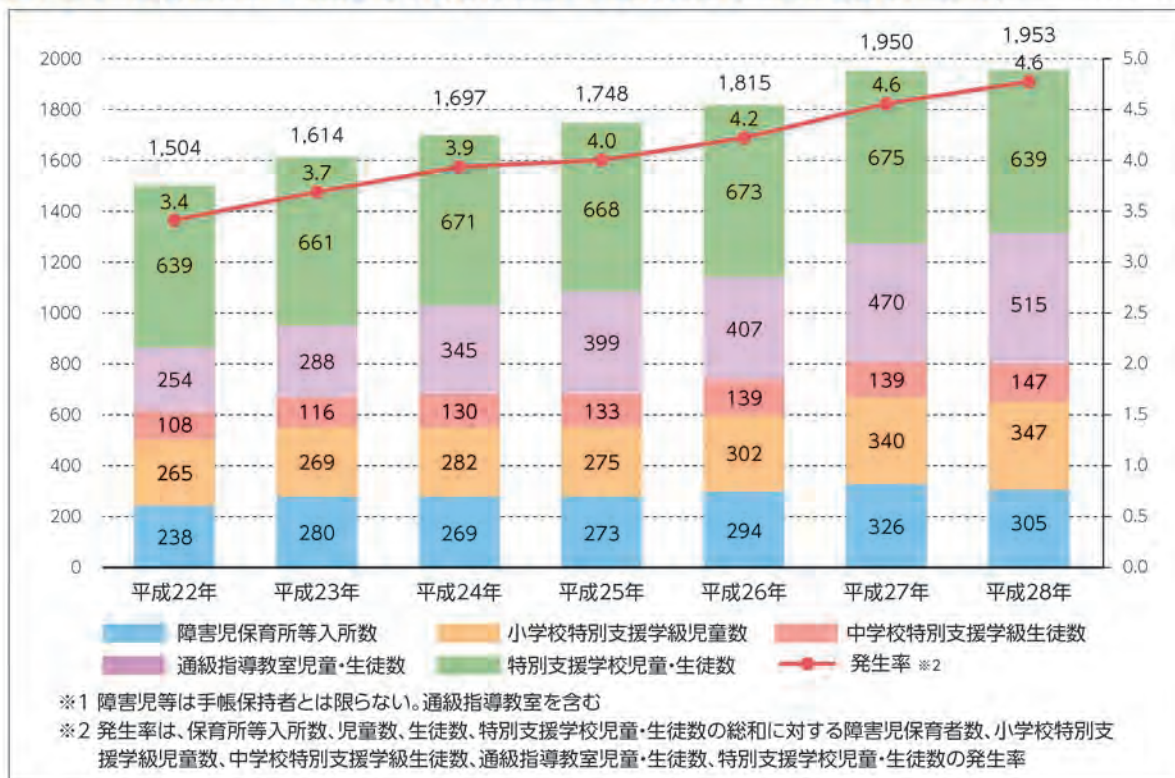
また、障害児保育、特別支援学級等の児童・生徒数の推移（図1-2-5）をみると、年々増加傾向にあります。

図1-2-4 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している障害児数（単位：人）



（注）各年3月末現在

図1-2-5 障害児保育・特別支援学級等の児童・生徒数の推移（各年度5月1日現在）（単位：人）



障害児通所支援等の支給決定を受けた障害児の主たる障害種別（表1-2-5(1)）をみると、通所支援等サービスの支給決定を受けている児は746人で、全体では知的障害が一番多く333人（44.6%）で、次いで発達障害279人（37.4%）となっています。サービスの種類別では、児童発達支援では発達障害が一番多く140人（63.1%）、放課後等デイサービスでは知的障害が一番多く288人（57.7%）となっています。

発達障害の内訳（表1-2-5(2)）をみると、広汎性発達障害が一番多く234人（83.9%）となっています。

表1-2-5 障害児通所支援等の支給決定を受けた障害児の主たる障害種別（平成29年4月1日現在）

(1) 全体表

(単位：人)

サービス種類	支給決定人数（人）									
	総数	主たる障害種別内訳								
		重症心身障害	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害・言語障害	知的障害	精神障害	発達障害	発達障害の疑い	その他
児童発達支援	222	1	17		6	40		140	17	1
医療型児童発達支援	2	2								
放課後等デイサービス	499	37	31	1	5	288		129	5	3
保育所等訪問支援	23		2		4	5		10	2	
計	746	40	50	1	15	333	0	279	24	4

- ※1 障害が複数ある場合は、主たる障害種別に人数が記入してあります。
- ※2 精神障害は知的障害・発達障害を除いています。
- ※3 「発達障害」については、支給決定時に診断書がある場合に計上し、意見書等により支給決定した場合は「発達障害の疑い」に計上してあります。

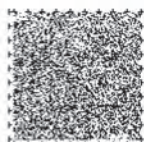


(2) 発達障害の内訳

(単位：人)

サービス種類	支給決定人数（人）				合計
	広汎性発達障害	ADHD	LD	その他	
児童発達支援	117	9		14	140
医療型児童発達支援					0
放課後等デイサービス	109	14		6	129
保育所等訪問支援	8	1		1	10
計	234	24	0	21	279

- ※1 この調査において「広汎性発達障害」とは、自閉症・アスペルガー症候群・その他の広汎性発達障害などをいい、診断書に自閉症スペクトラムと記載されているものも当該欄に計上してあります。「ADHD」は注意欠陥多動性障害、「LD」は学習障害を指します。
- ※2 その他は、左記以外のものを記入してあります。



障害福祉サービス等を利用している医療的ケアを必要とする重症心身障害児（医療的ケア児）の状況（表1-2-6）をみると、24人の医療的ケア児のうち短期入所の支給決定を受けている児が21人（87.5%）となっています。これは、障害児772人のうち短期入所の支給決定を受けている児が135人（17.5%）に対し、割合が高い特徴があります。医療的ケアを必要とする児の医療的ケアの内容は、吸引が一番多く18人（75.0%）、次いで経管栄養16人（66.7%）、気管切開部のケア9人（37.5%）となっています。

表1-2-6 障害福祉サービス等を利用している医療的ケアを必要とする重症心身障害児の状況（平成29年5月現在）（単位：人）

支給決定を行っている児童 〔サービスの利用状況〕	全体		うち、医療的ケア児	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	203	236	0	2
放課後等デイサービス	331	401	1	1
短期入所	21	15	5	7
児童発達支援＋短期入所	15	11	5	4
放課後等デイサービス＋短期入所	108	109	10	10
合計	678	772	21	24

上記のうち、医療的ケアの必要な内容	平成28年度	平成29年度
経管栄養	18	16
吸引	17	18
気管切開部のケア	6	9
酸素療法	3	8
導尿	0	1
中心静脈栄養	0	0
咽頭エアウェイ	0	3
吸入・ネブライザー	0	4
人工呼吸器	9	4
その他	5	4
合計	21	24



表1-2-7 地域児童健全育成事業及び放課後児童健全育成事業の推移（各年5月1日現在）（単位：件、人）

年度	地域児童健全育成事業			放課後児童健全育成事業		
	施設数	登録児童数		施設数	登録児童数	
		総数	うち、障害児		総数	うち、障害児
平成27年	60	6,909	67	30	1,156	45
平成28年	60	6,278	58	38	1,634	54
平成29年	60	5,941	76	41	1,777	59
合計	180	18,237	196	109	4,567	158

※障害児の人数は、各事業の登録申込み時における保護者の申告等によるもの。



2 障害福祉サービス等利用者の推移

(1) 障害福祉サービス支給決定者数の推移

障害福祉サービスを利用するためには、各サービスの支給決定と障害福祉サービス受給者証の交付を受ける必要があります。障害福祉サービス支給決定者数の推移（図1-2-6）をみると、年々増加しており、ここ10年で約2倍となっています。さらに、平成32年までの3か年も、増加が続くものと考えられます。

また、支給決定者の障害種別（図1-2-7）をみると、知的障害が多く、約4割を占めています。

図1-2-6 障害福祉サービス支給決定者数の推移

(単位：人)

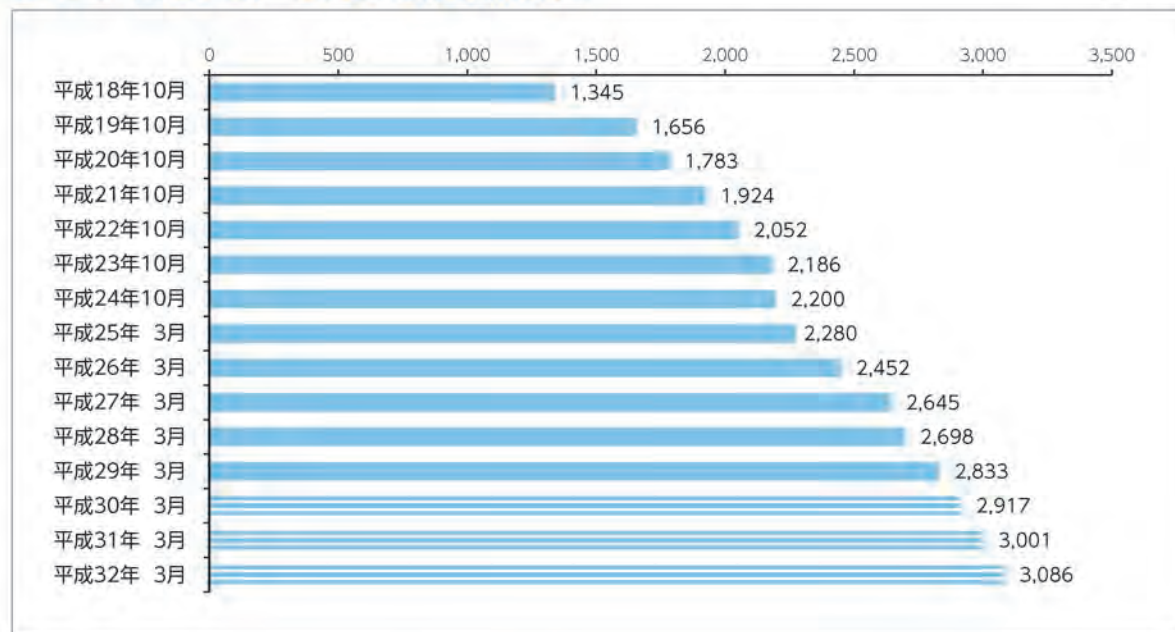
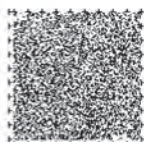
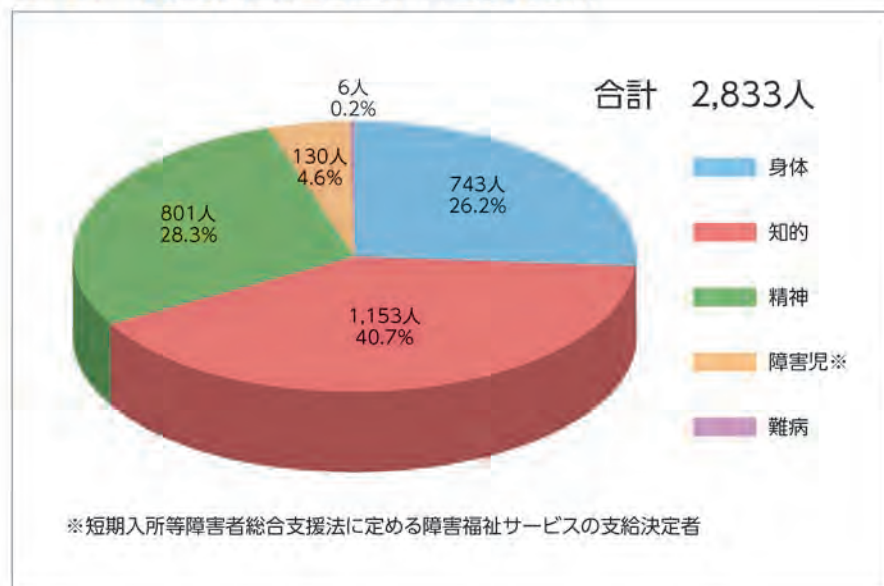


図1-2-7 支給決定者の障害種別（平成29年3月）



(2) 障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分とは、障害者総合支援法における障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示したものであり、区分1から6までの区分があります。なお、障害児については、発達途上にあり時間の経過とともに障害の状態が変化すること等の理由から、障害支援区分は設けていません。平成29年3月時点の認定者数は1,411人であり、障害福祉サービス支給決定者数の約半数となっています。

図1-2-8 障害支援区分認定者数の推移

(単位：人)

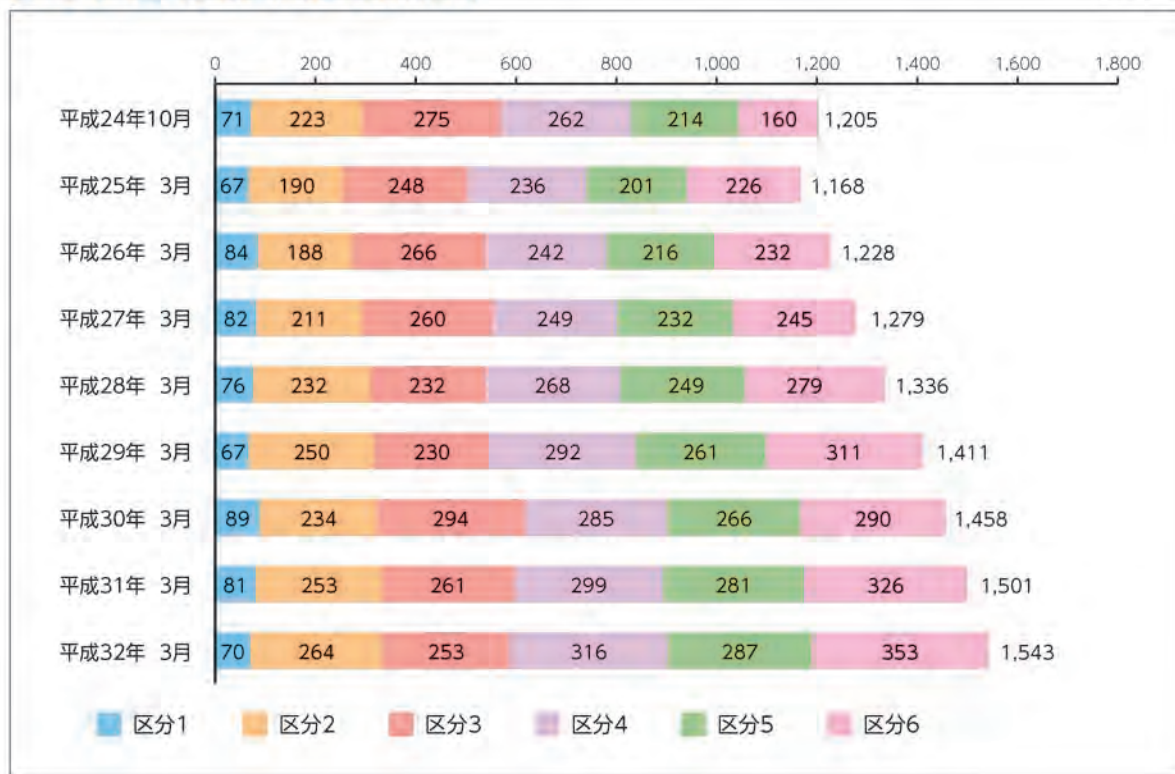
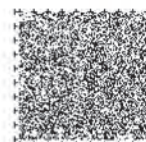


表1-2-8 障害支援区分の認定が関係する障害福祉サービス

サービス名	利用条件等	サービス名	利用条件等
居宅介護	区分1以上（通院等介助（身体介護を伴う）は区分2以上、他に該当条件あり）	生活介護	区分3以上（50歳以上は区分2以上）
重度訪問介護	区分4以上（他に該当条件あり）	短期入所	区分1以上
同行援護	区分なし（障害支援区分ごとの報酬区分あり）	重度障害者等包括支援	区分6（他に該当条件あり）
行動援護	区分3以上（他に該当条件あり）	施設入所支援	区分4以上（50歳以上は区分3以上、他に該当条件あり）
療養介護	区分5以上（他に該当条件あり）	共同生活援助	区分なし（障害支援区分ごとの報酬区分あり）

*放課後等デイサービス（障害児通所支援）：

平成30年4月から利用者の状態像を勘案した指標により、報酬区分が設定されます。

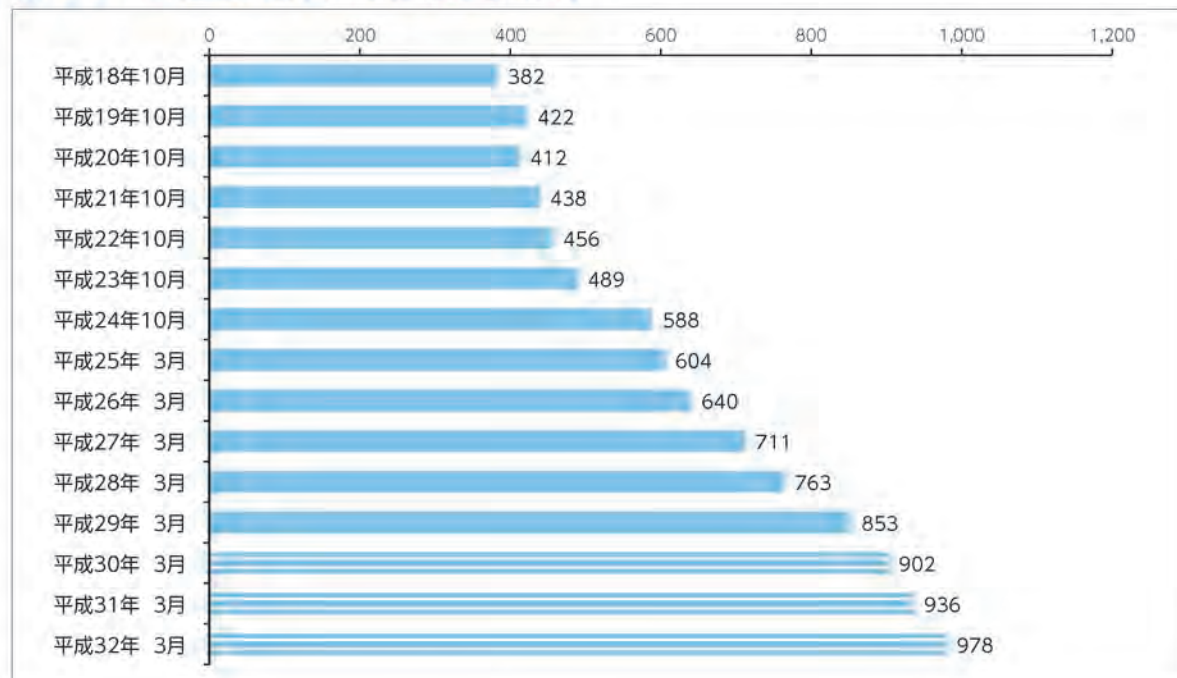


(3) 地域生活支援事業支給決定者数の推移

地域生活支援事業のうち、移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター（Ⅱ型）事業及び訪問入浴サービス事業を利用するためには、サービスの支給決定を受ける必要があります。図1-2-9は地域生活支援事業支給決定者数の推移ですが、移動支援事業や日中一時支援事業の利用者の増加等により、年々増加傾向となっています。

図1-2-9 地域生活支援事業支給決定者数の推移

(単位：人)



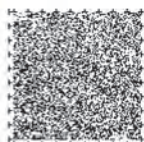
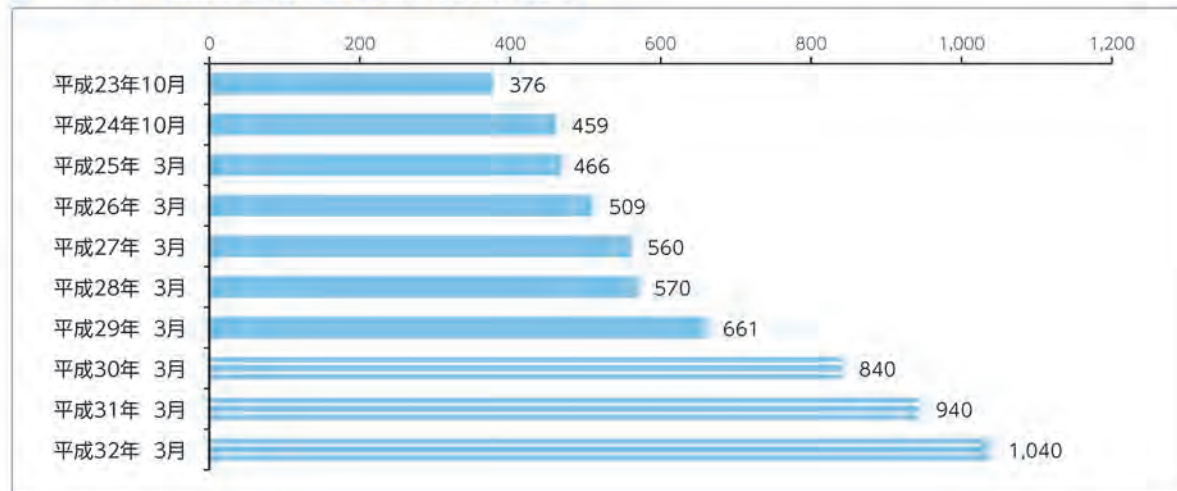
(4) 障害児通所支援支給決定者数の推移

障害児通所支援の支給決定者数の推移（図1-2-10）を見ると、障害のある子どもの増加等を背景に、年々増加が続いています。

平成32年までの3か年につきましても、増加していくものと考えられます。

図1-2-10 障害児通所支援支給決定者数の推移

(単位：人)



3 障害者団体等からの意見聴取

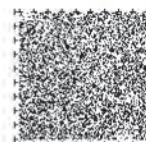
(1) 当事者団体等からのヒアリング調査概要

当事者団体や障害福祉サービス提供事業者を対象に、障害のある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性等を把握するためにヒアリング調査を実施しました。

調査対象	当事者団体：16、障害福祉サービス事業者：4
調査期間	平成29年4月～10月
調査方法	個別の面談によるヒアリング調査

(2) ヒアリング調査結果

- ①相談支援について ⇒ **(施策の方向) 総合的な相談体制の充実**
- 相談支援体制を充実させていく必要がある。
 - 相談支援の質の向上や人材の確保、体制の強化をお願いしたい。
- ②保健・医療について ⇒ **(第3次計画・施策) 保健・医療 - 精神保健・医療施策の充実**
- 現在の償還払方式を現物給付方式に改めていただきたい。
 - 現状では、精神科医療通院費のみが1割の自己負担となっているが、精神科に限らず、全診療科にかかる通院医療費の自己負担額の減免を考えていただきたい。
- ⇒ **(事業) 重度心身障害者医療費助成事業**
- ③障害のある子どもに対する支援について
- 放課後等デイサービス事業所や放課後児童クラブを増やしてほしい。
- ⇒ **(施策) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備**
- 医療的ケアを要する児童が適切な支援を受けられるようお願いしたい。
- ⇒ **(施策の方向) 医療的ケア児に対する支援**
- 家族支援プログラムの導入と専門家育成をお願いしたい。
- ⇒ **(施策) 人材育成**
- ④障害福祉サービスについて ⇒ **(施策) 在宅サービスの充実**
- 短期入所のサービスに空きが少なく、なかなか体験利用もできない。
- ⇒ **(事業) 社会福祉施設の整備**
- グループホームを増やして欲しい。
- ⇒ **(事業) グループホームの整備**
- 重度訪問介護の事業所が増えるには、どのようにすれば良いか考えてほしい。
 - 手話通訳者設置事業の手話通訳者について、複数配置・報酬改定など検討する必要がある。
- ⇒ **(事業) 意思疎通支援事業**
- ⑤障害のある人の移動について ⇒ **(事業) 障害者移動支援検討事業**
- 移動支援、同行援護や行動援護等については、地域性にも合致した利用ができるよう、サービス基盤の整備と利用しやすさに配慮したサービス提供システムとしてほしい。
 - 通勤・通学などにサービスが使えるよう、充実させてほしい。
- ⑥雇用・就労について
- 就労面と生活支援面の両面での支援が必要であるが、生活支援面での支援が不足している。
- ⇒ **(事業) 就労定着支援事業**



○障害のレベルによって一般就労を希望してもできない人もいる。

⇒ (事業) 障害者就労支援促進事業

○視覚障害者の就労と技術向上のための支援施設の設置が必要。

⇒ (事業) 社会福祉施設の整備

⑦地域生活について

○事業所や施設、グループホーム、あるいは地域での高齢化に対応した医療と連携した支援システムを立ち上げていただきたい。

⇒ (事業) 障害者のネットワークづくりの推進

○障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、障害者の生活を地域全体で支える体制構築のため、「地域生活支援拠点等」の整備に向けて、富山市においても積極的に取り組んでいただきたい。

⇒ (施策) 地域生活支援拠点等の整備

⇒ (事業) 障害者あんしん生活支援事業（「親亡き後」相談研究事業）

○盲ろう者が安心して生活できるようにしていただきたい。

⇒ (施策) 地域共生社会推進体制の構築

⑧高齢障害者の支援について

○障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行について、利用者の事務的負担を少なくするようお願いしたい。重度で高齢化した人までの支援体制を考えてほしい。

⇒ (事業) 高齢障害者への支援

○介護保険の認定を受けた人はリハビリのために使えるが、良くなって要支援がつかなくなる
とリハビリが使えなくなる。軽スポーツなど予防的な施策を進めてほしい。

⇒ (施策の方向) 二次障害・障害の重度化予防

○視覚障害・聴覚障害をはじめ、見えにくくなった人、聞こえにくくなった人の支援について
理解を進めてほしい。

⇒ (事業) 聞こえのサポート等事業

⑨生活環境について

○バリアフリー化の再点検をお願いしたい。

⇒ (第3次計画・施策) バリアフリー化を促進するために一すべての人にやさしいまちづくり

○施設整備の際には、それぞれの障害者団体の意見を聞く場を設けてほしい。

⇒ 同上

○障害者がスポーツ施設で卓球を利用する際に、会場の確保に苦勞している。

⇒ (事業) 障害者スポーツの振興

⑩防災対策・災害時のニーズについて

⇒ (施策の方向) 防災・防犯対策

○一般の避難所では生活が不可能だったりするので、障害者が出入りできる避難所を確保して
もらいたい。

○地域の防災訓練を行い、要援助者を明確にし、把握ができていようにしてほしい。

○避難所、救護所、福祉避難所等障害者が安心して対応できるようマニュアルを作成し、指導
してほしい。

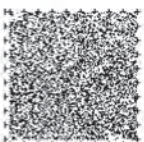
⑪障害者差別の解消について

⇒ (施策の方向) 権利擁護の推進

○小さい頃から障害者と接することで、障害への理解が深まると思う。

○差別、合理的配慮に対してそれぞれ個人差があり、訴えることができない人や世間体を気に
する障害者の泣き寝入りが見られる。

○盲導犬使用者に対し、飲食店の入店拒否、宿泊施設への入館拒否、タクシー等の乗車拒否が
起こらないようにしてほしい。



第3章 重点施策

1 相談支援体制の充実

近年、知的障害者、精神障害者、発達障害者等の増加、親の高齢化等により、障害のある人の社会参加や地域での生活を支援する上で、ライフステージに応じ、地域で身近に相談できる体制が必要になってきています。

一方で、社会環境の変化により、複合的な課題を有し、かつ専門的な支援を要する障害者への対応や、障害者虐待、障害者差別、触法障害者の支援等が増加しています。

これらの障害のある人の多様なニーズに対応していくために、今後は、基幹相談支援室が、委託相談支援事業所をはじめ指定相談支援事業所との役割分担を明確にし、相談支援体制を充実していきます。

また、指定地域定着支援事業者等と連携し、24時間相談対応できる仕組みを調査研究します。

(1) 基幹相談支援室の機能強化

平成24年10月に障害者福祉プラザに基幹相談支援室を設置し5年が経過し、この間に、基幹相談支援室の相談件数も増加しています。

富山市障害者福祉センターの一部であった基幹相談支援室を障害者の相談支援の拠点として「基幹相談支援センター」と位置づけ、人員体制を整え、機能の強化を図り、相談支援専門員の人材育成をはじめ複合的な課題を有する障害者の支援等を行います。

(2) 地域を基盤とした相談体制づくり

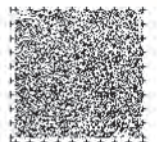
本市では、平成18年の障害者自立支援法に基づき、市内の7つの法人に障害の種別ごとに相談支援事業所を委託してきました。

この間、平成25年に障害者総合支援法が施行されてから、三障害が1本化されたこと、サービス等利用計画の作成が義務づけられたこと、障害のある人の地域生活を支えていくには、地域を基盤とした身近な相談支援体制が必要であることから、これまでの障害種別ごとの専門的な相談支援に加え、地域ごとに障害者の総合相談窓口機能をもつ、相談支援事業所を保健福祉センターのエリア内で整備するとともに、これらの事業所と保健福祉センター、地域包括支援センターが連携し、担当地域で生活する障害者の相談支援体制を構築します。

(3) こども発達支援室を中心とした障害児の早期からの相談体制づくり

障害のある子どもへの支援は、できるだけ早期から、発達段階に応じた適切な支援を行うとともに、生涯にわたり一貫した継続的な支援を行うことが重要です。

障害のある子どもや障害の疑いのある子どもおよび保護者に対し、こども発達支援室を中心に医療機関、保健福祉センターや相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、保育所等、幼稚園、学校等と連携して、早期からの相談や、切れ目のない支援が受けられるよう、相談支援体制を構築していきます。特に、子どもは成長・発達に応じたきめ細かな相談、親への支援が求められることから、相談に対応する職員の知識と技術の向上を図るため研修や情報提供を行います。



(4) 障害者虐待・障害者差別解消等、障害者の権利擁護の相談の強化

平成24年に障害者虐待防止法が施行され5年が経過し、①障害者虐待の相談件数が年々増加していること、②障害のある人本人からの相談が少ない傾向があること、③事業所や使用者による虐待も散見されており、障害のある人が相談しやすい環境を整備する必要があることから、委託相談支援事業所、保健福祉センター等が一次相談窓口として、身近な相談に対応できるように職員の相談援助技術の向上に努めます。

平成28年の障害者差別解消法および障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例施行後、障害を理由とする差別に関する相談や合理的配慮の不提供に関する相談を各課の窓口で対応するとともに、地域相談員が身近な地域で相談に対応しています。これらの相談は一度に解決が難しい相談もありますが、相談に対応する者が、適切に相談内容をとらえ、関係課との連携も密にし、解決に努めます。

また、知的障害者、精神障害者等の権利が侵害されないよう、成年後見制度の活用を推進するとともに、障害のある人本人の意思決定支援を行えるよう、関係者の資質向上に努め、障害者本人および保護者が必要とする「親亡き後の相談支援体制」の在り方を検討し、体制づくりに努めます。

2 在宅生活の基盤整備

(1) グループホームの整備促進

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、生活の拠点となる住まいの場を確保する必要があります。

グループホームは、住まいの場として、地域で生活している方の潜在的ニーズも高く、地域移行促進のための重要な施策でもあることから、国の補助制度を活用し、整備促進に努めます。

(2) 重度訪問介護、同行援護、行動援護サービスの安定供給

重度訪問介護、同行援護、行動援護サービスにおいては、介護従事者の確保が難しくなっており、日時によってはサービスの利用ができない状況も生じています。

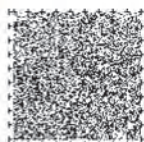
重度障害者、視覚障害者、強度行動障害者といった方々が、安心して在宅生活を送ることができるよう、県および開催団体と連携し、重度訪問介護従事者研修、同行援護従事者研修、強度行動障害従事者研修の積極的な周知を行い、従事者の確保に努めます。

(3) 医療的ケアが必要な障害児・者、強度行動障害者等が利用できるサービスの確保

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的なケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加しています。医療的ニーズの高い障害児・者が安心して在宅生活を過ごせるよう、身近な地域でのサービス提供体制の整備に努めます。

また、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けては、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進します。

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じてサービス提供体制の整備に努めます。



(4) 地域での見守り支援体制づくり

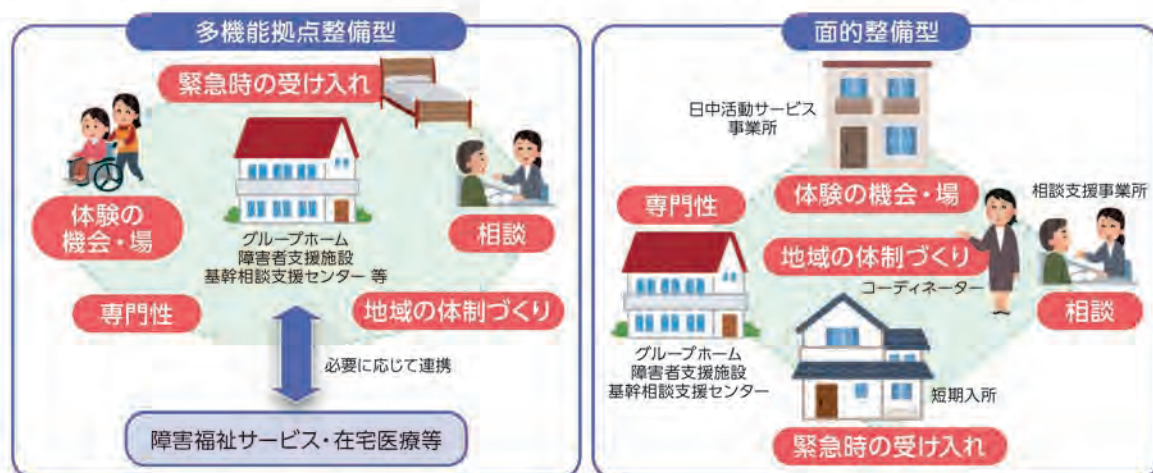
地域に住む障害者が安心して在宅生活が送れるよう、委託相談支援事業所が、地域の障害者の状況を把握するとともに、障害者に対する誤解や偏見をなくし、障害者本人および家族、地域住民が自助・互助・共助の意識を高めることができるよう啓発を行います。また、身体障害者相談員、知的障害者相談員をはじめ民生委員や町内会等と連携し、支援の必要な障害者を地域で見守ることができるよう、見守りネットワークの構築など、地域住民とともに障害者の地域生活支援体制の構築に向けて検討を行います。

(5) 医療・介護（障害福祉）の連携の推進

障害相談支援事業所等が、かかりつけ医と連絡できるよう、医療との連携方法を学ぶ機会を確保します。また、かかりつけ医およびまちなか総合ケアセンターと障害相談支援事業所および障害福祉サービス事業所の連携を強化し、障害が重度になっても在宅で生活できるよう支援します。

(6) 地域生活支援拠点等の整備

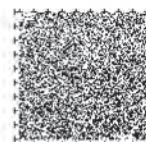
障害のある人に対して、地域での暮らしを担保し、自立を希望する人への支援を進めるため、自立等に関する相談や、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会および場の提供、緊急時の受入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備、コーディネーターの配置等の地域の体制づくりを行う地域生活支援拠点等を1か所整備します。



(7) 福祉人材の確保

介護職員の確保、離職ゼロを目指し、介護職員および福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的に、国では、処遇改善加算を設けています。この加算は、介護職員の給与に直接反映することとされており、介護サービスの質の向上を図る研修システム等が整っている事業所ほど、加算がアップする仕組みとなっています。

障害福祉サービス事業所では、この加算を算定している事業所が少ないことから、富山県社会保険労務士会と提携し「福祉・介護職員キャリアパスサポート事業」を実施し、加算を算定するためのキャリアパスの作成を支援することで、介護人材の確保および定着を図ります。



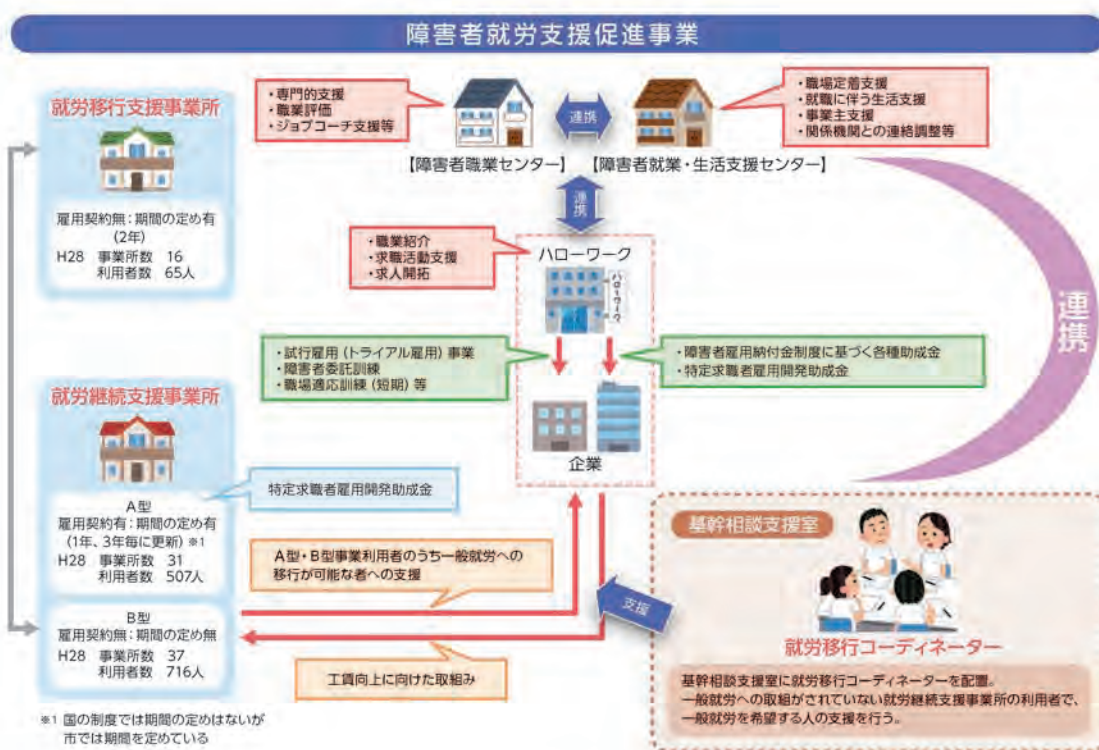
3 就労支援の推進

(1) 障害者就労支援促進事業の実施

障害のある人の適性に応じて、福祉的就労から一般就労へと身近な地域での就労を促進し、障害者の自立を支援するため、就労移行コーディネーターを配置し、身近な地域の企業における障害者雇用への理解促進、一人でも多くの就労希望の実現、地域の企業と就労継続支援A型・B型事業所の顔の見える関係づくりを推進します。

【就労移行コーディネーターの役割】

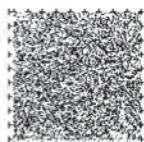
- ① 就労継続支援A型・B型事業所を巡回訪問し、一般企業への就労希望の把握
- ② 身近な地域の企業を巡回訪問し、障害者雇用への理解を促進
- ③ 一般企業への就労希望者に対する支援の実施



(2) 就労移行支援事業および就労定着支援事業の実施

障害のある人の一般就労を促進するため、就労移行支援事業の利用者数の増加を図るとともに、就労移行事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上となるよう努めます。

また、新たに創設される就労定着支援事業では、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者が、一般就労を継続するため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。



(3) 就労継続支援事業の工賃向上を図る取組の推進

市内の就労継続支援事業所の平成28年度平均工賃は、就労継続支援A型事業所では時給772円、就労継続支援B型事業所では月額16,304円、時給197円となっております。

就労継続支援A型事業所は平均賃金が富山県の最低賃金を上回るよう努めるとともに、就労継続支援B型事業所は富山県が工賃向上支援計画で定めている目標工賃額を上回ることを目指します。また、全ての就労継続支援B型事業所で時給が200円を上回ることを目指します。

目標を上回るためには、工賃向上に対する意識の共有、売れる商品作り、営業・販売力の向上、地域・企業等との連携強化、多様な就労の場の確保・施設外就労（支援）の活用などを推進するとともに、農福連携等の新たな枠組みの構築などを支援します。

また、高齢者等の身近な生活を支える新たなサービスとして、就労継続支援B型事業所の役務などが活用できないか研究します。

4 地域共生社会の推進

社会保障制度は、これまで、子ども、高齢者、障害者、生活困窮者等、対象ごとに、また、生活に必要な機能ごとに、公的支援制度の整備と充実が図られ、私たちの暮らしを支えてきました。このことから、行政施策も縦割りとなり、対象ごとの見守り支援体制をはじめ様々な施策が縦割りで、地域で展開されてきた背景があります。

しかしながら、人口減少・超高齢社会では、複雑で複合的な課題を抱えた人の増加や、介護の担い手をはじめ地域の支え手の減少が見込まれていることから、社会保障制度や産業等の領域を超えてつながり、お互いを配慮し、存在を認め合い、支え合う思いやりのある社会（Compassionate Community）が求められています。そのためには、公的支援を縦割りから丸ごとへ転換し、我が事・丸ごとの地域づくりが重要となっています。

子ども、高齢者、障害者その家族など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指すため、平成30年度から平成32年度までの3年間に、地域共生社会推進モデル事業（包括的支援体制構築支援事業、地域力強化推進事業）を実施します。



(1) 縦割りから丸ごとへの転換

本市では、平成8年度から保健・医療・福祉のネットワーク化を図るため、全ての地域において、自治振興会や社会福祉協議会、民生委員児童委員等が参加し「健康づくり推進会議」を開催するとともに、平成15年度から地域ケアの推進に取り組み、平成18年度には32か所の地域包括支援センターを設置しきめ細かな施策を推進してきました。平成26年度からは高齢化の進んだ中心市街地において、地域のつながりを強化し、包括的に地域活動を推進するため、地域住民、専門職、行政が共に学び、顔の見える関係づくりを目指し、健康まちづくりマイスターを養成、地区包括的情報交換会を開催し、地域の各種団体がお互いの活動を理解し、共に地域の課題を考えるという取組を行ってきました。平成27年度には保健福祉センターを子育て世代包括支援センターとし、周産期からの切れ目のない支援に取り組んでいます。さらに、平成29年に地域包括ケアの拠点として「まちなか総合ケアセンター」を整備し、赤ちゃんから高齢者、障害者が安心して生活できる健康まちづくりを総合的に推進しています。

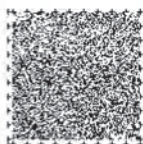
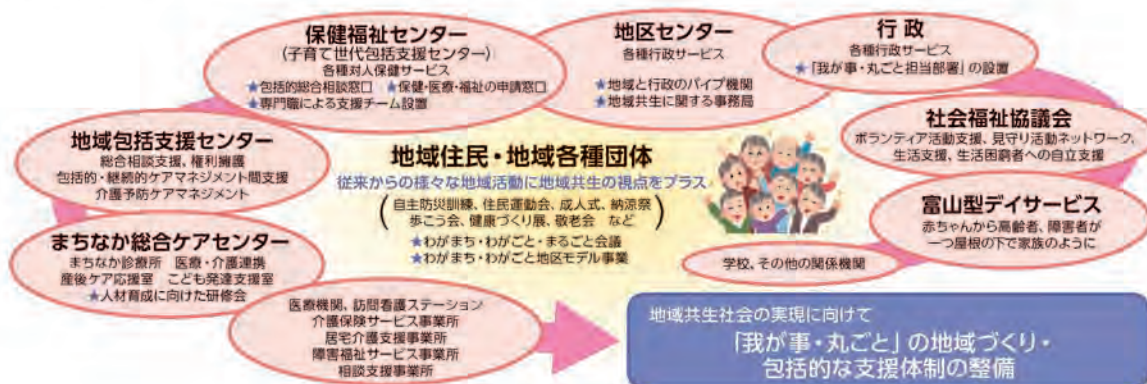
これらの施策は、分野ごとに充実してきていますが、地域を基盤に行う活動については、各課の施策を統合し、現場でまとめて地域に展開していく仕組みを検討するため部局横断的な検討の場を設けます。また、本市の強みは、高齢者の相談を包括的に行う32か所の地域包括支援センターがあり、行政の保健福祉の相談窓口として7つの保健福祉センターがあることから、まず、モデル事業を実施し、複合的・複雑な課題に対応する機能と保健・医療・福祉の各種申請を包括的に行う機能を3か所の保健福祉センターで試行的に行い、課題を検証します。

(2) 我が事・丸ごとの地域づくり

本市では、民生委員児童委員や高齢福祉推進員、保健推進員などのボランティアが活動し、さらに、自治振興会や老人クラブの活動が活発で、地縁性が残っており、73か所の地区センター、80か所の地区社会福祉協議会があります。

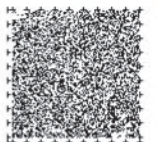
これらの中からモデル地域を選定し、地域の強みを生かし、さらに、新たな地域や企業の人材の参画も求め、地域主体の活動を推進します。

特にこれまで、障害者団体からのニーズはある一方で、個人情報などの関係で、障害者の地域での見守り支援体制等は十分取り組まれてこなかった背景があります。モデル事業を通して、既存の事業や組織の枠組みを生かし、ユニバーサルデザイン2020行動計画にある心のバリアフリーを推進し障害者と地域とのつながりを促進するとともに、障害者が「支えられる人」としてだけでなく「支える人」としての力も発揮できる社会の実現に向け、課題を整理します。



第 2 部

第 5 期 富山市障害福祉計画



第1章 国の基本指針と本市の第5期障害福祉計画成果目標

1 施設入所者の地域移行の推進

【国の基本指針の考え方】

- ・平成28年度時点における施設入所者の9%以上が平成32年度末までに地域生活に移行する。
- ・平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の入所者数から2%以上削減する。

(1) 施設入所者の地域生活への移行者数の目標数値

入所施設における集団的生活から、障害のある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障害のある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

①平成32年度末までに、平成28年度末施設入所者数441人のうち、14人(3.2%)が地域での生活に移行することを目指します。

※積算根拠：市が委託している相談支援事業所7事業所×2人 ※目標設定理由：国の基本指針どおりの場合、平成32年度末までに、平成28年度末施設入所者数441人のうち、第4期障害福祉計画の未達成割合を含めた86人(19.5%)が地域での生活に移行する必要がありますが、施設入所者の地域移行を着実に進めるため、富山市障害者自立支援協議会専門ワーキング等の検討も踏まえ、この3年間は相談支援事業所が地域移行を推進する基盤づくりを行うことが重要であると考え、目標を設定したものです。

②平成32年度末時点の施設入所者数は、平成28年度末施設入所者441人から9人(2%)減少した432人を目指します。

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の施設入所者数	441人	平成28年度末時点において施設に入所している人数
地域生活移行者数	14人(3.2%)	平成32年度末までに全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行する人数
削減見込	9人(2%)	平成32年度末時点の入所者数を、平成28年度末時点から2%以上削減する。

(2) 第4期障害福祉計画の目標値と実績(見込み)

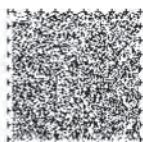
福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する第4期計画の目標値は、次のとおりです。

①平成29年度末までに、平成25年度末施設入所者数470人のうち、57人(12.1%)が地域での生活に移行することを目指します。

②平成29年度末時点の施設入所者数は、平成25年度末施設入所者470人から26人(5.5%)減少した444人を目指します。

福祉施設の入所者の地域生活への移行数は、目標の57人に対して8人と目標値を下回りました。この4年間の地域移行数の内訳として、グループホーム等への移行数は2人とどまりました。

施設入所者数の減少は、目標数値26人に対して実績が49人と目標値を上回りました。



区分		数値	考え方
平成25年度末の施設入所者数		470人	平成25年度末の全施設入所者数
地域生活移行者数	目標数値	57人 (12.1%)	平成25年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行する人数
	実績 (見込み)	8人 (1.7%)	
削減見込	目標数値	26人 (5.5%)	平成29年度末段階での削減見込数
	実績 (見込み)	49人 (10.4%)	

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針の考え方】

- ・平成32年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉等の関係者による協議の場を設置する。

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるような地域づくりを進めるため、保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置し、精神障害（発達障害および高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

項目	数値	考え方
保健、医療、福祉等の関係者による協議の場の設置	設置	平成32年度末までに設置する。

3 地域生活支援拠点等の整備

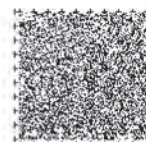
【国の基本指針の考え方】

- ・平成32年度末までに、地域生活支援拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。

障害のある人等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する人への支援を進めるため、自立等に関する相談や、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会および場の提供、緊急時の受け入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備、コーディネーターの配置等の地域の体制づくりを行うなどの機能を担う体制が求められています。

こうした体制を実現するため、平成32年度末までに、地域生活支援拠点（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制「面的な体制」を含む）について整備することとします。

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等の整備	1か所	平成32年度末までに整備する。



4 一般就労への移行の促進

【国の基本指針の考え方】

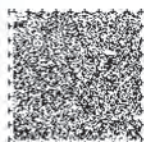
- ・平成32年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上にする。
- ・平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度実績から2割以上増加とする。
- ・就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とする。
- ・各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とする。

(1) 福祉施設から一般就労への移行等

- ①平成32年度に福祉施設から一般就労へ移行する人については、平成28年度に施設から一般就労した人数の1.5倍（86人）を目指します。
- ②平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度末の利用者数65人から78人（20%増）に増やすことを目指します。

※目標設定理由：国の基本指針どおりの場合、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度末の利用者数65人から106人（63%増）に増やすことが必要となりますが、就労移行支援事業所が減少傾向であるため、第4期障害福祉計画の未達成割合を含めず、平成28年度末の利用者数の2割増加を目標に設定するものです。
- ③加えて、就労移行支援事業所について、平成32年度末における、就労移行率が3割を超える事業所の割合が、全事業所の50%以上となることを目指します。
- ④さらに、新たに創設された就労定着支援事業による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上となることを目標とします。

項目	数値	備考
平成28年度の年間一般就労移行者数	57人	平成28年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	86人(1.5倍)	平成32年度に福祉施設を退所して一般就労する人数
就労移行支援事業の利用者数	78人(20%増)	平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数
就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合	50%以上	平成32年度末において就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合
就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率	80%以上	各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率



(2) 第4期障害福祉計画の目標値と実績（見込み）

福祉施設から一般就労への移行者数と就労移行支援事業の利用者数に関する第4期計画の目標値は、次のとおりです。

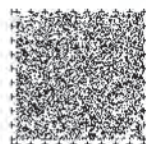
①平成29年度に福祉施設を退所して一般就労する人数を48人を目指します。

②平成29年度末において就労移行支援事業を利用する人数を114人を目指します。

福祉施設から一般就労へ移行する人については、48人を目標としており、平成29年度の見込みは57人と目標数値を上回る見込みです。

また、就労移行支援事業の利用者数については、114人を目標としておりましたが、平成29年度の見込みは71人と目標数値を下回る見込みです。

区分		数値	考え方
目標年度の年間一般就労移行者数	目標数値	48人	平成29年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
	実績（見込）	57人	
就労移行支援事業の利用者数	目標数値	114人	平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数
	実績（見込）	71人	
就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合	目標数値	50%以上	平成29年度末において就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合
	実績（見込）	13%	



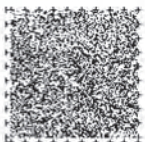
第2章 施策の体系

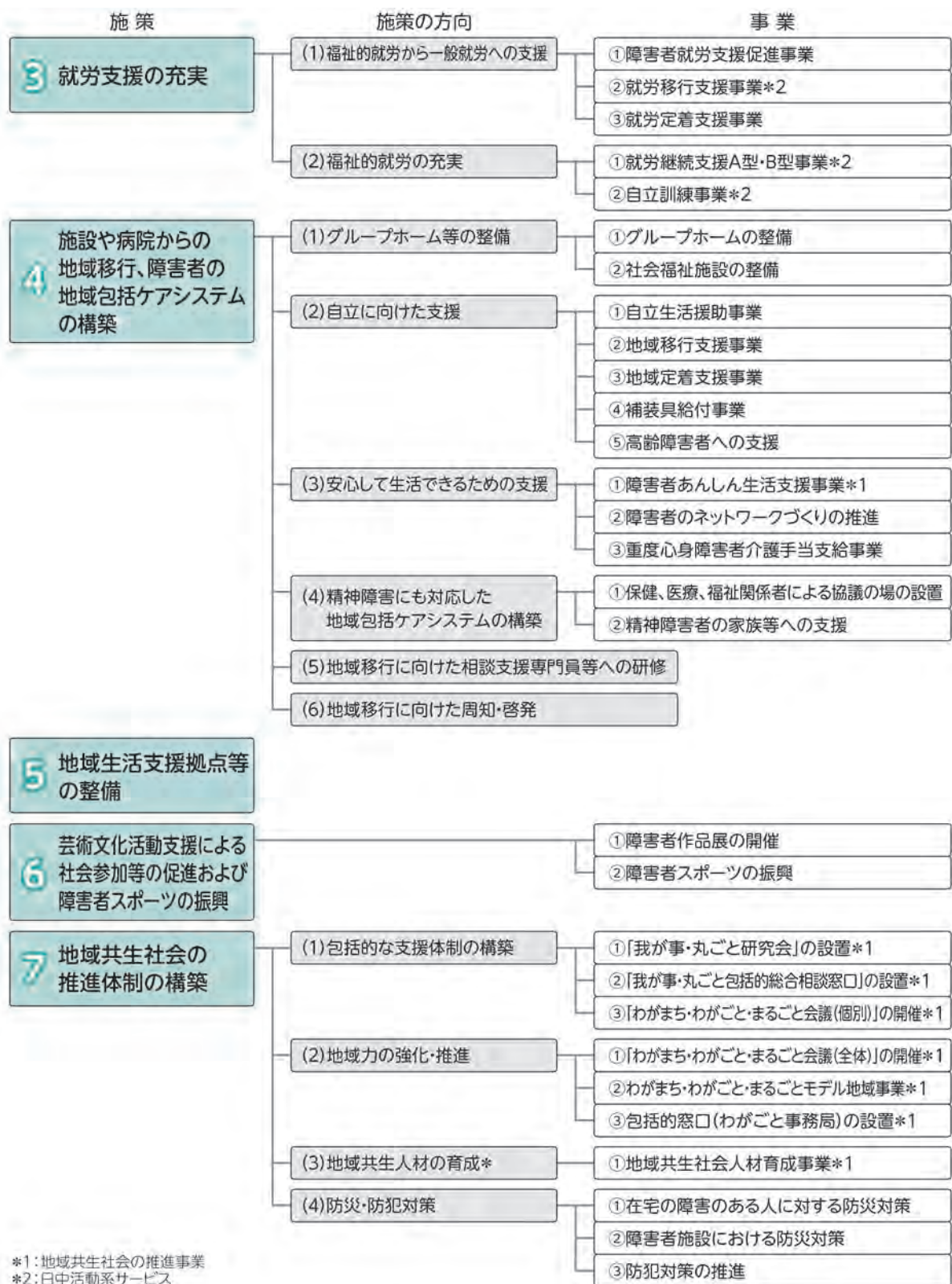
基本目標：ノーマライゼーション社会の実現をめざして

障害の有無にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として人格を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加・参画し、地域、暮らし、生きがいを共に創ります。

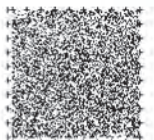


*1: 地域共生社会の推進事業
*2: 日中活動系サービス





*1: 地域共生社会の推進事業
*2: 日中活動系サービス



施策1 相談支援・情報提供体制の充実

障害のある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行い、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう相談しやすい体制づくりや情報提供の充実を図ります。

(1) 総合的な相談体制の充実

ライフステージの全ての段階を通じて、きめ細かいサービスを障害のある人に提供していくためには、個々の施策を包括的に検討し、実施する機関が身近にあることが不可欠です。本人や家族の相談窓口となるとともに、地域で暮らすための様々なサービスをコーディネートする総合的な支援体制の整備に努めます。

①より身近な相談支援の充実

障害のある人の身近な地域における相談機関として、委託相談支援事業所を地域別に配置するとともに委託相談支援事業所や各保健福祉センターの利用を推進します。また、身体障害者手帳所持者の約75%が65歳以上であることから、高齢者に関しては、市内32か所に設置されている地域包括支援センターとの連携を図ります。なお、より障害特性に応じた専門性を必要とする相談等に関しては、身体・知的・精神の専門相談機関等へつなげます。

②専門支援体制の充実

富山市障害者福祉センター基幹相談支援室においては、相談支援事業所などと連携して、複合的な課題に加え、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等の障害特性に応じた総合的な相談支援を行うとともに、市内の相談支援事業所の中核的な役割を担うため支援体制の充実を図ります。

また、相談支援専門員の資質の向上を図るため、サービス等利用計画作成等の研修会を実施します。さらに、委託相談支援事業所が地域の関係機関と連携し情報交換を行う体制づくりに努めます。

③計画相談支援事業

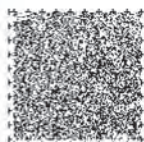
障害福祉サービスの相談支援には、計画相談支援、地域移行支援および地域定着支援があります。障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成および見直しを行う計画相談支援については、相談支援専門員の確保に努め、国が定める相談支援専門員一人あたりの標準相当件数を推進します。

また、障害者の状態に応じた適正なモニタリングが実施できるよう相談支援専門員の質の向上を図るとともに、新規の相談支援事業者の参入を図ります。

④介護保険サービスとの連携

難病や重度障害者の在宅生活を支えるために介護保険サービスに加え、障害福祉サービスの上乗せの制度があります。介護保険のケアマネジャーがこれらの制度の活用をしやすいよう、障害の相談支援専門員との連携を強化し、統合したケアマネジメントができるよう支援します。

また、これらの人々は介護保険サービス（共助）や障害福祉サービス（公助）だけでは在宅生活を支えることが困難なことから、地域包括支援センターと連携し、地域支援ネットワーク（互助）の構築に努めるとともに、双方が相談機関としての専門領域の強みを生かしながらトータルで支援できるよう努めます。さらに、施設に入所している高齢者が適切なサービスを受けることができ、地域への移行を後押しすることができるよう、施設職員の質の向上に努めます。



(2) 権利擁護の推進

障害のある人の人権を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、差別の解消、虐待の防止、成年後見制度の利用促進、意思決定支援の促進等を推進します。

①差別の解消

障害者差別解消法では、障害を理由とする「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」を定めております。富山県条例においては、対象を「何人も」と規定し、行政機関や民間事業者等以外の、あらゆる事業者、機関等に範囲を広げ、差別の禁止を規定しています。

障害のある人が差別を受けることなく、誰もが安心して地域で暮らしていくための環境づくりを推進し、市民、事業者等地域社会全体への障害に対する関心を高め、理解を深めるため、障害福祉に関する啓発冊子の配布や広報掲載の実施等、障害への理解を深めるための情報提供の充実に取り組みます。また、富山市障害者差別解消支援協議会において、障害者差別の解消を確実に推進していきます。

②虐待の防止

障害者虐待防止法に基づく障害者虐待防止センターの機能を障害福祉課に持たせており、障害者虐待の通報や届け出の受理、相談・指導・助言、広報等を行っています。

虐待は、人間としての尊厳を無視した基本的人権を侵害する行為であることから、行政を含めた関係機関との連携を強化しながら、障害のある人に対する虐待の未然の防止、緊急時における一時保護といった虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応など、虐待防止に向けたシステムの整備に努めます。また、障害福祉サービス事業所等に対して、人権の理解や適切な介護等、障害者虐待防止に関する研修会を実施します。

③成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、障害者の人権を守る制度であることから、成年後見制度の利用促進について、障害者本人および保護者をはじめ障害福祉サービス事業所等に制度の周知を図ります。

また、現在、社会福祉協議会にあるとやま福祉後見サポートセンターをはじめ関係機関と連携し、市民後見人をはじめ法人後見等、後見人の確保について検討します。障害者が身近な相談窓口として一時的な相談に対応できるよう、委託相談支援事業所の職員の資質向上に努めます。

④意思決定支援の促進

意思決定支援の質の向上を図るため、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して、意思決定支援ガイドラインの普及・啓発に努めます。

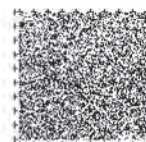
(3) 情報提供の充実

障害等のある人の自立と社会参加を実現するために、障害のある人もない人も誰もが相互に円滑なコミュニケーションをとることができるよう、わかりやすい情報提供等の支援を行います。

①意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者・要約筆記者等の派遣および設置を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

また、視覚に障害のある人への代筆代読サービスなど、障害のある人の情報アクセシビリティについて、調査・検討に努めます。



②障害特性に応じた情報提供の推進

視覚に障害のある人、聴覚に障害のある人および知的障害のある人は、その障害のために情報を入力することが困難な場合があることが大きな課題となっており、適切なサービス等を受けることができるよう情報の提供に努めます。

③聞こえのサポート等事業

耳が聞こえにくい、目が見えにくい等の障害が人間関係をはじめとした生活のしづらさにもつながることから、ボランティア活動を行う人等が、障害に対する理解、配慮について学ぶことができる場を整備します。

施策2 在宅サービスの充実

障害のある人が地域で当たり前の生活ができるよう、ニーズに応じて在宅サービスの量的・質的充実に努めるため、既存事業者の活用を図るとともに、新規事業者の参入を促進します。また、介護人材の不足については、県および関係機関等と連携し、その確保に努めていきます。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の5つのサービスをいいます。これらは障害者の地域生活を支える基本事業であることから、質・量ともにサービスの充実に図り、安心した在宅生活を送れるよう支援します。

①居宅介護・重度訪問介護事業

障害特性に応じた適切な介護のできる居宅介護・重度訪問介護の整備に努めます。

②訪問入浴サービス事業

重度の障害があるため、自宅で入浴が困難な人に対する訪問入浴サービスを推進します。

(2) 日中活動系サービス

通所系サービスとは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護及び短期入所のことをいいます。障害者が希望したときにサービスを利用できるよう、事業所とも連携しながら質・量ともにサービスの充実に図ります。

①生活介護事業

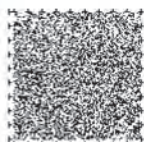
重度の障害のある人が利用する生活介護（介護型デイサービス）については、富山型デイサービスの利用も視野に置いて、引き続き支援します。

②療養介護事業

常時介護を必要とし、医療を要する障害者が、主として昼間において、病院等で行う機能訓練、療養上の管理、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話をを行うサービス（療養介護）の充実について、医療機関に働きかけます。

③地域活動支援センターⅠ・Ⅱ・Ⅲ型事業

Ⅰ型では精神障害者への創作的活動・生産活動の機会の提供等、Ⅱ型では在宅の重度障害者への入浴・介護・文化的活動・機能訓練・送迎などのサービスの提供、Ⅲ型では身体障害者・知的障害者・精神障害者への創作的活動・生産活動の機会の提供等を引き続き行います。



④日中一時支援事業

障害者を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を目的とし、障害者に日中における活動の場を確保する日中一時支援事業を実施します。

⑤短期入所事業

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等および障害児が、施設等に短期間入所し、入浴等の支援を受ける短期入所サービスを実施します。

(3) 移動支援施策の充実

障害者が地域の中で主体的に生活するにあたり、移動環境（手段）を充実させることが重要です。地域での生活を始めたとしても、移動の支援がなければ外出することが困難なため、地域の活動範囲を広げられない人もいることから、障害者のニーズを的確に捉えた移動支援施策の充実を推進します。

①障害者移動支援検討事業

障害者の移動について、地域で支える仕組みの構築を目指して、「障害者（児）の移動に関する検討会」を開催し、移動支援の課題、改善方法や今後のあり方等を幅広く意見交換し、検討します。

②移動支援サービスの充実

障害者の自立生活および社会参加の促進のため、屋外での移動が困難な人に対して、より便利に外出することができるよう、支給対象の見直し等、移動支援の充実に努めます。

③同行援護事業の充実

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時において移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等、外出する際に必要な援助を行います。

視覚障害者にも分かりやすい方法で事業の周知に努めるとともに、事業所同士の連携を図ることで、同行援護を希望したときに利用できるよう努めます。また、同行援護サービスのみならず、日常生活用具や盲導犬等の活用により、視覚障害者が外出しやすい環境づくりを行います。

④行動援護事業の充実

知的障害あるいは精神障害により行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする障害者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。新規事業者の参入を促進するなど、行動援護を利用しやすいよう環境づくりに努めます。

⑤福祉タクシー制度

移動が困難な障害者に、タクシー利用券又はガソリン給油券を交付することにより、生活範囲を広げ、積極的な社会参加の促進に努めます。

(4) 発達障害者への支援

発達障害は、周りの人から見るとそれが障害だとは分かりにくい場合も多く、理解されにくい障害であることから、地域や、教育、職場等において障害特性や対応等について理解が深まり、適切な支援が受けられるよう体制の整備に努めます。

①発達障害の相談支援ができる人材育成

身近な場所で発達障害について相談できるよう、保健福祉センターや基幹相談支援室、相談支援事業所等の職員に研修等を実施し、相談に対応できる人材を育成します。



②相談支援体制の整備

発達障害者の中には、本人や家族に発達障害の気づきがないまま成人期を迎え、就労困難や経済的問題など何らかの社会的不適応を抱えていることがあることから、早期に相談でき、適切な支援が受けられるよう、保健福祉センターや基幹相談支援室、相談支援事業所が対応し、必要に応じて教育、就労、生活困窮・生活保護、警察等につなぎ、支援を行います。

また、相談支援体制については、調査・研究していきます。

③関係機関のネットワーク

保健、医療、福祉、教育、労働、警察等の関係機関が連携し、発達障害者が、早期から発達段階に応じた一貫した支援を円滑に受けることができるよう支援します。

④発達障害に対する理解の促進

自閉症、アスペルガー症候群などの発達障害について、広く市民に正しい知識を普及するため、啓発パンフレットをホームページへ掲載するとともに、身近な地域の相談者である民生委員や身体障害者相談員、知的障害者相談員、メンタルヘルスサポーター等へパンフレットを配布することにより、理解の促進に努めます。

(5) 二次障害・障害の重度化予防

高齢になるほど、何らかの障害を有し、生活する上での支障が出てきやすくなります。また、今までできていたことができなくなると、活動意欲が低下し、閉じこもりがちになってしまいます。このため、障害の影響による生活の不便さの軽減を図るなど、二次障害・重度化予防に努めます。

①健康づくり教室の推進

障害者福祉プラザにおいて、障害特性に応じた健康づくり教室を開催するとともに、地域の要望に応じた健康講座を開催します。

②障害福祉サービス事業所等による健康づくりの推進

障害者の二次障害・重度化予防を推進するために、障害福祉サービス事業者等による健康づくりプログラムの推進に努めます。

③自立支援医療（更生医療）給付事業

18歳以上の身体障害者の更生（障害を除去・軽減する手術等の治療）に係る医療費の給付を行うことによって、日常生活を容易にし得ることを図ります。

④重度心身障害者医療費助成事業

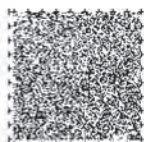
64歳以下の重度心身障害者に対して、医療費を助成することにより心身障害者の保健の向上と経済的な負担の軽減を図り、疾病や障害の重度化を予防します。また、精神障害者の生活習慣病発生率が高いことから、重度の精神障害者の医療費助成について検討します。

⑤医療と介護（障害福祉）の連携の推進

障害福祉サービスの相談支援専門員とかかりつけ医との連携が不十分であることから、連携が図られるよう検討します。

現在、まちなか総合ケアセンターを中心に、医療従事者と介護従事者との顔の見える関係づくりが進められておりますが、障害福祉サービス従事者が参画できるよう支援します。

（再掲）聞こえのサポート等事業



(6) 共生型サービスの創設

福祉サービスの一体的な提供を推進するため、障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所でサービスを利用しやすくするとともに、高齢者や障害者・児が共に支え合うことで、障害のある人の自立・自己実現に向けた支援を行う「共生型サービス」が創設されることから、制度の周知を図り、障害福祉サービス事業者の介護保険サービスの提供を推進します。

施策3 就労支援の充実

障害のある人が、自立した生活を送ることができるよう、障害者就労支援促進事業などにより一般就労への支援を行うとともに、一般就労が困難であっても、障害者が希望する地域で希望する働き方ができるよう福祉的就労の場の整備に努めます。

(1) 福祉的就労から一般就労への支援

就労移行支援や就労継続支援A型・B型を利用している障害のある人の中で、一般就労を希望する人が希望する就労先で勤務できるよう支援するとともに、一般就労へ移行した障害者が就労の継続を図るよう支援します。

① 障害者就労支援促進事業

就労移行コーディネーターを配置し、就労継続支援事業所を利用している障害者の特性に応じ、福祉的就労から一般就労へと身近な地域での就労を促進し、障害者の自立を支援します。

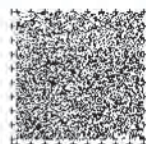
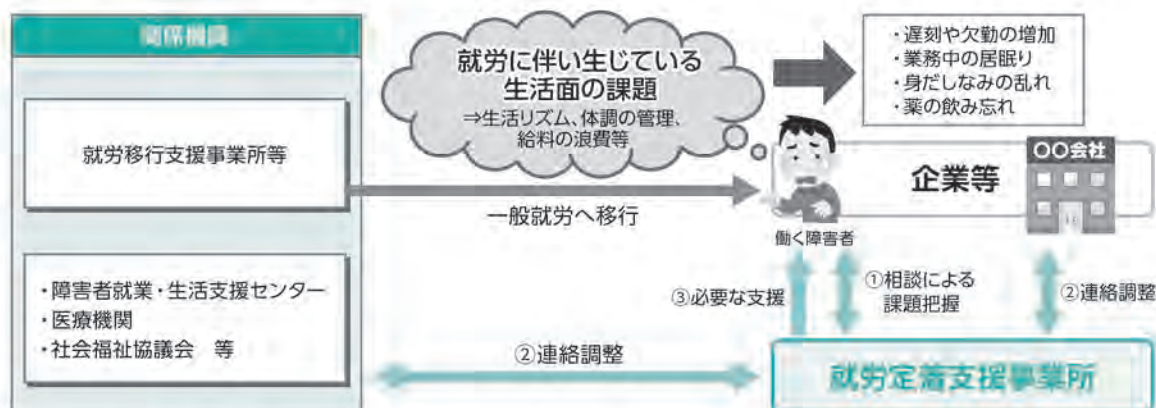
② 就労移行支援事業

就労を希望する障害者が、生産活動等の機会の提供を通じて、一般就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を受ける就労移行支援事業の充実を促進します。

また、就労を希望する障害のある人の就労に至る支援や障害のある人の就労を継続する支援を行う障害者就業・生活支援センターのPRを行います。

③ 就労定着支援事業

一般就労へ移行した障害者の中には、就労に伴う環境の変化から様々な生活面の課題が生じ、就労の継続に支障をきたしている障害者がいます。就労の継続・定着を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調管理等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。



(2) 福祉的就労の充実

一般就労が困難であっても、生産活動に従事することは、障害のある人の社会参加、働く権利、社会への寄与、自己実現の観点から重要であり、障害のある人が希望する地域で希望する働き方ができるように、福祉的就労の場の整備に努めます。

①就労継続支援A型・B型事業

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に就労の機会を提供する就労継続支援A型(雇用型)およびB型(非雇用型)について引き続き支援を行います。

②自立訓練事業

自立訓練事業は、特別支援学校卒業者、精神病院退院者、入所施設退所者等が自立した日常生活または社会生活ができるよう必要な訓練を受けるものです。障害者の地域生活の移行を容易にするため、自立訓練事業の周知を図ります。

施策4 施設や病院からの地域移行、障害者の地域包括ケアシステムの構築

障害者総合支援法は、障害のある人が地域で安心して生活することができる地域社会の実現を目指すものですが、障害のある人の望む生活の実現に向け、複数のニーズを調整し、サービスを継続的に提供するためには、関係者・機関の連携やネットワークが必要となります。地域移行に向け施設の整備や多様なサービスを展開させるとともに、地域生活を支えるためのネットワークづくりを推進し、トータルな支援体制の構築を目指します。

(1) グループホーム等の整備

①グループホームの整備

総合計画に基づき、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用しながら、1年に1か所を目標にグループホームの整備に努めます。また、入居希望者等が地域生活のイメージをつかみやすいよう、グループホームの宿泊体験の実施を事業者に要請していきます。さらに、障害者の重度化・高齢化に対応できる日中サービス支援型共同生活援助の事業者の確保に努めます。

②社会福祉施設の整備

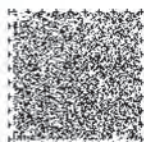
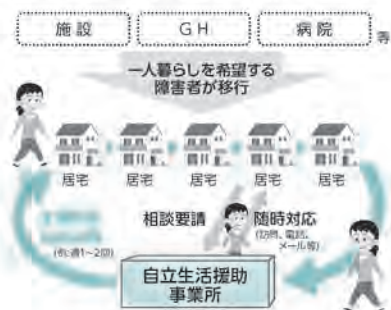
短期入所生活介護等や障害の特性に応じたサービスが不足している障害福祉サービス施設等を整備する場合や、既存の施設の防火・防犯対策の改修など、国の補助金を活用し整備します。

(2) 自立に向けた支援

障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、入院・入所中であっても退院・退所に向けた支援を行ったり、地域で生活している人に対して助言や訪問等、適時適切な支援を行います。

①自立生活援助事業

居宅において单身等で生活する障害者の一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、情報の提供および助言その他の必要な援助を行います。新規に創設される事業であることから、



障害のある人への周知及び事業所の確保に努めます。

②地域移行支援事業

障害者支援施設等に入所又は精神科病院に入院している等、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする障害者が、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行うため周知に努めます。

③地域定着支援事業

居宅において単身等で生活する障害者について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行うため周知および事業者の確保に努めます。

④補装具給付事業

障害部分を補って日常生活や職業訓練をしやすくするために、盲人安全杖、義肢、補聴器、車いすその他厚生労働大臣が定める補装具の購入、借受けおよび修理に係る費用の一部を助成します。

⑤高齢障害者への支援

障害者の高齢化に伴う介護保険制度への移行について、介護保険サービスだけではなく、引き続き、必要に応じて障害福祉サービスが利用できるよう、柔軟な支援を行います。また、65歳に達する前に長期間にわたり障害福祉サービスの居宅介護等を利用し、引き続き、これに相当する介護保険サービスを受け、一定要件を満たす場合には高額障害福祉サービス費が支給されるため、制度の周知に努めます。さらに、高齢障害者の二次障害や重度化予防を推進するため、新たに健康づくりプログラムや聞こえのサポート事業などを行います。

(3) 安心して生活できるための支援

親亡き後の障害者の生活や施設や病院等からの地域移行を推進するための研究事業や実践的な事例を通じた検討を行うとともに、障害者および家族が高齢となっても、地域で安心して生活するために、関係機関やボランティアとのネットワークづくりを推進します。

①障害者あんしん生活支援事業

(障害者地域生活支援検討会)

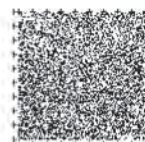
施設職員及び相談支援専門員の関係者が、地域生活を希望する障害者への相談に適切に対応する実践力を養うため、病院や施設に入院・入所している障害者の具体的な相談に対応し、地域移行に向けた実践的な事例検討を行います。

(「親亡き後」相談研究事業)

親亡き後の子どもの生活は、障害者の親の会から、深刻な声としてあがっています。親亡き後の生活は、障害者の暮らしや生きがいに大きな影響を与えることから、障害者本人および家族、地域住民をはじめ法律関係者、相談支援事業所等が各々の立場で、できることを考え、創り上げていくことが大切です。親の視点から、親亡き後の相談支援を行い、体制づくりに努めます。

②障害者のネットワークづくりの推進

障害者および家族が高齢となっても、地域で安心して生活するために、保健、医療、福祉、介護等の既存のサービスだけでは地域生活を支えることが困難な障害者を中心に、委託相談支援事業所や地域定着支援事業者、自立支援事業者等の相談員等が身体障害者相談員、知的障害者相談員、メンタルヘルスサポーター等と連携し、近隣住民をはじめ、地域の商店等とネットワークづくりに努めます。



③重度心身障害者介護手当支給事業

日常生活の食事や入浴、被服の着脱などに常時介護が必要な重度心身障害者を介護している人の負担を軽減するため、介護手当を支給することにより、障害者の福祉向上に寄与します。

(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労等）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指します。

①保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、協議会やその専門部会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

②精神障害者の家族等への支援

精神障害者団体への支援を通じて、精神障害者の福祉向上とともに、その家族への支援に努めます。

(5) 地域移行に向けた相談支援専門員等への研修

障害者の地域生活を推進するために必要な家族へのアプローチや障害者本人の力を引き出し、地域での支援体制づくり等に必要な知識や技術についての研修会を開催します。

(6) 地域移行に向けた周知・啓発

障害者の地域での生活に向けた社会生活力を高め、障害者本人の意向を尊重した入所（院）者の地域生活への移行を促進するため、障害者本人、病院、地域援助事業者などが一体となって支援を行うことができるよう、マニュアルの作成などを進めます。

施策5 地域生活支援拠点等の整備

入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援に関するサービス提供体制を整え、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備に努めます。

施策6 芸術文化活動支援による社会参加等の促進および障害者スポーツの振興

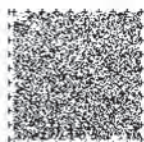
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした、スポーツや芸術文化活動への高まりを受け、障害者スポーツや芸術文化活動の振興に努めます。

①障害者作品展の開催

「障害者週間」の関連事業として、作品展を開催し、施設や学校等で作成した絵や手芸品等を展示する機会を提供し、芸術文化活動の支援による社会参加の促進を図ります。

②障害者スポーツの振興

障害者福祉プラザにおいてスポーツ教室を開催します。また、障害者が地域や施設でスポーツ活動に参加できるように理解の推進に努めます。



さらに、東京パラリンピックでの活躍を目指して、障害者スポーツ優秀選手の競技力強化のための活動を支援するとともに、障害特性に応じた支援を行うことにより、競技力の向上を図ります。

施策7 地域共生社会の推進体制の構築

子ども、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域社会の実現を目指します。平成30年度から平成32年度までの3年間は、包括的支援体制構築事業と地域力強化推進事業に取り組みます。

(1) 包括的な支援体制の構築

育児・介護・障害・貧困等、それらが複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制の構築に努めます。

①「我が事・丸ごと研究会」の設置

保健、医療、福祉、教育、雇用等の有識者や地域の関係機関・団体の代表者で構成した研究会を設置し、地域生活課題の把握やその解決に向けた様々な取組、分析・評価などについて話し合うとともに、地域住民が住んでみたい地域、暮らし方や生きがい等を共に創り上げる社会の構築を目指し研究します。

②「我が事・丸ごと包括的総合相談窓口」の設置

3か所の保健福祉センターにモデル的に総合相談窓口を設置し、保健・医療・福祉に関する各種申請受付・相談を行うとともに、相談包括支援専門員を配置し、複合的・複雑な課題を抱える家族の相談に対応します。

③「わがまち・わがごと・まるごと会議（個別）」の開催

認知症高齢者に精神障害者の息子、DVで多重債務がある知的障害者の妊婦等、育児・介護・障害・貧困やそれらが複合化・複雑化した課題を解決していくため、保健福祉センターが中心となって基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、社会福祉協議会など、地域の複合的な課題の包括的な相談に対応している機関の個別の定期的な会議を通し、相談体制の強化に努めます。

(2) 地域力の強化・推進

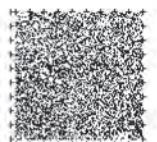
住民が身近な地域で主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを構築するため、モデル地域を中心に事業を実施します。

①「わがまち・わがごと・まるごと会議（全体）」の開催

平成8年度から自治振興会、社会福祉協議会、長寿会、民生委員児童委員協議会、ふるさとづくり推進協議会、保健推進員、食生活改善推進員が中心となって開催してきた「健康づくり推進会議」の基盤を生かし、健康づくりだけでなく、地域で生活している方の暮らしや暮らし方、生きがいをはじめ、こんな地域に住んでみたいを実現させるため、「わがまち・わがごと・まるごと会議」を開催します。

②わがまち・わがごと・まるごとモデル地域事業

地域住民や専門職が共に地域の課題を共有し、子ども・高齢者、障害者、その家族が共に暮らす地域共生社会を目指し、共に学び、共に実践する「わがまち・わがごと・まるごとモデル地域事業」を実施します。



③包括的窓口（わがごと事務局）の設置

モデル地域の地区センターに包括的窓口（わがごと事務局）を設置し、地域と行政のパイプ役的機能、各種団体や地域づくりの事務局機能を担います。

(3) 地域共生人材の育成

複合的・複雑な相談に対応する人材の育成と、人々の課題を我が事としてとらえることができるボランティアの育成を行います。

①地域共生社会人材育成事業

地域共生社会を推進していくため、今、なぜ、地域共生社会なのか、社会的背景や目指す方向性について地域住民をはじめ専門職、行政等が共に学ぶ「地域共生推進研修会」を開催します。

また、地域で生活する複合的・複雑な課題を抱えた家族の支援を行う知識や技術を高めるため「相談援助者研修会」を開催します。

さらに、「聞き書きボランティア養成講座」を開催し、聞き書きを通して、地域で暮らす障害のある人や認知症高齢者の生き方や人生について学び、生きた文化、物語として残し、その過程を通して、共感し、我が事として捉えることができる人材を育成します。

(4) 防災・防犯対策

要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）が、安心して暮らせる社会を実現するため、防災知識の普及を図るとともに、地域住民をはじめ、関係団体、福祉関係者、ボランティア等の連携による支援体制の確立を推進します。

①在宅の障害のある人に対する防災対策

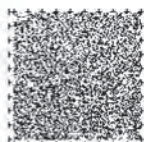
障害のある人が安心して避難生活を送ることができるよう、社会福祉施設などを福祉避難所として指定することに努めるとともに、災害時に住民が身近な地域で主体的に助け合える体制づくりを構築するため、総合防災訓練などを通じて要配慮者の避難誘導や安否確認に関する防災啓発に努めます。

②障害者施設における防災対策

浸水想定区域などにある要配慮者利用施設が避難確保計画を作成し、避難訓練等を行うよう指導を行い、施設利用者の安全確保に努めます。

③防犯対策の推進

障害福祉サービス事業所等および障害児通所支援等を提供する事業所においては、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるべきという方向性を堅持し、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、その支援に努めます。

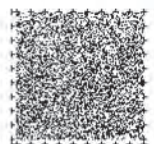


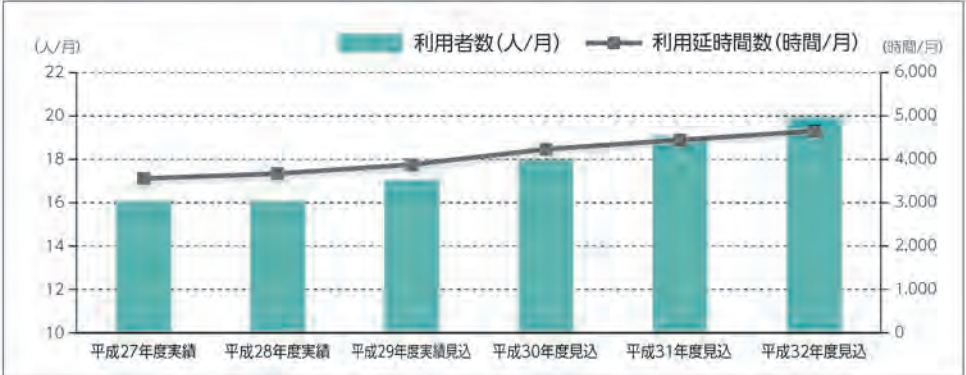
第3章 障害福祉サービスの活動目標

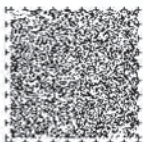
1 訪問系サービス

利用者が自宅において必要な日常生活や社会生活を営めるよう、そのニーズに応じて必要となる訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等）の量の確保とサービスの質の向上に努めます。

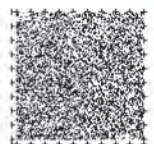
事業名	活動指標等																																														
(1)居宅介護	<p>障害のある人が居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスです。</p> <p>①第4期計画と実績 利用者数、利用延時間数とも計画を下回って推移しています。</p> <p>②見込量 利用者数の見込は、平成27年度から平成29年度までの実績をもとに、現に利用している者の数、新規利用のニーズ、事業所の新設等を勘案して算出しています。 利用延時間数は、これまでの実績から1人当たり利用日数を17時間/月として算出しています。</p> <p>③見込量確保のための方策 平成29年8月現在の指定居宅介護事業所は43か所です。介護保険の訪問介護事業所からの参入も含め、事業者およびヘルパーの確保に努めます。</p>																																														
<p>表2-3-1 第4期計画と実績および第5期見込量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="6">第4期計画値と実績値</th> <th colspan="3">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th rowspan="2">平成30年度</th> <th rowspan="2">平成31年度</th> <th rowspan="2">平成32年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人/月)</td> <td>242</td> <td>232</td> <td>266</td> <td>256</td> <td>290</td> <td>264</td> <td>280</td> <td>296</td> <td>312</td> </tr> <tr> <td>利用延時間数(時間/月)</td> <td>4,429</td> <td>4,309</td> <td>4,868</td> <td>4,513</td> <td>5,307</td> <td>4,380</td> <td>4,760</td> <td>5,032</td> <td>5,304</td> </tr> </tbody> </table>			区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	利用者数(人/月)	242	232	266	256	290	264	280	296	312	利用延時間数(時間/月)	4,429	4,309	4,868	4,513	5,307	4,380	4,760	5,032	5,304
区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量																																								
	平成27年度			平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度																																					
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)																																									
利用者数(人/月)	242	232	266	256	290	264	280	296	312																																						
利用延時間数(時間/月)	4,429	4,309	4,868	4,513	5,307	4,380	4,760	5,032	5,304																																						
<p>図2-3-1 第4期実績および第5期見込量の推移</p> <table border="1"> <caption>図2-3-1 第4期実績および第5期見込量の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数(人/月)</th> <th>利用延時間数(時間/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度実績</td> <td>242</td> <td>4,429</td> </tr> <tr> <td>平成28年度実績</td> <td>232</td> <td>4,309</td> </tr> <tr> <td>平成29年度実績見込</td> <td>256</td> <td>4,513</td> </tr> <tr> <td>平成30年度見込</td> <td>264</td> <td>4,380</td> </tr> <tr> <td>平成31年度見込</td> <td>296</td> <td>5,032</td> </tr> <tr> <td>平成32年度見込</td> <td>312</td> <td>5,304</td> </tr> </tbody> </table>			年度	利用者数(人/月)	利用延時間数(時間/月)	平成27年度実績	242	4,429	平成28年度実績	232	4,309	平成29年度実績見込	256	4,513	平成30年度見込	264	4,380	平成31年度見込	296	5,032	平成32年度見込	312	5,304																								
年度	利用者数(人/月)	利用延時間数(時間/月)																																													
平成27年度実績	242	4,429																																													
平成28年度実績	232	4,309																																													
平成29年度実績見込	256	4,513																																													
平成30年度見込	264	4,380																																													
平成31年度見込	296	5,032																																													
平成32年度見込	312	5,304																																													



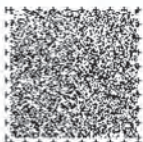
事業名	活動指標等																																													
<p>(2)重度訪問介護・重度障害者等包括支援</p>	<p>重度訪問介護は、重度の肢体不自由・知的障害・精神障害のため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。</p> <p>また、重度障害者等包括支援は、常時介護を要する障害のある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人が、居宅介護等の複数のサービスを受けることができるとともに、緊急のニーズにも臨機応変にサービスを受けられる仕組みです。</p> <p>①第4期計画と実績</p> <p>重度訪問介護は、利用者数については概ね横ばいで推移しており、利用延時間数については計画と実績（見込）がほぼ一致しています。重度障害者等包括支援は、指定事業者・利用者数ともに実績がありません。</p> <p>②見込量</p> <p>利用者数については、平成27年度から平成29年度までの実績をもとに、毎年1人ずつ利用者数の増加を見込んで算出しています。</p> <p>利用延時間数については、平成29年度の1人当たり利用時間見込である、233時間/月をもとに算出するとともに、平成30年度より重度訪問介護の訪問先拡大に伴う増加分を月100時間と推計して加算しています。</p> <p>③見込量確保のための方策</p> <p>平成29年8月現在の指定重度訪問介護事業所は43か所ですが実際に実績のある事業所は23か所であり、事業者およびヘルパーの確保に努めていきます。</p> <p>重度障害者等包括支援については、現在事業所はありませんが、既存のサービスを十分活用することにより、利用者のトータルな支援を行います。</p> <p>表2-3-2 第4期計画と実績および第5期見込量</p> <table border="1" data-bbox="377 1132 1350 1442"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="6">第4期計画値と実績値</th> <th colspan="3">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th rowspan="2">平成30年度</th> <th rowspan="2">平成31年度</th> <th rowspan="2">平成32年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人/月)</td> <td>18</td> <td>16</td> <td>19</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>利用延時間数(時間/月)</td> <td>3,510</td> <td>3,611</td> <td>3,705</td> <td>3,727</td> <td>3,900</td> <td>3,962</td> <td>4,294</td> <td>4,527</td> <td>4,760</td> </tr> </tbody> </table> <p>図2-3-2 第4期実績および第5期見込量の推移</p> 	区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	利用者数(人/月)	18	16	19	16	20	17	18	19	20	利用延時間数(時間/月)	3,510	3,611	3,705	3,727	3,900	3,962	4,294	4,527	4,760
区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量																																							
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度																																					
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)																																								
利用者数(人/月)	18	16	19	16	20	17	18	19	20																																					
利用延時間数(時間/月)	3,510	3,611	3,705	3,727	3,900	3,962	4,294	4,527	4,760																																					



事業名	活動指標等																																																																		
(3)同行援護	<p>視覚障害により、移動に著しい困難がある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。</p> <p>①第4期計画と実績 利用者数、利用延時間数ともに計画を上回って推移しています。</p> <p>②見込量 利用者数は、同行援護サービスの周知により、利用者数が増加するものとして算出しています。 利用延時間数は、平成29年度の1人当たり利用時間見込である、15時間/月を基に算出しています。</p> <p>③見込量確保のための方策 平成29年8月現在の指定同行援護事業所は18か所です。利用対象者に対するわかりやすい周知に努めるとともに、同行援護利用者のニーズに応えられるよう、事業者およびヘルパーの確保に努めます。</p> <p>表2-3-3 第4期計画と実績および第5期見込量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="6">第4期計画値と実績値</th> <th colspan="3">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th rowspan="2">平成30年度</th> <th rowspan="2">平成31年度</th> <th rowspan="2">平成32年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人/月)</td> <td>30</td> <td>35</td> <td>32</td> <td>42</td> <td>34</td> <td>41</td> <td>49</td> <td>56</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>利用延時間数(時間/月)</td> <td>300</td> <td>474</td> <td>320</td> <td>539</td> <td>340</td> <td>614</td> <td>735</td> <td>840</td> <td>945</td> </tr> </tbody> </table> <p>図2-3-3 第4期実績および第5期見込量の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center; margin-top: 10px;"> <caption>図2-3-3 第4期実績および第5期見込量の推移 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数(人/月)</th> <th>利用延時間数(時間/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度実績</td> <td>30</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>平成28年度実績</td> <td>35</td> <td>474</td> </tr> <tr> <td>平成29年度実績見込</td> <td>42</td> <td>539</td> </tr> <tr> <td>平成30年度見込</td> <td>41</td> <td>614</td> </tr> <tr> <td>平成31年度見込</td> <td>56</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td>平成32年度見込</td> <td>63</td> <td>945</td> </tr> </tbody> </table>	区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	利用者数(人/月)	30	35	32	42	34	41	49	56	63	利用延時間数(時間/月)	300	474	320	539	340	614	735	840	945	年度	利用者数(人/月)	利用延時間数(時間/月)	平成27年度実績	30	300	平成28年度実績	35	474	平成29年度実績見込	42	539	平成30年度見込	41	614	平成31年度見込	56	840	平成32年度見込	63	945
区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量																																																												
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度																																																										
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)																																																													
利用者数(人/月)	30	35	32	42	34	41	49	56	63																																																										
利用延時間数(時間/月)	300	474	320	539	340	614	735	840	945																																																										
年度	利用者数(人/月)	利用延時間数(時間/月)																																																																	
平成27年度実績	30	300																																																																	
平成28年度実績	35	474																																																																	
平成29年度実績見込	42	539																																																																	
平成30年度見込	41	614																																																																	
平成31年度見込	56	840																																																																	
平成32年度見込	63	945																																																																	



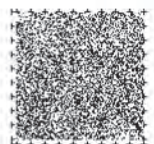
事業名	活動指標等																																																																		
(4)行動援護	<p>知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人であって、常時介護を要する者につき、行動する際の危険を回避するための必要な援護、外出時における移動中の介護、その他必要な援助を行います。</p> <p>①第4期計画と実績 行動援護は、平成28年9月に市内指定事業所が1か所登録されました。利用者数・利用延時間数ともに計画を上回って推移しています。</p> <p>②見込量 利用者数の見込は、現に利用している者の数、新規利用のニーズ等を勘案して算出しています。 利用延時間数は、これまでの実績から1人当たり利用時間数を26時間/月として算出しています。</p> <p>③見込量確保のための方策 平成29年8月現在の指定行動援護事業所は1か所です。ニーズに応えられるよう、事業者およびヘルパーの確保に努めます。</p> <p>表2-3-4 第4期計画と実績および第5期見込量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="6">第4期計画値と実績値</th> <th colspan="3">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th rowspan="2">平成30年度</th> <th rowspan="2">平成31年度</th> <th rowspan="2">平成32年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人/月)</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>利用延時間数(時間/月)</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>131</td> <td>10</td> <td>231</td> <td>260</td> <td>286</td> <td>312</td> </tr> </tbody> </table> <p>図2-3-4 第4期実績および第5期見込量の推移</p> <table border="1"> <caption>図2-3-4 第4期実績および第5期見込量の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数(人/月)</th> <th>利用延時間数(時間/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度実績</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>平成28年度実績</td> <td>0</td> <td>131</td> </tr> <tr> <td>平成29年度実績見込</td> <td>5</td> <td>231</td> </tr> <tr> <td>平成30年度見込</td> <td>9</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>平成31年度見込</td> <td>11</td> <td>286</td> </tr> <tr> <td>平成32年度見込</td> <td>12</td> <td>312</td> </tr> </tbody> </table>	区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	利用者数(人/月)	5	0	5	5	5	9	10	11	12	利用延時間数(時間/月)	10	0	10	131	10	231	260	286	312	年度	利用者数(人/月)	利用延時間数(時間/月)	平成27年度実績	5	10	平成28年度実績	0	131	平成29年度実績見込	5	231	平成30年度見込	9	260	平成31年度見込	11	286	平成32年度見込	12	312
区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量																																																												
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度																																																										
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)																																																													
利用者数(人/月)	5	0	5	5	5	9	10	11	12																																																										
利用延時間数(時間/月)	10	0	10	131	10	231	260	286	312																																																										
年度	利用者数(人/月)	利用延時間数(時間/月)																																																																	
平成27年度実績	5	10																																																																	
平成28年度実績	0	131																																																																	
平成29年度実績見込	5	231																																																																	
平成30年度見込	9	260																																																																	
平成31年度見込	11	286																																																																	
平成32年度見込	12	312																																																																	



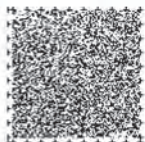
2 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援のサービスがあります。

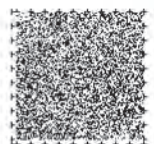
事業名	活動指標等																																																																		
(1)生活介護	<p>生活介護とは、常時介護を要する障害支援区分が一定以上の人に対し、主として昼間において、障害者支援施設やデイサービスセンターで、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行うものです。</p> <p>①第4期計画と実績 利用者数、利用延日数ともに計画を上回って推移しています。</p> <p>②見込量 利用者数の見込は、平成27年度から平成29年度までの実績をもとに、現に利用している者の数、新規利用のニーズ、事業所の新設等を勘案して算出しています。 利用延日数は、これまでの実績から1人当たり利用日数を20日/月として算出しています。</p> <p>③見込量確保のための方策 現状の事業者によりサービス量は確保できるものと考えられます。</p> <p>表2-3-5 第4期計画と実績および第5期見込量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="6">第4期計画値と実績値</th> <th colspan="3">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th rowspan="2">平成30年度</th> <th rowspan="2">平成31年度</th> <th rowspan="2">平成32年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人/月)</td> <td>795</td> <td>845</td> <td>803</td> <td>870</td> <td>811</td> <td>882</td> <td>895</td> <td>908</td> <td>921</td> </tr> <tr> <td>利用延日数(日/月)</td> <td>15,105</td> <td>16,924</td> <td>15,257</td> <td>17,198</td> <td>15,409</td> <td>17,640</td> <td>17,900</td> <td>18,160</td> <td>18,420</td> </tr> </tbody> </table> <p>図2-3-5 第4期実績および第5期見込量の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center; margin-top: 10px;"> <caption>図2-3-5 第4期実績および第5期見込量の推移 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数(人/月)</th> <th>利用延日数(日/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度実績</td> <td>795</td> <td>15,105</td> </tr> <tr> <td>平成28年度実績</td> <td>845</td> <td>16,924</td> </tr> <tr> <td>平成29年度実績見込</td> <td>870</td> <td>17,198</td> </tr> <tr> <td>平成30年度見込</td> <td>882</td> <td>17,640</td> </tr> <tr> <td>平成31年度見込</td> <td>908</td> <td>18,160</td> </tr> <tr> <td>平成32年度見込</td> <td>921</td> <td>18,420</td> </tr> </tbody> </table>	区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	利用者数(人/月)	795	845	803	870	811	882	895	908	921	利用延日数(日/月)	15,105	16,924	15,257	17,198	15,409	17,640	17,900	18,160	18,420	年度	利用者数(人/月)	利用延日数(日/月)	平成27年度実績	795	15,105	平成28年度実績	845	16,924	平成29年度実績見込	870	17,198	平成30年度見込	882	17,640	平成31年度見込	908	18,160	平成32年度見込	921	18,420
区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量																																																												
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度																																																										
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)																																																													
利用者数(人/月)	795	845	803	870	811	882	895	908	921																																																										
利用延日数(日/月)	15,105	16,924	15,257	17,198	15,409	17,640	17,900	18,160	18,420																																																										
年度	利用者数(人/月)	利用延日数(日/月)																																																																	
平成27年度実績	795	15,105																																																																	
平成28年度実績	845	16,924																																																																	
平成29年度実績見込	870	17,198																																																																	
平成30年度見込	882	17,640																																																																	
平成31年度見込	908	18,160																																																																	
平成32年度見込	921	18,420																																																																	



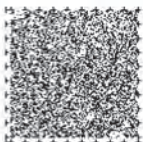
事業名	活動指標等																																																																				
(2)自立訓練	<p>自立訓練とは、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のための訓練等を提供するもので、機能訓練と生活訓練に分けられます。</p> <p>機能訓練は、身体障害者のリハビリテーションや、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のために行われ、利用期限が原則1年6か月と定められています。</p> <p>生活訓練は、知的・精神に障害のある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業であり、利用期限は原則2年間です。</p> <p>①第4期計画と実績 機能訓練・生活訓練ともに計画を下回って推移しています。</p> <p>②見込量</p> <p>○機能訓練 利用者数の見込は、平成27年度から平成29年度までの実績をもとに、現に利用している者の数、新規利用のニーズ、指定事業所数等を勘案して算出しています。 利用延日数は、これまでの実績から1人当たり利用日数を10日/月として算出しています。</p> <p>○生活訓練 利用者数の見込は、平成29年度に市内指定事業所が1か所増えたことから、利用者が増加傾向にあること等を勘案して算出しています。利用延日数は、これまでの実績から1人当たり利用日数を13日/月として算出しています。</p> <p>③見込量確保のための方策 機能訓練・生活訓練ともに、現在の事業者により、見込量は確保できると考えられます。</p> <p>表2-3-6 第4期計画と実績および第5期見込量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="6">第4期計画値と実績値</th> <th colspan="3">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th rowspan="2">平成30年度</th> <th rowspan="2">平成31年度</th> <th rowspan="2">平成32年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">機能訓練</td> <td>利用者数(人/月)</td> <td>25</td> <td>4</td> <td>26</td> <td>6</td> <td>27</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>利用延日数(日/月)</td> <td>475</td> <td>27</td> <td>494</td> <td>80</td> <td>513</td> <td>67</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生活訓練</td> <td>利用者数(人/月)</td> <td>78</td> <td>44</td> <td>87</td> <td>37</td> <td>96</td> <td>45</td> <td>50</td> <td>52</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>利用延日数(日/月)</td> <td>975</td> <td>533</td> <td>1,088</td> <td>449</td> <td>1,200</td> <td>625</td> <td>650</td> <td>676</td> <td>702</td> </tr> </tbody> </table>		区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	機能訓練	利用者数(人/月)	25	4	26	6	27	7	7	7	7	利用延日数(日/月)	475	27	494	80	513	67	70	70	70	生活訓練	利用者数(人/月)	78	44	87	37	96	45	50	52	54	利用延日数(日/月)	975	533	1,088	449	1,200	625	650	676	702
	区分			第4期計画値と実績値						第5期見込量																																																											
				平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度																																																									
		計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)																																																														
機能訓練	利用者数(人/月)	25	4	26	6	27	7	7	7	7																																																											
	利用延日数(日/月)	475	27	494	80	513	67	70	70	70																																																											
生活訓練	利用者数(人/月)	78	44	87	37	96	45	50	52	54																																																											
	利用延日数(日/月)	975	533	1,088	449	1,200	625	650	676	702																																																											



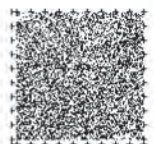
事業名	活動指標等																																																					
(3)就労移行支援	<p>就労移行支援とは、就労を希望する障害者に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。利用期限は一般型で原則2年間となっています。</p> <p>①第4期計画と実績 利用者数、利用延日数ともに計画を下回って推移しています。</p> <p>②見込量 利用者数は、平成27年度から平成29年度までの実績をもとに、現に利用している者の数、新規利用のニーズ等も勘案し、平成32年度末における利用者数が平成28年度末の利用者数（65人）から20%増となるよう、目標設定しています。利用延日数は、1人当たり利用日数を20日/月として算出しています。</p> <p>③見込量確保のための方策 一般就労を目指す者にとって就労移行支援は必要な訓練を行うサービスであることの周知に努めます。 就労移行支援への取組を働きかける等、新たな事業所の参入の促進に努めます。</p>																																																					
	<p>表2-3-7 第4期計画と実績および第5期見込量</p>																																																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">区分</th> <th colspan="6" style="text-align: center;">第4期計画値と実績値</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">平成27年度</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">平成28年度</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">平成29年度</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">平成30年度</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">平成31年度</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">平成32年度</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">計画</th> <th style="text-align: center;">実績</th> <th style="text-align: center;">計画</th> <th style="text-align: center;">実績</th> <th style="text-align: center;">計画</th> <th style="text-align: center;">実績(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">利用者数(人/月)</td> <td style="text-align: center;">92</td> <td style="text-align: center;">67</td> <td style="text-align: center;">103</td> <td style="text-align: center;">65</td> <td style="text-align: center;">114</td> <td style="text-align: center;">62</td> <td style="text-align: center;">68</td> <td style="text-align: center;">73</td> <td style="text-align: center;">78</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用延日数(日/月)</td> <td style="text-align: center;">1,720</td> <td style="text-align: center;">1,331</td> <td style="text-align: center;">1,926</td> <td style="text-align: center;">1,217</td> <td style="text-align: center;">2,138</td> <td style="text-align: center;">1,016</td> <td style="text-align: center;">1,360</td> <td style="text-align: center;">1,460</td> <td style="text-align: center;">1,560</td> </tr> </tbody> </table>									区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	利用者数(人/月)	92	67	103	65	114	62	68	73	78	利用延日数(日/月)	1,720	1,331	1,926	1,217	2,138	1,016	1,360	1,460	1,560
	区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量																																														
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度																																														
計画		実績	計画	実績	計画				実績(見込)																																													
利用者数(人/月)	92	67	103	65	114	62	68	73	78																																													
利用延日数(日/月)	1,720	1,331	1,926	1,217	2,138	1,016	1,360	1,460	1,560																																													
<p>図2-3-6 第4期実績および第5期見込量の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <caption>図2-3-6 データ</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数(人/月)</th> <th>利用延日数(日/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度実績</td> <td>92</td> <td>1,720</td> </tr> <tr> <td>平成28年度実績</td> <td>67</td> <td>1,331</td> </tr> <tr> <td>平成29年度実績見込</td> <td>65</td> <td>1,217</td> </tr> <tr> <td>平成30年度見込</td> <td>62</td> <td>1,016</td> </tr> <tr> <td>平成31年度見込</td> <td>73</td> <td>1,460</td> </tr> <tr> <td>平成32年度見込</td> <td>78</td> <td>1,560</td> </tr> </tbody> </table>									年度	利用者数(人/月)	利用延日数(日/月)	平成27年度実績	92	1,720	平成28年度実績	67	1,331	平成29年度実績見込	65	1,217	平成30年度見込	62	1,016	平成31年度見込	73	1,460	平成32年度見込	78	1,560																									
年度	利用者数(人/月)	利用延日数(日/月)																																																				
平成27年度実績	92	1,720																																																				
平成28年度実績	67	1,331																																																				
平成29年度実績見込	65	1,217																																																				
平成30年度見込	62	1,016																																																				
平成31年度見込	73	1,460																																																				
平成32年度見込	78	1,560																																																				



事業名	活動指標等																													
(4)就労継続支援A型	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、雇用契約等に基づき就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。</p> <p>①第4期計画と実績 利用者数、利用延日数それぞれについて、新規利用のニーズや事業所の新設とともに年々増加していますが、計画よりは下回る数値で推移しています。</p> <p>②見込量 利用者数の見込は、平成27年度から平成29年度までの実績をもとに、現に利用している者の数、新規利用のニーズ、事業所の新設、特別支援学校高等部に在籍する生徒数、雇用情勢等を勘案して算出しています。 利用延日数は、1人当たり利用日数を20日/月として算出しています。</p> <p>③見込量確保のための方策 引き続き、民間企業も含めて、新たに就労継続支援A型に取り組む事業所の参入の促進に努めます。</p>																													
	表2-3-8 第4期計画と実績および第5期見込量																													
	区分		第4期計画値と実績値					第5期見込量																						
			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度																			
		計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)																							
利用者数(人/月)		433	464	615	507	877	532	566	600	634																				
利用延日数(日/月)		8,097	9,097	11,498	10,020	16,327	9,877	11,320	12,000	12,680																				
図2-3-7 第4期実績および第5期見込量の推移																														
<table border="1" style="display: none;"> <caption>図2-3-7 データ</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数(人/月)</th> <th>利用延日数(日/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度実績</td> <td>433</td> <td>8,097</td> </tr> <tr> <td>平成28年度実績</td> <td>464</td> <td>9,097</td> </tr> <tr> <td>平成29年度実績見込</td> <td>507</td> <td>10,020</td> </tr> <tr> <td>平成30年度見込</td> <td>532</td> <td>9,877</td> </tr> <tr> <td>平成31年度見込</td> <td>600</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>平成32年度見込</td> <td>634</td> <td>12,680</td> </tr> </tbody> </table>										年度	利用者数(人/月)	利用延日数(日/月)	平成27年度実績	433	8,097	平成28年度実績	464	9,097	平成29年度実績見込	507	10,020	平成30年度見込	532	9,877	平成31年度見込	600	12,000	平成32年度見込	634	12,680
年度	利用者数(人/月)	利用延日数(日/月)																												
平成27年度実績	433	8,097																												
平成28年度実績	464	9,097																												
平成29年度実績見込	507	10,020																												
平成30年度見込	532	9,877																												
平成31年度見込	600	12,000																												
平成32年度見込	634	12,680																												



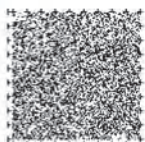
事業名	活動指標等																												
(5)就労継続支援B型	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。</p> <p>①第4期計画と実績 利用者数、利用延日数ともに概ね計画に近い数値で推移しています。</p> <p>②見込量 利用者数の見込は、平成27年度から平成29年度までの実績をもとに、現に利用している者の数、新規利用のニーズ、事業所の新設、特別支援学校高等部に在籍する生徒数等を勘案して算出しています。 利用延日数は、1人当たり利用日数を18日/月として算出しています。</p> <p>③見込量確保のための方策 引き続き、民間企業も含めて、新たに就労継続支援B型に取り組む事業所の参入の促進に努めます。</p>																												
	表2-3-9 第4期計画と実績および第5期見込量																												
			第4期計画値と実績値					第5期見込量																					
	区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度																			
		計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)																						
利用者数(人/月)	683	667	703	716	724	730	750	770	790																				
利用延日数(日/月)	12,294	12,454	12,654	13,176	13,032	12,613	13,500	13,860	14,220																				
図2-3-8 第4期実績および第5期見込量の推移																													
<table border="1" style="display: none;"> <caption>図2-3-8 データ</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数(人/月)</th> <th>利用延日数(日/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度実績</td> <td>683</td> <td>12,294</td> </tr> <tr> <td>平成28年度実績</td> <td>667</td> <td>12,454</td> </tr> <tr> <td>平成29年度実績見込</td> <td>703</td> <td>12,654</td> </tr> <tr> <td>平成30年度見込</td> <td>716</td> <td>13,176</td> </tr> <tr> <td>平成31年度見込</td> <td>724</td> <td>13,032</td> </tr> <tr> <td>平成32年度見込</td> <td>730</td> <td>12,613</td> </tr> </tbody> </table>									年度	利用者数(人/月)	利用延日数(日/月)	平成27年度実績	683	12,294	平成28年度実績	667	12,454	平成29年度実績見込	703	12,654	平成30年度見込	716	13,176	平成31年度見込	724	13,032	平成32年度見込	730	12,613
年度	利用者数(人/月)	利用延日数(日/月)																											
平成27年度実績	683	12,294																											
平成28年度実績	667	12,454																											
平成29年度実績見込	703	12,654																											
平成30年度見込	716	13,176																											
平成31年度見込	724	13,032																											
平成32年度見込	730	12,613																											



事業名	活動指標等											
(6)就労定着支援	<p>一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調管理等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等を行うものです。</p> <p>①見込量 利用者数の見込は、平成28年度における福祉施設等からの一般就労への移行者数、新規利用のニーズ等を勘案して算出しています。</p> <p>②見込量確保のための方策 事業の周知を図るとともに、就労継続支援、就労移行支援、自立訓練等の指定事業所に就労定着支援への取組を働きかける等、新たな事業所の参入の促進に努めます。</p> <p>表2-3-13 第5期見込量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人/月)</td> <td>34</td> <td>43</td> <td>52</td> </tr> </tbody> </table>	区分	第5期見込量			平成30年度	平成31年度	平成32年度	利用者数(人/月)	34	43	52
区分	第5期見込量											
	平成30年度	平成31年度	平成32年度									
利用者数(人/月)	34	43	52									

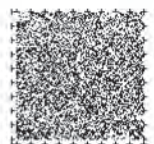
表2-3-11 就労系サービスの概要

サービスの種類	概要	雇用契約	利用期間	人員
就労移行支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、就労が見込まれる障害者（利用開始時、65歳未満の者）に対して、一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施。	なし	原則 2年間	6:1
就労継続支援 A型	就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労可能な障害者（利用開始時、65歳未満の者）に対して、通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供。	(主に) 有り	原則 3年 更新	10:1
就労継続支援 B型	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかなかった者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が期待される障害者に対して、通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）。	なし	1年更新 (50歳以上3年更新)	10:1
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対して、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、指導・助言等の支援を実施。	なし	最大 3年間	—



事業名	活動指標等																																			
(7)療養介護	<p>療養介護とは、医療を要する障害者であって常時介護を要する人について、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活の世話を医療機関併設の施設で受けるものです。</p> <p>①第4期計画と実績 利用者数は、計画と実績がほぼ一致しています。</p> <p>②見込量 平成30年度に市内で指定療養介護事業所が1か所開所予定であり、利用者数の増加が見込まれることを勘案して算出しています。</p> <p>③見込量確保のための方策 平成30年度に市内指定事業所が1か所、新規開設予定であることから、見込量は確保できるものと考えられます。</p> <p style="color: #00A0C0;">表2-3-12 第4期計画と実績および第5期見込量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="6">第4期計画値と実績値</th> <th colspan="3">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th rowspan="2">平成30年度</th> <th rowspan="2">平成31年度</th> <th rowspan="2">平成32年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人/月)</td> <td>80</td> <td>78</td> <td>80</td> <td>79</td> <td>80</td> <td>84</td> <td>90</td> <td>92</td> <td>94</td> </tr> </tbody> </table>	区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	利用者数(人/月)	80	78	80	79	80	84	90	92	94
区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量																													
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度																											
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)																														
利用者数(人/月)	80	78	80	79	80	84	90	92	94																											

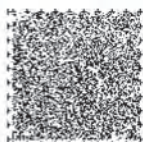
(8)短期入所	<p>短期入所とは、居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障害者が施設に短期間入所し、入浴、排せつおよび食事の介護等を受けるものです。</p> <p>①第4期計画と実績 利用者数、利用延日数ともに計画を上回って推移しています。</p> <p>②見込量 利用者数の見込は、平成27年度から平成29年度までの実績をもとに、現に利用している者の数、新規利用のニーズ、事業所の新設等を勘案して算出しています。 利用延日数は、これまでの実績から1人当たり利用日数を5.5日/月として算出しています。</p> <p>③見込量確保のための方策 平成29年8月現在の短期入所指定事業所は25か所です。短期入所利用者のニーズに応えられるよう、新たな事業所の参入の促進に努めます。</p> <p style="color: #00A0C0;">表2-3-13 第4期計画と実績および第5期見込量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="6">第4期計画値と実績値</th> <th colspan="3">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th rowspan="2">平成30年度</th> <th rowspan="2">平成31年度</th> <th rowspan="2">平成32年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人/月)</td> <td>85</td> <td>100</td> <td>94</td> <td>120</td> <td>103</td> <td>110</td> <td>120</td> <td>130</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>利用延日数(日/月)</td> <td>438</td> <td>506</td> <td>482</td> <td>640</td> <td>530</td> <td>566</td> <td>660</td> <td>715</td> <td>770</td> </tr> </tbody> </table>	区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	利用者数(人/月)	85	100	94	120	103	110	120	130	140	利用延日数(日/月)	438	506	482	640	530	566	660	715	770
区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量																																							
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度																																					
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)																																								
利用者数(人/月)	85	100	94	120	103	110	120	130	140																																					
利用延日数(日/月)	438	506	482	640	530	566	660	715	770																																					



3 居住系サービス

居住系サービスは、居宅における単身等の生活を支援する自立生活援助、共同生活を営む住居での生活を支援する共同生活援助、施設に入所しての生活を援助する施設入所支援があります。

事業名	活動指標等																																			
(1)自立生活援助	<p>居宅において単身等で生活する障害者が、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、情報の提供および助言その他の必要な援助を受けるサービスです。</p> <p>①見込量 利用者数の見込は、施設入所者の地域移行への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して算出しています。</p> <p>②見込量確保のための方策 事業の周知を図るとともに、人材の安定的確保および既存の障害福祉サービスの有効活用の観点から、自立生活援助事業所職員が、他の障害福祉サービスとの兼務について柔軟に対応できるようにする等、事業者の参入を促進します。</p> <p>表2-3-14 第5期見込量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人/月)</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	区分	第5期見込量			平成30年度	平成31年度	平成32年度	利用者数(人/月)	10	15	20																								
区分	第5期見込量																																			
	平成30年度	平成31年度	平成32年度																																	
利用者数(人/月)	10	15	20																																	
(2)共同生活援助	<p>共同生活を営むべき住居に入居している障害者が、主として夜間や休日において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を受けるサービスです。</p> <p>①第4期計画と実績 利用者数は、事業所の新設とともに年々増加していますが、計画と比較すると少ない数値で推移しています。</p> <p>②見込量 利用者数の見込は、事業所の新設、現に利用している者の数、施設入所者の地域移行への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して算出しています。</p> <p>③見込量確保のための方策 施設・病院等からの地域移行に関する重要性を広く事業者に伝えるとともに、総合計画に基づき、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用しながら、1年に1か所を目標にグループホームの整備に努めます。</p> <p>表2-3-15 第4期計画と実績および第5期見込量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="6">第4期計画値と実績値</th> <th colspan="3">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th rowspan="2">平成30年度</th> <th rowspan="2">平成31年度</th> <th rowspan="2">平成32年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人/月)</td> <td>292</td> <td>267</td> <td>310</td> <td>276</td> <td>329</td> <td>296</td> <td>302</td> <td>314</td> <td>326</td> </tr> </tbody> </table>	区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	利用者数(人/月)	292	267	310	276	329	296	302	314	326
区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量																													
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度																											
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)																														
利用者数(人/月)	292	267	310	276	329	296	302	314	326																											

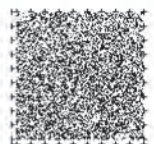


事業名	活動指標等																																			
(3)施設入所支援	<p>施設に入所する障害者が、主として夜間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、生活等に関する相談および助言その他の必要に日常生活上の支援を受けるサービスです。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。</p> <p>①第4期計画と実績 利用者の高齢化に伴う退所により、平成29年度の入所支援の利用者数については、計画を達成する見込です。</p> <p>②見込量 平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の2%以上削減することとして算出しています。</p> <p>③見込量確保のための方策 入所施設における集団的生活から、障害者の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。そのため、医療や福祉等、他職種が連携できるためのシステムづくりを進めます。</p> <p>表2-3-16 第4期計画と実績および第5期見込量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="6">第4期計画値と実績値</th> <th colspan="3">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th rowspan="2">平成30年度</th> <th rowspan="2">平成31年度</th> <th rowspan="2">平成32年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人/月)</td> <td>461</td> <td>443</td> <td>452</td> <td>441</td> <td>444</td> <td>437</td> <td>435</td> <td>433</td> <td>432</td> </tr> </tbody> </table>	区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	利用者数(人/月)	461	443	452	441	444	437	435	433	432
区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量																													
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度																											
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)																														
利用者数(人/月)	461	443	452	441	444	437	435	433	432																											

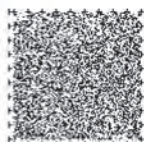
4 相談支援

障害のある人の相談支援には、計画相談支援、地域移行支援および地域定着支援があります。

事業名	活動指標等																																													
(1)計画相談支援	<p>障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成および見直しを行います。</p> <p>①第4期計画と実績 月ごとの変動は見られるものの、概ね計画を上回って推移しています。</p> <p>②見込量 利用者数については、引き続き新規利用者が増えると見込まれることや、平成30年4月からモニタリング期間が見直され、頻度を高めることが求められることから、増加傾向で推移していくと予想されます。そのため、現に利用している者の数や、新規利用のニーズ等を勘案して算出しています。</p> <p>③見込量確保のための方策 事業所の適正数の確保に努めます。</p> <p>表2-3-17 第4期計画と実績および第5期見込量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="6">第4期計画値と実績値</th> <th colspan="3">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th rowspan="2">平成30年度</th> <th rowspan="2">平成31年度</th> <th rowspan="2">平成32年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人/月)</td> <td>330</td> <td>524</td> <td>420</td> <td>693</td> <td>500</td> <td>494</td> <td>700</td> <td>720</td> <td>740</td> </tr> <tr> <td>支給決定者数(人)【参考】</td> <td></td> <td>2,136</td> <td></td> <td>2,593</td> <td></td> <td>2,652</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	利用者数(人/月)	330	524	420	693	500	494	700	720	740	支給決定者数(人)【参考】		2,136		2,593		2,652			
区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量																																							
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度																																					
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)																																								
利用者数(人/月)	330	524	420	693	500	494	700	720	740																																					
支給決定者数(人)【参考】		2,136		2,593		2,652																																								



事業名	活動指標等									
(2)地域移行支援	入所している障害者または入院している精神障害者の地域生活に移行するための相談を行います。									
	①第4期計画と実績 利用者数は、計画を下回って推移しています。									
	②見込量 利用者数の見込は、施設・病院から地域生活への移行者数、新規利用のニーズ等を勘案して算出しています。									
③見込量確保のための方策 平成30年度から始まる自立生活援助と合わせて、事業の周知を行うとともに、事業所の適正数の確保に努めます。										
表2-3-18 第4期計画と実績および第5期見込量										
	区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量		
		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
利用者数(人/月)	19	2	19	1	19	1	4	5	6	
(3)地域定着支援	居宅にて単身で生活する障害者が地域生活を継続していくための各種の支援を行います。									
	①第4期計画と実績 利用者数は、計画を上回って推移しています。									
	②見込量 利用者数の見込は、施設・病院から地域生活への移行者数、新規利用のニーズ等を勘案して算出しています。									
③見込量確保のための方策 平成30年度から始まる自立生活援助と合わせて、事業の周知を行うとともに、事業所の適正数の確保に努めます。また、緊急時の対応等、利用者の多様なニーズに対して事業者が対応できる体制の確保に努めます。										
表2-3-19 第4期計画と実績および第5期見込量										
	区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量		
		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
利用者数(人/月)	25	18	25	37	25	42	50	55	60	



第4章 地域生活支援事業の活動目標

1 地域生活支援事業の概要

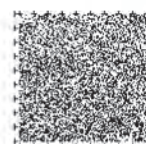
(1) 目的

地域生活支援事業は、障害のある人が基本的人権を有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

(2) 事業内容

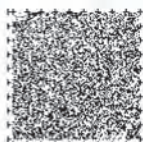
地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。また、新たに、地域生活支援促進事業が創設されました。本市が地域生活支援事業等として実施する主な事業は次のとおりです。

区分	事業名		
地域生活支援事業	必須事業	理解促進研修・啓発事業	
		自発的活動支援事業	
		相談支援事業	障害者相談支援事業
			基幹相談支援センター等機能強化事業
			住宅入居等支援事業
		成年後見制度利用支援事業	
		成年後見制度法人後見支援事業	
		意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業
			手話通訳者設置事業
		日常生活用具給付事業	
		手話奉仕員養成研修事業	
		移動支援事業	
		地域活動支援センター事業	
		障害児等療育支援事業	
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業		
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業		
	任意事業	日常生活支援事業	訪問入浴サービス事業
			日中一時支援事業
			生活訓練等支援事業
児童発達支援センター機能強化事業			
社会参加支援事業		スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	
	点字・声の広報等発行事業		
自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業	奉仕員養成研修事業		
地域生活支援促進事業	障害者虐待防止対策事業		

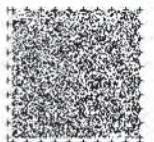


2 必須事業

事業名	活動指標等																				
(1)理解促進 研修・啓 発事業	<p>障害のある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、イベント等をはじめとする研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、ノーマライゼーション社会の実現を図ります。</p> <p>○療育相談会および啓発講習会等を通じて、障害のある人自身が一般の人々と同様に社会生活を営みその能力を活用できるように支援することを目的として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発事業（障害者団体への補助） ・障害者ナイスファミリー育成事業（障害のある人（障害のある子ども）とその保護者を対象とする親子活動や勉強会等福祉活動事業に対する補助） ・音楽ふれあい療育等事業（音楽療法、水泳療法） <p>について、今後も継続して事業補助を行います。</p> <p>○障害福祉のしおり</p> <p>各種の福祉制度を紹介した冊子を作成し、障害者手帳交付時等に配付するとともに、市ホームページに掲載します。視覚障害者のための点字版での情報提供に加え、障害特性に応じたわかりやすい情報提供のあり方について検討します。</p> <p>○障害者基本法に規定する障害者週間（12月3日～9日）に合わせて、障害のある人（障害のある子ども）が製作した手芸、絵画、書、工芸品等を一堂に展示し、公開することによって、障害のある人に対する理解と啓発を図ります。</p>																				
(2)自発的活動 支援事業	<p>障害のある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、精神障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるノーマライゼーション社会の実現を図ります。</p> <p>○メンタルヘルスサポーター育成研修（精神科疾患の理解と地域の支援者としての知識習得のための研修会）を実施していきます。</p> <p>○委託事業として、富山市メンタルヘルスサポーター連絡会によるこころのサポーター活動（訪問、電話による見守り、ケア会議への出席、地域作業所等へのボランティア活動）、地域住民への広報・普及啓発、心の健康づくり事業（ひだまりサロン、家族教室、講演会等への協力）を実施します。</p> <p>○精神障害者家族相談員活動支援事業を実施します。</p>																				
(3)相談支援 事業	<p>①障害者相談支援事業</p> <p>障害のある人や障害のある子どもの保護者・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行い、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見込量 <ul style="list-style-type: none"> 専門相談、地域を基盤とした相談に対応するため保健福祉センターのエリアを参考に算出しました。 ・見込量の確保策 公募により事業所の確保に努めます。 <p>表2-4-1 第4期計画と実績および第5期見込量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">第4期計画値と実績値</th> <th colspan="3">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所数(か所)</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	区分	第4期計画値と実績値			第5期見込量			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	事業所数(か所)	8	8	8	8	10	10
区分	第4期計画値と実績値			第5期見込量																	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度															
事業所数(か所)	8	8	8	8	10	10															



事業名	活動指標等																																			
(3)相談支援事業	<p>②基幹相談支援センター等機能強化事業 新たに、就労移行コーディネーターを配置し、就労支援を含めた機能の充実を図るとともに、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を実施し相談支援機能の強化を図ります。</p> <p>③住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 賃貸住宅への入居を希望していても、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人を支援するよう努めます。</p>																																			
(4)成年後見制度利用支援事業	<p>知的障害または精神障害などの理由で判断能力が不十分な人に対し、親族がいない等で成年後見制度が利用できない人に市長が代わりに申立てを行います。 さらに、経済的な理由から申立てに要する経費や後見人等の報酬が払えない人に助成します。</p> <p>①第4期計画と実績 65歳以上の障害者は高齢者施策の中で申立てを行ったこともあり、平成27年度及び平成28年度の市の成年後見申立て実績は、計画を下回って推移しています。</p> <p>②見込量 第4期計画期間の実績から算出しました。</p> <p>③見込量確保のための方策 委託相談支援事業所等と制度の啓発に努めます。</p> <p>表2-4-2 第4期計画と実績および第5期見込量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="6">第4期計画値と実績値</th> <th colspan="3">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th rowspan="2">平成30年度</th> <th rowspan="2">平成31年度</th> <th rowspan="2">平成32年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人/年)</td> <td>6</td> <td>7(4)</td> <td>6</td> <td>9(4)</td> <td>6</td> <td>13(6)</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 第5期見込量は申立て実績と報酬助成実績を合わせたもの。第4期の計画値と実績値のカッコ内は申立て実績を記載したものです。</p>	区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	利用者数(人/年)	6	7(4)	6	9(4)	6	13(6)	15	17	19
区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量																													
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度																											
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)																														
利用者数(人/年)	6	7(4)	6	9(4)	6	13(6)	15	17	19																											
(5)成年後見制度法人後見支援事業	<p>成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障害のある人の権利擁護に努めます。</p>																																			
(6)意思疎通支援事業	<p>障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者等の派遣及び設置を行い、意思疎通の円滑化を図ります。</p> <p>①第4期計画と実績 手話通訳者派遣事業と要約筆記者派遣事業については微増傾向で推移しています。平成26年度から実施している重度障害者入院時コミュニケーション支援事業は、入院者数に左右されるため、年度により変動があります。</p> <p>②見込量 平成30年度以降も同様に推移するものと推計しました。 年間の平均値で算出しました。(小数点以下四捨五入、ただし1.0人未満は1人としました。)</p> <p>③見込量確保のための方策 引き続き富山市聾唖福祉協会との連携により、サービスの提供体制を整えます。今後は、ノートテイク等、障害特性に応じた意思疎通支援に取り組みます。</p>																																			



事業名	活動指標等								
	表2-4-3 第4期計画と実績および第5期見込量								
区分 単位：利用者数 (人/月)	第4期計画値と実績値						第5期見込量		
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
手話通訳者派遣事業	28	27	28	29	28	32	32	32	32
要約筆記者派遣事業	1	1	1	2	1	3	3	3	3
重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	1	1	1	1	1	1	1	1	1
手話通訳者設置事業	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(7)日常生活用具給付事業

日常生活用具は、「介護・訓練支援用具（入浴担架、特殊寝台など）」「自立生活支援用具（入浴補助用具、便器など）」「在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器など）」「情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置など）」「排泄管理支援用具（ストーマ用装具、紙おむつなど）」「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の6種類に大別されています。

①第4期計画と実績

ストーマ用装具などの排泄管理支援用具の給付が多くなっています。

②見込み量

第4期計画期間の実績から算出しました。

③見込量確保のための方策

事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

表2-4-4 第4期計画と実績および第5期見込量

区分 単位：利用件数 (件/月)	第4期計画値と実績値						第5期見込量		
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
介護・訓練支援用具	2	2	2	4	2	2	2	2	2
自立生活支援用具	7	4	7	5	7	7	7	7	7
在宅療養等支援用具	4	4	4	4	4	4	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	6	4	6	5	6	4	5	5	5
排泄管理支援用具	775	763	775	759	775	767	775	775	775
居宅生活動作補助用具	2	1	2	1	2	1	1	1	1

(8)手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話入門講座・手話基礎講座を開催し、手話奉仕員を養成します。

①見込量

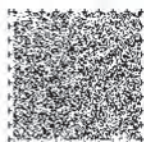
各年度における講座修了者数を基に算出しています。

②見込量の確保策

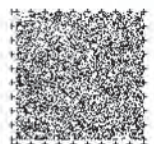
富山市社会福祉協議会と連携し、受講者数の確保に取り組みます。

表2-4-5 第4期計画と実績および第5期見込量

区分	第4期実績値			第5期見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
入門講座修了者数(人/年)	29	34	35	40	40	40
基礎講座修了者数(人/年)	29	33	20	20	20	20



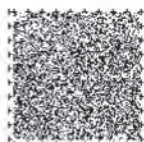
事業名	活動指標等																																																				
(9)移動支援事業	<p>屋外での移動が困難な障害者が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動を支援します。なお、視覚障害者は、同行援護を利用することになっています。</p> <p>①第4期計画と実績 移動支援事業の利用者数は計画を下回っていますが、登録事業所の増加に伴い、利用延時間数は計画を上回っています。</p> <p>②見込量 利用者数は、移動支援事業の周知により、新規利用者が増加するとともに、現に利用している者の数、事業所の新設等を勘案して算出しています。 利用延時間数は、平成29年度の1人当たり平均利用時間である、11時間/月を基に算出しています。</p> <p>③見込量確保のための方策 平成29年8月現在の移動支援登録事業所は19か所です。移動支援に対する利用者の様々なニーズに応えられるよう、事業者およびヘルパーの確保に努めます。</p>																																																				
	<p>表2-4-6 第4期計画と実績および第5期見込量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">区分</th> <th colspan="6" style="text-align: center;">第4期計画値と実績値</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">平成27年度</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">平成28年度</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">平成29年度</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">平成30年度</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">平成31年度</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">平成32年度</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">計画</th> <th style="text-align: center;">実績</th> <th style="text-align: center;">計画</th> <th style="text-align: center;">実績</th> <th style="text-align: center;">計画</th> <th style="text-align: center;">実績(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">利用者数(人/月)</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">49</td> <td style="text-align: center;">42</td> <td style="text-align: center;">56</td> <td style="text-align: center;">48</td> <td style="text-align: center;">54</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">66</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用延時間数(時間/月)</td> <td style="text-align: center;">173</td> <td style="text-align: center;">478</td> <td style="text-align: center;">195</td> <td style="text-align: center;">532</td> <td style="text-align: center;">220</td> <td style="text-align: center;">532</td> <td style="text-align: center;">594</td> <td style="text-align: center;">660</td> <td style="text-align: center;">726</td> </tr> </tbody> </table>									区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	利用者数(人/月)	43	35	49	42	56	48	54	60	66	利用延時間数(時間/月)	173	478	195	532	220	532	594	660
区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量																																														
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度																																												
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)																																															
利用者数(人/月)	43	35	49	42	56	48	54	60	66																																												
利用延時間数(時間/月)	173	478	195	532	220	532	594	660	726																																												
(10)地域活動支援センター事業	<p>創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の場を提供します。</p> <p>①第4期計画と実績 事業所数、利用者数ともに概ね計画通りに推移しました。</p> <p>②見込量 平成27年度から平成29年度までの実績をもとに算出しました。また、事業所数および利用者数は、横ばいで推移するものと見込んでいます。</p> <p>③見込量確保のための方策 現在の事業所により、見込量は確保できると考えます。</p>																																																				
	<p>表2-4-7 第4期計画と実績および第5期見込量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">区分</th> <th colspan="6" style="text-align: center;">第4期計画値と実績値</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">平成27年度</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">平成28年度</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">平成29年度</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">平成30年度</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">平成31年度</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">平成32年度</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">計画</th> <th style="text-align: center;">実績</th> <th style="text-align: center;">計画</th> <th style="text-align: center;">実績</th> <th style="text-align: center;">計画</th> <th style="text-align: center;">実績(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">事業所数(か所)</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">11</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用者数(人/年)</td> <td style="text-align: center;">357</td> <td style="text-align: center;">361</td> <td style="text-align: center;">336</td> <td style="text-align: center;">327</td> <td style="text-align: center;">316</td> <td style="text-align: center;">326</td> <td style="text-align: center;">320</td> <td style="text-align: center;">320</td> <td style="text-align: center;">320</td> </tr> </tbody> </table>									区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	事業所数(か所)	11	11	11	11	11	11	11	11	11	利用者数(人/年)	357	361	336	327	316	326	320	320
区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量																																														
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度																																												
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)																																															
事業所数(か所)	11	11	11	11	11	11	11	11	11																																												
利用者数(人/年)	357	361	336	327	316	326	320	320	320																																												



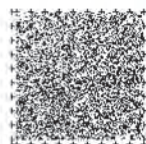
事業名	活動指標等
(11)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	富山県と連携し、手話通訳に必要な手話表現等技術等を習得した手話通訳者、要約筆記に必要な要約技術等を習得した要約筆記者を養成するとともに、盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修を検討します。
(12)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	富山県と連携し、聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、障害者団体等の会議等に手話通訳者又は要約筆記者を派遣するとともに、盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を検討します。

3 任意事業

事業名	活動指標等																																																							
(1)訪問入浴サービス事業	<p>自宅以外での入浴が困難な障害者に、浴槽を持ち込み居宅での入浴サービスを提供し、清潔の保持・心身機能の維持を図ります。</p> <p>①第4期計画と実績 事業者数、利用者数、利用延回数は計画を下回っています。</p> <p>②見込量 事業者数の見込は、平成27年度から平成29年度の実績をもとに、現状が維持されることを見込んだものです。 利用者数、利用延回数見込は、平成27年度から平成29年度の実績をもとに、若干の伸びがあることを見込んだものです。</p> <p>③見込量確保のための方策 現在、訪問入浴サービスを提供している事業所によって、見込量は確保できると考えます。</p> <p>表2-4-8 第4期計画と実績および第5期見込量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="6">第4期計画値と実績値</th> <th colspan="3">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th rowspan="2">平成30年度</th> <th rowspan="2">平成31年度</th> <th rowspan="2">平成32年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者数(か所)</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>利用者数(人/月)</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>利用延回数(回/月)</td> <td>19</td> <td>10</td> <td>21</td> <td>16</td> <td>23</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>	区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	事業者数(か所)	5	4	5	4	5	4	4	4	4	利用者数(人/月)	8	2	9	4	11	4	5	5	6	利用延回数(回/月)	19	10	21	16	23	16	20	20	24
区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量																																																	
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度																																															
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)																																																		
事業者数(か所)	5	4	5	4	5	4	4	4	4																																															
利用者数(人/月)	8	2	9	4	11	4	5	5	6																																															
利用延回数(回/月)	19	10	21	16	23	16	20	20	24																																															
(2)日中一時支援事業	<p>障害者に日中活動する場の提供と家族のレスパイトを行います。</p> <p>①第4期計画と実績 事業者数、利用者数、利用延回数いずれも年々増加していますが、計画と比較すると利用者数、利用延回数は計画を下回っています。</p>																																																							



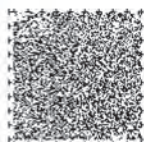
事業名	活動指標等																																																															
(2)日中一時支援事業	<p>②見込量 事業者数の見込は、平成27年度から平成29年度の実績をもとに見込んだものです。利用者数は、これまでの実績から事業所1か所当たり利用人数を3.5人として算出しています。利用延回数は、これまでの実績から1人当たり利用回数を4.1回/月として算出しています。</p> <p>③見込量確保のための方策 平成29年8月現在の日中一時支援事業登録事業所は59か所あります。放課後等デイサービスの利用者のニーズも見極めながら必要量の確保に努めます。</p>																																																															
	<p>表2-4-9 第4期計画と実績および第5期見込み</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="text-align: center;">区分</th> <th colspan="6" style="text-align: center;">第4期計画値と実績値</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">平成27年度</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">平成28年度</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">平成29年度</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">平成30年度</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">平成31年度</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">平成32年度</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">計画</th> <th style="text-align: center;">実績</th> <th style="text-align: center;">計画</th> <th style="text-align: center;">実績</th> <th style="text-align: center;">計画</th> <th style="text-align: center;">実績(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">事業者数(か所)</td> <td style="text-align: center;">52</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">52</td> <td style="text-align: center;">56</td> <td style="text-align: center;">52</td> <td style="text-align: center;">59</td> <td style="text-align: center;">61</td> <td style="text-align: center;">63</td> <td style="text-align: center;">65</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用者数(人/月)</td> <td style="text-align: center;">298</td> <td style="text-align: center;">176</td> <td style="text-align: center;">316</td> <td style="text-align: center;">199</td> <td style="text-align: center;">335</td> <td style="text-align: center;">202</td> <td style="text-align: center;">213</td> <td style="text-align: center;">220</td> <td style="text-align: center;">227</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用延回数(回/月)</td> <td style="text-align: center;">942</td> <td style="text-align: center;">682</td> <td style="text-align: center;">1,055</td> <td style="text-align: center;">708</td> <td style="text-align: center;">1,182</td> <td style="text-align: center;">855</td> <td style="text-align: center;">873</td> <td style="text-align: center;">902</td> <td style="text-align: center;">930</td> </tr> </tbody> </table>										区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	事業者数(か所)	52	50	52	56	52	59	61	63	65	利用者数(人/月)	298	176	316	199	335	202	213	220	227	利用延回数(回/月)	942	682	1,055	708	1,182	855	873	902
区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量																																																									
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度																																																							
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)																																																										
事業者数(か所)	52	50	52	56	52	59	61	63	65																																																							
利用者数(人/月)	298	176	316	199	335	202	213	220	227																																																							
利用延回数(回/月)	942	682	1,055	708	1,182	855	873	902	930																																																							
(3)生活訓練等支援事業	<p>障害者に対して、日常生活に必要な訓練・指導等を行うため、知的障害者福祉事業、精神障害者支援事業、障害者福祉プラザでの生活訓練事業を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者を対象に買い物学習等の訓練 ・ 障害者福祉プラザにおいて、生活の質の向上を目指したパソコン教室等、日常生活動作訓練等 ・ 精神障害者が自立し安心して社会生活を送るために、精神障害者の居場所(ひだまりサロン)の提供や精神障害者とメンタルヘルスサポーターとの交流 <p>その他に、アルコールと健康についての教室の開催や精神障害者の地域移行支援をするための人材育成に関する研修会を開催します。</p>																																																															
(4)社会参加支援事業	<p>①スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 障害者福祉プラザの温水訓練施設や多目的ホールで各種スポーツ教室を開催するほか、団体、個人の利用者にスポーツやレクリエーションに必要な支援を行い障害者がスポーツやレクリエーションに触れる機会を提供することで、障害者のスポーツ振興および身体機能の維持向上を図ります。</p> <p>②点字・声の広報等発行事業 点字・声の広報等を発行して、視覚障害者に必要な情報提供に努めます。</p> <p>③奉仕員養成研修事業 点訳奉仕員・朗読奉仕員・要約筆記奉仕員を養成する講習会を開催する事業です。</p>																																																															
	<p>表2-4-10 第4期計画と実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成27年度</th> <th style="text-align: center;">平成28年度</th> <th style="text-align: center;">平成29年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">スポーツ・レクリエーション教室開催等事業</td> <td style="text-align: center;">開催延回数(回/年)</td> <td style="text-align: center;">458</td> <td style="text-align: center;">460</td> <td style="text-align: center;">300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">点字・声の広報等発行事業</td> <td style="text-align: center;">発行点数(点/年)</td> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">奉仕員養成研修事業</td> <td style="text-align: center;">開催延回数(回/年)</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> </tbody> </table>										区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	開催延回数(回/年)	458	460	300	点字・声の広報等発行事業	発行点数(点/年)	25	25	25	奉仕員養成研修事業	開催延回数(回/年)	100	100	100																																			
区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み)																																																													
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	開催延回数(回/年)	458	460	300																																																												
点字・声の広報等発行事業	発行点数(点/年)	25	25	25																																																												
奉仕員養成研修事業	開催延回数(回/年)	100	100	100																																																												



事業名	活動指標等			
(5)自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業	①自動車運転免許取得助成事業 障害者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。			
	②自動車改造助成事業 障害者が障害ゆえの必要により、自ら運転する自動車を改造する際に要する費用の一部を助成します。			
	表2-4-11 第4期計画と実績			
	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
	自動車運転免許取得助成事業	利用者数(人/年)	1	1
	自動車改造助成事業	利用者数(人/年)	17	16

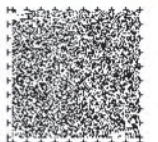
4 地域生活支援促進事業

事業名	活動指標等
(1)障害者虐待防止対策事業	障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護を目的として、障害者自立支援協議会に「権利擁護部会」を設置し、関係機関等による情報共有のための連携体制の整備や、障害者虐待に関する課題等について協議します。



第 3 部

第 1 期 富山市障害児福祉計画



第1章 国の基本指針と第1期障害児福祉計画成果目標

1 障害児支援の提供体制の整備等

障害のある子どもおよびその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築するため、地域支援体制の構築、保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関の連携、地域社会への参加・包容の推進、障害児通所支援等の専門的な支援、特別な支援が必要な障害のある子どもに対する支援体制の整備、障害児相談支援の提供体制の確保などが考えられます。

そこで、障害児支援の提供体制の整備について次のとおり目標を定めます。

【国の基本指針の考え方および本市の成果目標】

①平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。

項目	数値	考え方
児童発達支援センターを利用できる体制を確保する。	2か所	平成32年度末においても、引き続き、児童発達支援センターを利用できる体制を維持する。

②平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

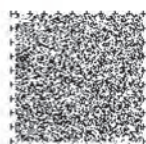
項目	数値	考え方
保育所等訪問支援を利用できる体制を確保する。	2か所	平成32年度末においても、引き続き、保育所等訪問支援を利用できる体制を維持する。

③平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。

項目	数値	考え方
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を利用できる体制を確保する。	3か所	平成32年度末においても、引き続き、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を利用できる体制を維持する。

④平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。

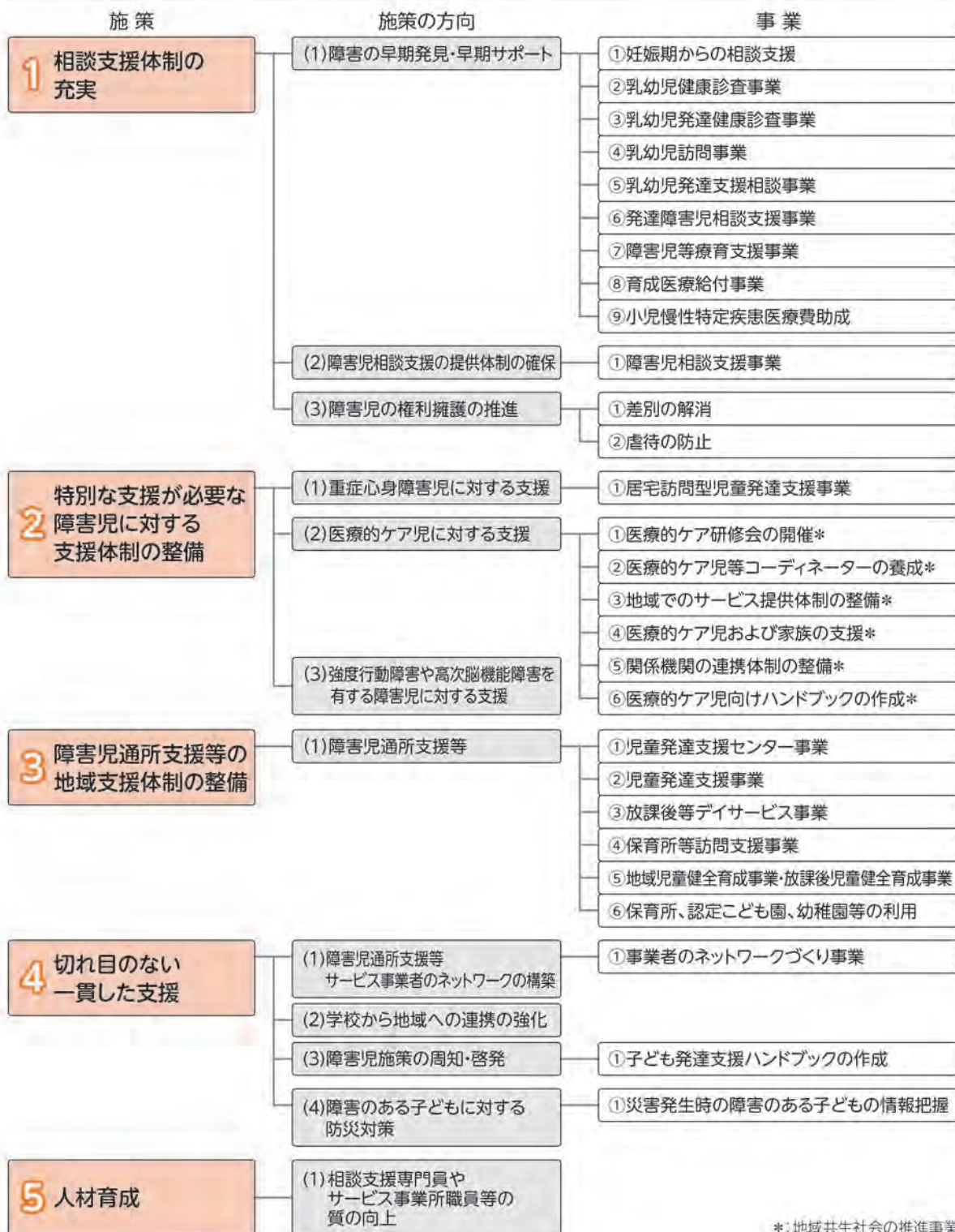
項目	数値	考え方
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。	設置	平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。



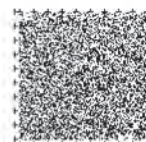
第2章 施策の体系

基本目標：障害児の健やかな育成のための発達支援

子どもの成長・発達に応じた細やかな支援、切れ目のない一貫した支援、特別な支援を要する子どもへの支援等が身近な地域の中で提供される体制を構築することで、健やかな育成を図ります。



*：地域共生社会の推進事業



施策1 相談支援体制の充実

障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな成長を図るため、障害のある子どもや障害の疑いのある子どもおよび保護者に対し、子どもの成長・発達に応じたきめ細やかな支援、切れ目のない一貫した支援を行うため、関係機関との連携を図りながら、相談支援体制の充実に努めます。

(1) 障害の早期発見・早期サポート

障害を早期に発見し、幼児期からの早期療育体制を充実することにより、障害の軽減と十分な発達を図ります。また、障害のある幼児と障害のない幼児が共に遊び、学ぶ機会の拡充に努め、豊かな人間形成を図ります。

① 妊娠期からの相談支援

母子健康手帳交付時の保健師等の面接や産婦人科等の診察等において、妊婦に障害等があり、支援が必要であると判断された場合は、市と医療機関で連絡票を用いて、情報を共有し、妊娠早期からの支援を行います。子どもが生まれた後も引き続き、切れ目なく支援します。

② 乳幼児健康診査事業

健康診査を実施することにより、子どもが順調に発育・発達をしているかを確認するとともに、疾病を早期発見し、心身の健全な発達を促します。また、保護者の育児姿勢の確立を支援します。

③ 乳幼児発達健康診査事業

乳幼児期において、心身の発達の遅れや障害を早期に発見し、適切な療育指導を行うことにより、障害の軽減を図り、二次的な障害の発生を予防するとともに、在宅療養を支援します。また、育児不安を軽減することで、虐待防止を図ります。

④ 乳幼児訪問事業

生まれた子どもに障害がある場合等は、保健師が医療機関での退院前の院内面接に同席したり、医療機関からの「未熟児等出生連絡票」を基に、家庭訪問を行い、必要に応じて他機関と連携した支援を行います。

心身の発達の遅れが気になる乳幼児を持つ保護者からの相談に応じ、育児不安の軽減を図るとともに、乳幼児に対する日常生活指導を行い、乳幼児の発育・発達を促します。

⑤ 乳幼児発達支援相談事業

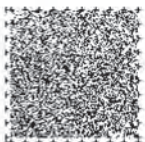
成長や発達が気になる子どもを持つ保護者からの相談に応じます。また、早期かつ専門的な対応により、子どもの発達を促進し、保護者を支援します。

⑥ 発達障害児相談支援事業

自閉症スペクトラム障害、学習障害、注意欠如、多動症等の発達障害を有する子どもとその保護者の相談に応じ、将来、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

⑦ 障害児等療育支援事業

在宅の障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育相談・指導等が受けられるよう療育機能の充実に努めるとともに、必要なサービスの紹介、情報提供、関係機関との連絡調整等を行います。



⑧育成医療給付事業

身体に障害のある児童に対し、その障害を除去・軽減する手術等の治療に係る医療費の給付を行うことによって、児童の健全育成を図ります。

⑨小児慢性特定疾患医療費助成

小児慢性特定疾患にかかっている児童への医療費助成および、療育相談指導や療養相談会等の自立支援事業を行うことにより、児童の健全な育成及び自立の促進を図ります。

(2) 障害児相談支援の提供体制の確保

障害のある子どもの自立を支えるためには、きめ細かく継続的な支援が必要であり、そのためには定期的なケアマネジメントを行う体制が求められます。そのため、課題の解決に向け専門的な知識を持った相談支援専門員が、障害児の身近なところで支えていく体制の確保に努めます。

①障害児相談支援事業

心身の発達の遅れが心配される子どもとその家族の保育所・幼稚園・学校等の集団生活での困りごとや、福祉サービスの利用等について、さまざまな相談に応じます。なお、障害児通所支援の利用にあたっては、サービス等利用計画を作成し、継続的に支援を行います。

(3) 障害児の権利擁護の推進

障害のある子どもが安心して地域生活を送ることができ、成長し、自分らしく生き、社会に参加し、差別や虐待から守られ、必要とする相談や支援の提供が受けられるよう、障害のある子どもの人権を確保し、固有の尊厳を尊重し、権利擁護を推進します。

①差別の解消

障害のある子どもが差別を受けることなく、安心して地域で暮らしていくための環境づくりを推進するため、子どもから大人まで市民一人ひとりが障害に対する関心を高め、理解を深めるため、啓発活動に取り組みます。

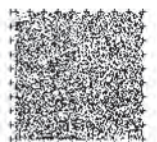
②虐待の防止

児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに市町村等に通告しなければならないことから、虐待の早期発見や市民の虐待に対する意識を高める啓発を行います。

養護者からの虐待の場合は、児童福祉法に基づき、関係機関と連携し支援を行います。養護者から分離が必要で一時保護を受けた場合は、通所系サービスが受けられるよう支援します。また、障害児が障害福祉サービスを利用している場合もあることから、養護者から虐待を受けている児への接し方等、事業者へ適切な情報提供に努めます。

児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等の障害者福祉施設従事者等による障害児の虐待を通報や届出を受理した場合、障害者虐待防止センターを中心に、関係機関と連携を図り、虐待の防止、早期発見、問題解決に努めます。

障害者自立支援協議会権利擁護部会を活用し、障害者の権利擁護に努めながら迅速かつ適切な対応に努めます。



施策2 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

障害があるために特別な支援を要する子どもが、地域の中で必要な支援が受けられるよう地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の整備に努めます。

(1) 重症心身障害児に対する支援

重症心身障害児が地域の児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の整備に努めます。

① 居宅訪問型児童発達支援事業

外出することが著しく困難な重症心身障害児等に対して、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。



(2) 医療的ケア児に対する支援

医療的ケア児は、医療技術の進歩等を背景として、在宅での生活が可能となったことから、在宅で適切な支援を受けられるよう求められています。しかし、医療的ケア児の接し方や保育の仕方について理解が深まっていないこと、地域の事業者等の受け入れ体制が整っていないこと、関係機関の連携が十分ではない等の課題があることから、富山県や富山市医師会等と連携し、地域における医療的ケア児の支援体制づくりに努めます。

① 医療的ケア研修会の開催

地域で医療的ケア児に対する支援が適切に行える人材を養成するため、障害児通所支援事業者、保健師、保育士を対象に研修会を実施します。

② 医療的ケア児等コーディネーターの養成

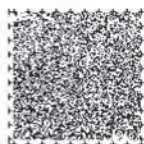
医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを平成30年度から32年度の各年度1人の配置を目指して、医療的ケア児等コーディネーター養成研修へ職員を派遣します。

③ 地域でのサービス提供体制の整備

新規に医療的ケア児を受け入れる準備として、保育所、小学校、中学校、児童発達支援事業者、放課後等デイサービス事業者等の職員をサポートするために、在宅で医療的ケア児を訪問している看護師等を派遣します。

④ 医療的ケア児および家族の支援

医療的ケア児がふつうの子どもと同じように地域で生活できるよう、社会体験の場を設けるとともに、家族同士の交流を通し、リフレッシュの場を提供します。



⑤関係機関の連携体制の整備

医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育、保育等の各関係者等が情報を共有し、課題解決に向けて協議を行います。

⑥医療的ケア児向けハンドブックの作成

医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育、保育等の情報を一体的に紹介するためのハンドブックを作成し、医療的ケア児とその保護者に情報の提供を行います。

(3) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所等において適切な支援ができるよう努めます。

施策3 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

(1) 障害児通所支援等

障害児通所支援等における障害のある子どもおよびその家族に対する支援について、障害のある子どもの障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の構築に努めます。

①児童発達支援センター事業

児童発達支援センターとして、本市には富山県リハビリテーション病院・こども支援センターと富山市恵光学園が設置されています。富山市恵光学園において、交流保育や通園児以外にも療育相談を行うなど、地域での療育機能を果たす中核施設として充実を図ります。

②児童発達支援事業

就学前の障害のある子どもが、適切な療育を受けることができるよう、通園の場を設けて日常生活動作や集団生活適応訓練等の指導を受けることができる児童発達支援事業の充実を図ります。児童発達支援は、指定事業所だけでなく、富山型デイサービス事業所の利用も促進します。

③放課後等デイサービス事業

障害のある子どもの自立を促進するため、学校に在学する障害のある子どもに、放課後や休みの日、夏休み等の長期休業中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供するように支援します。

④保育所等訪問支援事業

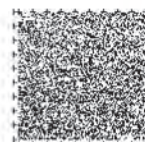
保育所、幼稚園、認定こども園等に通う障害児に、訪問支援員が保育所等に訪問し、集団生活への適応を目的とした療育を直接行います。また、訪問支援員等の人材の確保に努めます。

⑤地域児童健全育成事業・放課後児童健全育成事業

地域児童健全育成事業や放課後児童健全育成事業では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、健全な遊びや生活の場を提供しており、各事業の指導員に対して、障害児を受け入れるための研修に参加する機会を提供します。

⑥保育所、認定こども園、幼稚園等の利用

保育所、認定こども園、幼稚園等に入所を希望する障害児の利用ニーズに応えられるよう努めます。



施策4 切れ目のない一貫した支援

障害児の支援は、学齢期への移行時、進学時、卒業時において支援のつながりが途切れるおそれがあることから、関係者の連携を強化し、「気づき」の段階から適切な支援につなぎ、ライフステージに応じて切れ目のない一貫した支援に努めます。

(1) 障害児通所支援等サービス事業者のネットワークの構築

障害児通所支援等サービス事業者同士のネットワークの強化を図り、障害のある子どもとその保護者が安心して地域で生活できるよう切れ目のない一貫した支援を行います。また、事業者間の交流を通し、互いを高めあう関係を構築し、サービスの質の向上に努めます。

①事業者のネットワークづくり事業

児童発達支援事業者、放課後等デイサービス事業者等をはじめ医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関および団体等がネットワークの強化を図り、ライフステージに応じて、障害のある子どもとその保護者が安心して地域で生活できるよう早期から切れ目のない支援を行います。

(2) 学校から地域への連携の強化

地域の小・中学校に通学している障害のある子どもが、学校卒業後も健やかに成長していくため、引き続き、障害福祉サービス等をはじめ地域で支えるための情報提供に努めます。

(3) 障害児施策の周知・啓発

発達が気になる子や障害児とその保護者が適切なサービス等を受けることができるよう、周知・啓発に努めます。

①子ども発達支援ハンドブックの作成

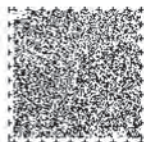
発達が気になる子や障害児とその保護者への支援に関する保健、医療、福祉、教育、保育等の情報を一体的に紹介するため「こども発達支援ハンドブック（未就学児用、学齢児用）」を作成し、情報提供を行います。

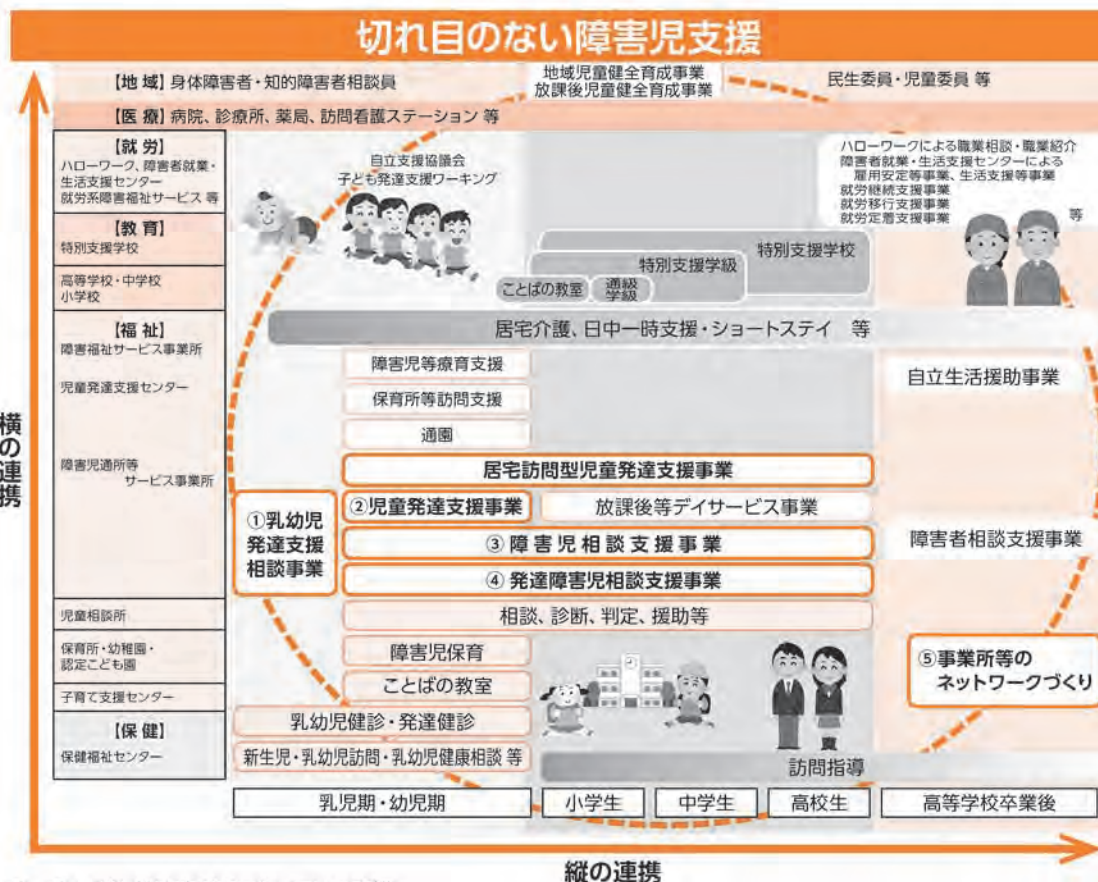
(4) 障害のある子どもに対する防災対策

災害時に、障害児とその保護者が速やかに避難し、適切なケアを安定して受けることができるよう、災害時の地域における障害のある子どもとその保護者の支援体制について検討します。

①災害発生時の障害のある子どもの情報把握

災害発生時に自力での避難が難しい高齢者、障害者に加えて、地域のどこに配慮を要する障害児がいるのか情報把握し、災害時の支援体制を検討するため、地域における支援を希望される方を登録した避難行動要支援者名簿を活用し、日頃から避難支援関係者（消防・警察、民生委員、自治会・町内会、自主防災組織）との情報共有に努めます。





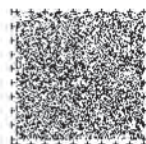
- ①～⑤ こども発達支援室で行っている事業
 ②、③ こども発達支援室以外でも行っている事業

施策5 人材育成

障害児の支援には、将来を見据えたマネジメントや多様化するニーズへのきめ細かな対応、高い専門性が必要なことから、障害児支援の質の向上に努めます。

(1) 相談支援専門員やサービス事業所職員等の質の向上

相談支援専門員やサービス事業所職員等の質の向上を図るため研修会を行うとともに、質の高い専門的な支援を行うための人材育成に努めます。



第3章 障害児通所系サービスの活動目標

1 障害児通所支援

日常生活の基本的動作の指導等を行う児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等に生活能力向上を支援する放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業があります。

事業名	活動指標等																																													
(1)児童発達支援	<p>児童発達支援は、身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障害児や、地域の障害児、その家族に対して、日常生活における基本的な動作の指導等の支援を行うものです。</p> <p>①第4期計画と実績 利用者数、利用延日数ともに計画を下回って推移しています。</p> <p>②見込量 利用者数の見込は、平成27年度から平成29年度までの実績をもとに、現に利用している障害児の数、新規利用のニーズ、事業所の新設等を勘案して算出しています。 利用延日数は、これまでの実績から事業ごとの1人当たり利用日数を求め、それぞれの利用延日数を合算して算出しています。</p> <p>③見込量確保のための方策 利用者のニーズを見極めながら、新たに児童発達支援に取り組む事業所の参入の促進に努めます。</p> <p>表3-3-1 第4期計画と実績および第5期見込量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="6">第4期計画値と実績値</th> <th colspan="3">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th rowspan="2">平成30年度</th> <th rowspan="2">平成31年度</th> <th rowspan="2">平成32年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人/月)</td> <td>281</td> <td>203</td> <td>330</td> <td>203</td> <td>380</td> <td>255</td> <td>268</td> <td>275</td> <td>282</td> </tr> <tr> <td>利用延日数(日/月)</td> <td>1,714</td> <td>1,331</td> <td>2,013</td> <td>1,262</td> <td>2,318</td> <td>1,220</td> <td>1,435</td> <td>1,457</td> <td>1,480</td> </tr> </tbody> </table>	区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	利用者数(人/月)	281	203	330	203	380	255	268	275	282	利用延日数(日/月)	1,714	1,331	2,013	1,262	2,318	1,220	1,435	1,457	1,480
区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量																																							
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度																																					
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)																																								
利用者数(人/月)	281	203	330	203	380	255	268	275	282																																					
利用延日数(日/月)	1,714	1,331	2,013	1,262	2,318	1,220	1,435	1,457	1,480																																					
(2)医療型児童発達支援	<p>医療型児童発達支援は、児童発達支援および治療を行うものです。市内には富山県リハビリテーション病院・こども支援センターがあります。</p> <p>①第4期計画と実績 利用者数、利用延日数ともに計画を下回って推移しています。</p> <p>②見込量 利用者数の見込は、現に利用している障害児の数、新規利用のニーズ等を勘案して算出しています。利用延日数は、これまでの実績から1人当たり利用日数を10日/月として算出しています。</p> <p>③見込量確保のための方策 見込量は確保されると考えられます。</p>																																													



事業名	活動指標等								
	表3-3-2 第4期計画と実績および第5期見込量								
区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量		
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
利用者数(人/月)	15	1	15	2	15	3	4	5	6
利用延日数(日/月)	180	10	180	20	180	24	40	50	60

(3)放課後等
デイサービス

放課後等デイサービスは、学校に在学する障害児に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するものです。また、平成30年4月から、利用者の状態像を勘案した指標により報酬区分が設定されます。

①第4期計画と実績

事業所の増加等により、利用者数、利用延日数とも計画を上回って推移しています。

②見込量

利用者数の見込は、平成27年度から平成29年度までの実績をもとに、現に利用している障害児の数、新規利用のニーズ、事業所の新設、特別支援学校に在籍する児童数等を勘案して算出しています。利用延日数は、これまでの実績から1人当たり利用日数を11.5日/月として算出しています。

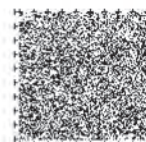
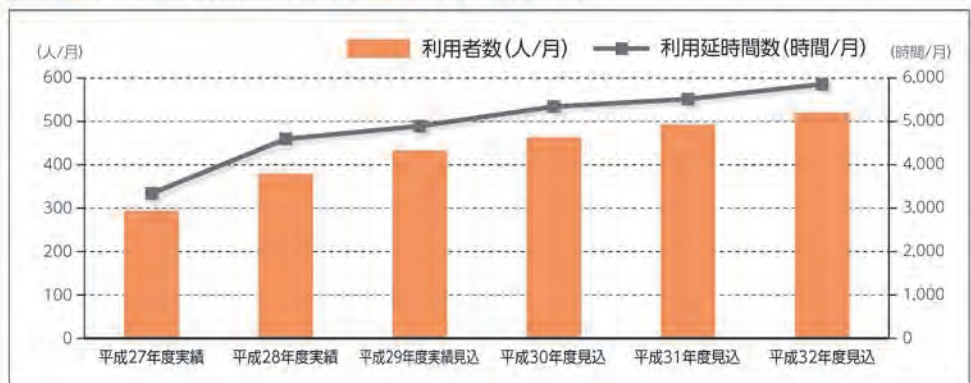
③見込量確保のための方策

障害のある子どもに対し適切かつ継続的な支援を行うために、放課後等デイサービスに対する需要は高いことから、新規事業所の参入の促進に努めます。

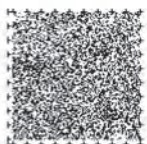
表3-3-3 第4期計画と実績および第5期見込量

区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量		
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
利用者数(人/月)	290	294	300	381	310	431	460	490	520
利用延日数(日/月)	3,190	3,384	3,300	4,634	3,720	4,946	5,290	5,635	5,980

図3-3-1 第4期実績および第5期見込量の推移



事業名	活動指標等																																													
(4)保育所等 訪問支援	<p>保育所等訪問支援とは、保育所等集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、支援を要すると認められた障害児に対して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うものです。</p> <p>①第4期計画と実績 利用者数、利用延日数ともに計画を下回って推移しています。</p> <p>②見込量 利用者数の見込は、平成29年度の支給決定者数（24人）を基準として、現に利用している障害児の数、新規利用のニーズ等を勘案して算出しています。利用延日数は、これまでの実績から1人当たり利用日数を1日/月として算出しています。</p> <p>③見込量確保のための方策 希望する者がサービスを受けられるよう、事業所に対しては訪問回数の増加について促すとともに、新たに保育所等訪問支援に取り組む事業所の参入の促進に努めます。</p> <p>表3-3-4 第4期計画と実績および第5期見込量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="6">第4期計画値と実績値</th> <th colspan="3">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th rowspan="2">平成30年度</th> <th rowspan="2">平成31年度</th> <th rowspan="2">平成32年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数 (人/月)</td> <td>16</td> <td>4</td> <td>18</td> <td>1</td> <td>20</td> <td>3</td> <td>24</td> <td>30</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>利用延日数 (日/月)</td> <td>32</td> <td>5</td> <td>36</td> <td>1</td> <td>40</td> <td>3</td> <td>24</td> <td>30</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table>	区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	利用者数 (人/月)	16	4	18	1	20	3	24	30	36	利用延日数 (日/月)	32	5	36	1	40	3	24	30	36
区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量																																							
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度																																					
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)																																								
利用者数 (人/月)	16	4	18	1	20	3	24	30	36																																					
利用延日数 (日/月)	32	5	36	1	40	3	24	30	36																																					
(5)居宅訪問型 児童発達支援	<p>居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に対し、その居宅を訪問して発達支援を提供するものです。</p> <p>①見込量 利用者数の見込は、障害児や医療的ケア児のニーズ等を勘案して算出しています。</p> <p>②見込量確保のための方策 事業の周知を図るとともに、新たに居宅訪問型児童発達支援に取り組む事業所の参入の促進に努めます。</p> <p>表3-3-5 第5期見込量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数 (人/月)</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>利用延日数 (日/月)</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	区分	第5期見込量			平成30年度	平成31年度	平成32年度	利用者数 (人/月)	2	3	4	利用延日数 (日/月)	10	15	20																														
区分	第5期見込量																																													
	平成30年度	平成31年度	平成32年度																																											
利用者数 (人/月)	2	3	4																																											
利用延日数 (日/月)	10	15	20																																											

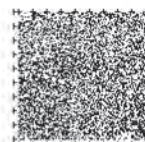


2 障害児相談支援

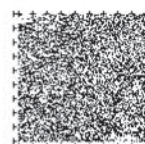
事業名	活動指標等																																													
障害児相談支援	<p>障害児相談支援とは、障害のある子どもが障害児通所支援を利用する前に利用計画を作成し、利用開始から一定期間ごとにモニタリング等の支援を行うものです。</p> <p>①第4期計画と実績 利用者数については、計画を大幅に上回って推移しています。</p> <p>②見込量 利用者数については、引き続き新規利用者が増えると見込まれることや、平成30年4月からモニタリング期間が見直され、頻度を高めることが求められることから、増加傾向で推移していくと予想されます。そのため、現に利用している者の数や、新規利用のニーズ等を勘案して算出しています。</p> <p>③見込量確保のための方策 障害児相談支援の指定を受けていない既存の相談支援事業所および指定障害福祉サービス事業所に対し障害児相談支援事業への取組を促す等、事業所の適正数の確保に努めます。</p> <p>表3-3-6 第4期計画と実績および第5期見込量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="6">第4期計画値と実績値</th> <th colspan="3">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th rowspan="2">平成30年度</th> <th rowspan="2">平成31年度</th> <th rowspan="2">平成32年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人/月)</td> <td>84</td> <td>242</td> <td>92</td> <td>197</td> <td>100</td> <td>227</td> <td>260</td> <td>280</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>支給決定者数(人)【参考】</td> <td></td> <td>570</td> <td></td> <td>661</td> <td></td> <td>840</td> <td>940</td> <td>1,040</td> <td>1,140</td> </tr> </tbody> </table>	区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	利用者数(人/月)	84	242	92	197	100	227	260	280	300	支給決定者数(人)【参考】		570		661		840	940	1,040	1,140
区分	第4期計画値と実績値						第5期見込量																																							
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度																																					
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)																																								
利用者数(人/月)	84	242	92	197	100	227	260	280	300																																					
支給決定者数(人)【参考】		570		661		840	940	1,040	1,140																																					

第4章 地域生活支援事業の活動目標 (障害児のみ対象となる事業)

事業名	活動指標等
(1)障害児等療育支援事業	<p>在宅の障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育相談・指導が受けられるよう療育体制の充実を図るとともに、関連する療育機関との連携を図ります。現在、富山市恵光学園で実施している障害児等療育支援事業を継続して実施します。</p>
(2)児童発達支援センター機能強化事業	<p>富山市恵光学園において、乳幼児発達支援相談事業、発達障害児相談支援事業、事業者のネットワークづくり事業などを継続して実施します。</p>



資料編



1 障害者団体等のヒアリング結果

第5期障害福祉計画および第1期障害児福祉計画策定に伴う障害者団体等へのヒアリング

実施期間：平成29年4月から10月

ヒアリング実施団体等一覧(計20団体)	
富山市身体障害者協会(身)	富山市肢体不自由児者父母の会(肢)
富山市視覚障害者協会(視)	富山市聾唖福祉協会(聾)
富山市手をつなぐ育成会(手)	富山市精神障害者家族会等連絡会(精)
富山地区腎友会(腎)	富山市盲ろう者友の会(盲)
(特非)文福(文)	(特非)富山ダルクリカバリークルーズ(ダ)
(特非)障がい者生活支援グループフレンズ富山(フ)	(特非)自立生活支援センター富山(自)
(特非)大きな手小さな手(大)	富山市心臓病の子どもを守る会(心)
(公社)日本オストミー協会富山県支部「太陽の会」(オ)	こばと会(富山市障害者(児)父母の会)(こ)
富山ケアネットワーク(ケ)	障害者(児)を守る富山市連絡会(障)
富山市身体障害者福祉協議会	(公財)日本リウマチ友の会富山支部富山市分会

(1) 地域共生社会について

①基本理念について

- ・ノーマライゼーション(障害のある人)社会の実現からソーシャルインクルージョン(社会的なマイノリティ)社会の実現へ転換していただきたい。(精)

②発信・広報について

- ・障害者基本法で障害の定義が医療モデルから社会モデルに変わったこと、そのことにより変わるべきは、社会の側であることをもっと発信・広報してほしい。(文)

③東京パラリンピックのレガシーを障害福祉計画へ

- ・計画期間が東京オリンピック・パラリンピックと重なるので、ユニバーサルデザイン2020行動計画、パラリンピックレガシーとして心のバリアフリー、日身連会長提言などの内容を計画の中でふれておいてほしい。(身)

④地域との関係作り

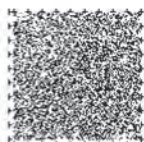
- ・福祉サービスが充実すると、それまで関わっていた地域の人たちが離れ、孤独になる。給付でやるものと地域(ボランティア)でやるものに分け、地域との人間関係を作り、見守り体制ができれば良い。(文)
- ・富山型デイサービスが、困っている人が気軽に相談に来られる「福祉のコンビニ」になればと思う。(ケ)
- ・福祉の教育について、まちづくりから考える、福祉六法からではなく地域福祉から学ぶ、そういった視点も必要である。(ケ)

⑤障害のある人と健常者がともに働く場として

- ・お互いにお互いをどのように尊重し、認め合っているのか、能力差別、異形に対する差別意識、価値観の違い、思い込み等が障壁になっているといえる。(自)

⑥自立支援協議会の構成について

- ・聴覚障害者及び視覚障害者の団体からも委員を選出し、情報アクセシビリティ、意思疎通支援の施策推進の強化を図ってください。(聾)



(2) 相談支援について

① 計画相談支援について

- ・相談支援事業所の増加を、計画を立てる相談専門員の増員を、計画書類等の簡略化もお願いします。(視)
- ・計画相談支援について、相談員一人あたりの担当件数が多く、限界に来ている。(ケ)
- ・親が介護保険、子が障害福祉サービスを利用している場合、親は介護ケアマネージャー、子は相談支援専門員等で異なるため、同じ支援者で行ってほしい。(身)

② 障害者支援体制の確立について

- ・相談支援体制を充実させていく必要がある。(精)(身)(こ)
- ・障害者差別解消に関わる相談窓口にワンストップで相談できる体制づくりをしてください。(盲)
- ・相談支援の質の向上や人材の確保、体制の強化をお願いします。(障)

(3) 保健・医療について

① 現物給付方式について

- ・現在の償還払方式の5病院にも現物給付方式に改めていただきたい。(富山赤十字病院、富山県立中央病院、富山大学附属病院、富山県リハビリテーション病院・こども支援センター、富山通信病院)(視)(こ)
- ・老人医療費助成制度について、現物給付を継続するようお願いします。(障)

② 人工透析の現状と課題について(腎)

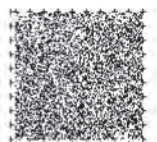
- ・富山県内では約1,200か所の医療機関があるが、透析ができるのは約40か所と限られており、利用者(約2,400人)が集中している。高齢とともに介護が必要な人が増えている。高齢化率は約63%。
- ・透析を受けるための交通費への支援をお願いしたい。
- ・通院への介護の人手が不足している。療養施設での部屋代がアップしており、生活が苦しくなっている。(腎)
- ・在宅透析を希望する人は県内で2名いるが、緊急時の対応がしっかりできないと難しい。
- ・仕事を続けるためには、夜間透析が必要な場合が多く、夜間透析を行っている病院が少ないため、遠くまで通院しているケースが多い。
- ・災害時は、週3回の透析を受けないと急激に体調が悪化する。
- ・県内には移植コーディネーターが1名しかいない。複数のコーディネーターが必要である。
- ・透析医療従事者(医師、看護師、臨床工学士等)の必要数の確保をお願いします。

③ 心臓病児の現状と課題について(心)

- ・フォンタン手術後の後遺症が生活状況や病状の変化、成人していく過程でどのような問題が出るのか相談できる体制を整備していただきたい。
- ・心臓病の子どもたちが、病気を乗り越える過程として、これから手術を迎えようとする時期、術後期、思春期、就職期等のステージがあり、その過程について対応できる相談窓口の設置をお願いしたい。
- ・小児慢性疾患患者の差額ベッド料を無くし、医療上の必要性で適切な指導をお願いしたい。
- ・保険外負担を無くし、食事代の患者負担も自立支援事業での医療の対象としてほしい。
- ・住民税非課税世帯と重症患者の小児慢性疾患と難病の医療費は無料にしてください。
- ・病児の手術や長期治療時における付き添い家族が生活できるファミリーハウスを作ってほしい。
- ・病児が県外で手術の際、長期滞在について、交通費および滞在費の補助をしてほしい。

④ 精神障害者への医療費助成制度について(精)

- ・現状では、精神科医療通院費のみが1割の自己負担となっているが、精神科に限らず、全診療科にかかる通院医療費の自己負担額の減免を考えていただきたい。



- ・精神疾患を抱える患者は、精神疾患だけではなく、生活習慣病等の他疾患を併発していることが多いことから、一般診療科にかかる精神障害者が増加している。二次的な予防が必要である。
 - ・精神障害者の医療費助成について、身体障害者や知的障害者との格差がないようお願いします。(障)
- ⑤精神救急医療体制について、精神救急医療体制の充実をお願いしたい。(精)

(4) 障害児に対する支援について

①視覚障害児への支援について (視)

- ・一般校へ通う障害児童も増えてきているので、十分な合理的配慮の支援をお願いしたい。
- ・視覚障害児に拡大読書機やIPAD、拡大文字やデジジ、点字の教科書などの支給をお願いしたい。
- ・生徒が点字学習もできるように、支援学校との連携を行ってほしい。(教育課程を設けること)
- ・視覚障害者の特性が分かるように啓発する等、視覚障害の理解のための環境整備をお願いしたい。
- ・障害(斜視、弱視)の早期発見により、少しでも障害が軽くなるような体制をすすめてほしい。

②聴覚障害児への支援について (聾)

- ・新生児聴覚検査体制において聴覚に異常があるとされた場合、人工内耳を含む聴覚の補償や発音発語指導に偏り、できるだけ聴覚障害のない人に近づける視点が強く、「医療モデル」にとどまっている。将来、社会人としての生活・活動等も見据えた「社会モデル」の視点に基づき、乳幼児期から言語としての手話を習得すること、同じ聴覚障害者同士の関わりを確保することなどの施策についても進めてほしい。
- ・他市では、親子で手話を学ぶ事業を行ったり、聴覚障害児向けの放課後等デイサービス事業所がある。

③心臓病児への支援について (心)

- ・体育実技ができない生徒等、管理区分表での適切な指導と体育評価が公正に行われるようにしてほしい。
- ・移動や夏や冬の気温に対応することが困難なため、エレベーターや冷暖房の設置を導入してほしい。
- ・学校でのクラス替えと教室の変更等による支援員がほしい。
- ・病児の通院等に、兄弟を預けられる一時預かりの保育体制の整備と保育料への補助を行ってほしい。
- ・治療や手術の際、入院や自己療養のために学習の空白がないようにしてほしい。
- ・術後に発達障害、言語障害等がある場合が多く、相談できるところが少ない。
- ・病児の酸素使用やワーファリン服用児について、親の学校への付き添い等は無くしてほしい。(障)
- ・ワーファリン等の薬を飲んでいても、幼稚園へ入園を断らず、入園できるようお願いします。(障)

④障害児の療育について

- ・早期の障害児療育について、幼児期から言語や生活に必要な機能訓練の機会の場を増加してほしい。(手)
- ・放課後等デイサービス事業所や放課後児童クラブを増やしてほしい。(手)
- ・補助教員とは別に、通学を補助する人も制度化してほしい。(文)

⑤障害のある子どもが余暇活動を楽しむ場、親子で楽しむレクリエーションの場が少ない。(こ)

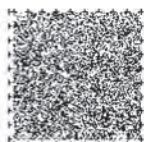
⑥周りに気を使わず、行動障害の子どもと一緒にいける飲食店があるとよい。(こ)

⑦特別児童手当の認定について、個々の状況に応じた総合的な認定が行われるようお願いします。(障)

⑧医療的ケアを要する児童が適切な支援を受けられるようお願いします。(障)

⑨家族支援プログラムの導入と専門家育成をお願いします。(障)

⑩小児慢性疾病の子どもたちが、通常学級に在籍しているので、学校看護師の設置を検討してください。(障)



(5) 障害福祉サービスについて

①計画相談について

- ・相談支援事業所の増加を、計画を立てる相談専門員の増員を、計画書類等の簡略化もお願いします。(視)

②サービス利用について

- ・短期入所のサービスに空きが少なく、なかなか体験利用もできない。(こ)
- ・日中一時支援の単価が低いと、それぞれの状況に応じた報酬体系とし、加算なども検討してほしい。(ケ)
- ・就労継続支援の事業所について、早朝から利用者の受入れなど柔軟な対応を行ってほしい。(ケ)
- ・新サービスの「自立生活援助」について、周知と広報をお願いしたい。(文)
- ・重度訪問介護の事業所が増えるには、どのようにすれば良いか考えて欲しい。(文)
- ・視覚障害者の方が入所できる施設が少ない。(ケ)
- ・依存症患者への支援体制について、障害の特性を踏まえ、サービスのあり方を検討して欲しい。(ダ)

③グループホームの設置について

- ・グループホームを増やして欲しい。(手)
- ・聴覚障害者に対応したグループホームが不足しているので整備をお願いしたい。(大) (視)
- ・医療的配慮が必要な心臓病者が利用できる作業所や生活の場としてのグループホームを作ってほしい。(心)
- ・グループホームを設置する場合等に、地域住民からの反発がないよう、普段から地域において障害者への理解啓発を行って欲しい。(手)

④事業所運営について (ケ)

- ・一日の中で、通所系サービスを複数利用する場合があるが、なるべく一つの事業所で完結する方が、ムダが少ないように感じる。また、事業所間の送迎に加算がとれないことも課題である。
- ・特区で行っている就労継続支援B型事業について、そのサービスで働いている方を非常勤職員のような扱いとして、派遣先の事業所の職員としてカウントできないか。

⑤意思疎通支援事業について (響)

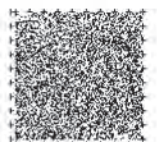
- ・手話通訳者設置事業の手話通訳者について、複数配置・報酬改定など検討する必要がある。
- ・障害者に対する理解を深めるための研修・啓発として、難聴者・中途失聴者への支援と、周囲の人々との理解を深めるための啓発講座も必要と思う。
- ・例えば、手話通訳など意思疎通支援を図るための費用を含めることで、聴覚障害利用者との意思疎通を図る必要があった場合に対応できるようにすること、事業所に手話通訳の資格を持つ職員を採用することなど、障害福祉サービス全般において意思疎通が保障される仕組みを整えてください。
- ・盲ろう者の通訳・介助員の派遣について、通訳・介助員の自家用車での移動ができるようお願いします。(障)

⑥重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業について (文)

- ・重度障害者入院時意思疎通支援事業について、対象者を区分6だけではなく、区分5や場合によっては区分4まで対象者を広げるべき。
- ・対象者の障害種別も、意思疎通が取りづらい知的や聴覚、複数障害の重複者などにも配慮すべき。

⑦聴覚障害者の意思疎通の支援について

- ・介護・障害福祉サービス事業所においては、聴覚障害者の意思疎通の支援について、ほとんど期待できない状態にある。(響)
- ・市で、手話通訳士を正規職員として配置し、障害福祉サービスの適切な利用を促す方策をお願いします。(障)



⑧聴覚障害者の障害福祉サービスの利用について（大）

- ・現状では、聴覚障害者の方にとって、まだまだ障害福祉サービスの情報が不足しており、サービス利用に繋がっていないケースもあるので、周知に努めてほしい。
- ・聴覚障害があることで、本人が不在のまま周りの者が支援内容を決めることがあり、本人が主体となった支援がなされておらず、本人のニーズを満たしていないという課題がある。
- ・聴覚障害者に対応するために手話ができる職員を配置したデイサービスが少ないことから、聴覚障害者が身近な地域で安心して通える事業所を増やしてほしい。
- ・手話で福祉サービスを指導できる方を育成し、配置してほしい。（聾）

⑨補装具について（盲）

- ・補聴器は両耳の支給、FM補聴器は支給条件を緩和してください。

⑩日常生活用具について（視）

- ・所得制限は世帯員全員を基準にしていますが、本人の所得のみを対象にしてほしい。
- ・情報・通信支援用具は、対象者、耐用年数、購入方法にも弾力的対応をお願いしたい。
- ・新しく料理用音声はかり、レベルセンサー、虹色リーダーも認めてほしい。

⑪成年後見制度について、市はより積極的な役割を果たしてほしい。（手）

（6）障害者の移動について

①同行援護サービスについて（視）

- ・同行援護サービスの支給量がまだ十分ではなく、安心して利用できない状況にあります。
- ・同行援護サービスでタンDEM自転車の利用を認めてほしい。
- ・ヘルパーがホームヘルプの工作中に、急病などの緊急時にはガイドヘルパーとして同行援護サービスを提供できるよう仕事の規則に融通性を持たせて下さい。
- ・入院時、通院、通学にも同行援護が利用できるようにお願いします。
- ・福祉のしおりなどに同行援護の記載をもっと詳しく記載してほしい。
- ・手続きも窓口の申請が多いが、それが難しいのが視覚障害なので、それを考慮してほしい。
- ・事業者の参入やガイドヘルパーの増員が図られるように、規制の緩和や研修の機会を作っていただきたい。
- ・事業者間でネットワークを組み、利用者が利用したい時に利用できる体制作りをお願いしたい。
- ・公共交通機関が不便な地域も多いので、ガイドヘルパー運転の車での移動を認めてほしい。

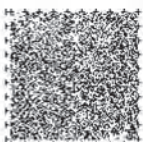
②移動支援サービスについて

- ・移動支援や行動援護等については、地域性にも合致した利用ができるよう、サービス基盤の整備と利用しやすさに配慮したサービス提供システムとしてほしい。（手）
- ・障害福祉課で策定している移動支援の要綱を見直して、新しく策定してほしい。また、移動支援のあり方について、当事者・事業者・市関係課で協議する場を設置してほしい。（文）
- ・通勤・通学などにサービスが使えるよう、充実させてほしい。（心）（視）（肢）
- ・病者が通院、入院、生活手段での交通に特別な配慮をしてほしい。（心）

③福祉有償運送について

- ・福祉有償運送事業所の開設、車両の増加が容易になるように基準を緩和し、無理のない運行ができるようにしてほしい。（視）
- ・デマンドタクシー長岡方式の導入について検討してほしい。（腎）

④現存のコミュティバスを継続し、公共交通機関が少ない地域にも増やしてほしい。（視）



(7) 雇用・就労について

①障害のある人の雇用について

- ・障害のレベルによって一般就労を希望しても出来ない人もいる。(手)
- ・公務員の障害者採用の拡充。(文)
- ・ジョブコーチを増やすようお願いします。(障)
- ・就労面と生活支援面の両面での支援が必要であるが、生活支援面での支援が不足している。(ケ)

②視覚障害者への就労支援について (視)

- ・中途視覚障害者に相談事業を充実し、本人の意思を尊重し、生活できるようにしてほしい。
- ・職業訓練による職場復帰や、早く社会復帰できるように支援体制をお願いします。
- ・学校を卒業した方の就労先として、富山市の施設にマッサージ師として採用してほしい。
- ・職場などへの通勤に移動支援サービスや同行援護サービスも使えるようにしてほしい。
- ・視覚障害者の就労と技能の向上のための支援施設の設置が必要。(フ)

③聴覚障害者への就労支援について (聾)

- ・聴覚障害者においては、手話通訳者・要約筆記者を配置することや音声情報を目で見えるようにする等の配慮が必要であり、また、職場におけるキーパーソン(障害についての理解のある人)が必要である。

④知的障害者の就労支援について (手)

- ・支援学校卒業後に、行動障害のため特別な配慮を必要とする人であっても、スムーズな受入れが進むよう支援体制を整備してほしい。
- ・優先調達などによる、事業所の意識改革や多様な就労の場の開拓等については、その成果を検証し、障害者がより地域で自立した生活を送ることができるよう具体的な支援体制ができるようお願いしたい。

⑤心臓病者の就労支援について (心)

- ・病者との相談を柱に、就労について、病者の体調に合わせた適切な指導が必要。
- ・外見上、心臓病者とわかりづらいため、職場での配慮が足りず、退職に至るケースもある。
- ・心臓病者が安心して職業訓練を受けられる、職業校と専門医との連携を図ってほしい。

⑥ピア相談業務を遂行するため (自)

- ・移動保障に加え、筆記などの事務補助が必要である。

⑦福祉的就労について

- ・一般企業を離職した障害者が、就労系サービスに繋がるよう支援してほしい。(こ)
- ・A型のサービス利用を辞めた方について、仕事の対する意義が見出せず、事業所内での人間関係が上手く構築できなかったケースが多いと感じる。(ケ)

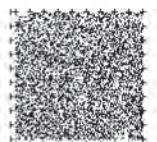
(8) 地域移行について

①貸家住宅手当について

- ・地域移行にあたり、一番のネックは家探し、そして毎月の家賃の支払。重度の障害者には「貸家住宅手当金」があれば良い。(文)

②地域の受け皿について

- ・現在、国では、早期退院を掲げているが、地域の受け皿が整っていない状況である。(精)
- ・グループホームの増設や障害者が入居できるアパートを作る等、地域の受け皿を整えていただくとともに、退院時には必ず家族、地域の支援者等を含めた会議を開催し、地域住民にも理解を広める等、本人だけでなく家族も安心して退院できるような取組をしていただきたい。(精) (障)



- ・入所していた障害者が、自宅ではなく、グループホームへ移行することが本当に地域移行であるのか。(こ)

(9) 地域生活について

①障害のある人の「親亡き後」の支援について

- ・障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、障害者の生活を地域全体で支える体制構築のため、「地域生活支援拠点等」の整備に向けて、富山市においても積極的に取り組んでいただきたい。(手)
- ・「地域生活支援拠点」を国の責任で確保するよう要望してください。(障)
- ・事業所や施設、グループホーム、あるいは地域での高齢化に対応した医療と連携した支援システムを立ち上げていただきたい。(手)
- ・親亡き後、高齢者・重度者が安心して暮らせる終の棲家としては、グループホーム、ケアホームよりも小規模入所施設の方が医療や介護等も含めた厚い世話を受けられるという意味で、適切だろうと思いますので、新しい施設のあり方を検討し、整備に向けて一歩を踏み出していただきたい。(手)
- ・入所施設内で適切な医療を受けられる環境を整えたり、入所施設内に高齢者専用の入所施設やケアホームを設置する等、障害者が安心して老後を過ごせるよう、障害者施策と高齢者施策が柔軟かつ適切に連携されるようお願いしたい。(手)

②視覚障害者の地域生活について (視)

- ・地域住民の偏見をなくし、視覚障害に理解がすすみ、お互いのコミュニケーションがとりやすくなるように、見守りなど協力していただけるように啓蒙の更なる推進をお願いします。
- ・地域ケアネットが進められていますが、まだまだ浸透していないので、もっと推進していただきたい。
- ・地域、家庭で意欲をもって生活できるように、視覚障害者のリハビリテーション（心のケア、家の中での移動、地域での移動なども）が容易に利用できる体制づくりをお願いします。
- ・アイサポーターや、見守りサポーターの養成、マーク、バッヂなどの広報をお願いします。

③盲ろう児・者の実態調査について

- ・富山市として、盲ろう児・者実態調査を実施していただき、身体障害者手帳に視覚と聴覚の両方の障害のある盲ろう者宅への訪問活動を通じて、生活状況の聞き取りや制度の紹介をしていく必要がある。(盲)(障)

④発達障害や軽度知的障害の成人女性の支援について

- ・ライフスタイルに沿った支援（結婚、妊娠など）に具体的な支援体制をお願いします。(障)

(10) 高齢障害者の支援について

①高齢障害者の障害福祉サービス利用について

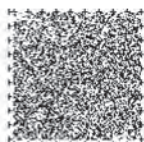
- ・障害者が65歳になっても障害福祉サービスを使いたいと要望している場合は、介護保険優先ではなく、今までの障害福祉サービスを使えるようにしてほしい。(文)(視)(障)
- ・障害者の介護移行について、利用者の事務的負担を少なくするようお願いします。(障)
- ・重度で高齢化した人に対する支援体制を考えてほしい。(身)

②高齢の視覚障害者の支援について (視)

- ・介護保険などの認定には、視覚特性を考えて欲しい。
- ・介護保険の事業者には、障害者に対する理解、各障害者の障害特性の理解などの研修をすすめてほしい。

③高齢の聴覚障害者への支援について

- ・高齢化した聴覚障害者へのサービス提供体制、意思疎通支援について改善を図ってほしい。(聾)



- ・高齢の聴覚障害者の方で、手話ができない方もいるため、共通のコミュニケーション手段が無く、意思疎通に苦勞することが現場の課題となっている。(大)

④介護予防について(身)

- ・介護保険に関連して認定を受けた人はリハビリのために使えるが、良くなって要支援がつかなくなるとリハビリが使えなくなる。軽スポーツなど予防的な施策を進めてほしい。

(11) 生活環境について

①バリアフリーについて

- ・バリアフリー化の再点検をお願いしたい。(身)(障)
- ・「ユニバーサルデザイン」の募集を行い、障害者のバリアフリー点検と市民・市街地・その他の地域における美化・利便性のアイデアを募集したい。(身)
- ・市営住宅の入居に関して、障害に応じたバリアフリーの配慮を行政の責任でお願いします。(障)
- ・施設整備の際には、それぞれの障害者団体の意見を聞く場を設けてください。(障)
- ・電車、バスについて、低床にしてほしい。そうすることで、障害者が外出しやすくなる。(文)
- ・聴覚障害者も使えるように文字またはイラスト表示機能のAEDの普及を図るようお願いいたします。(障)

②視覚障害者の環境整備について(視)

- ・安全なまちづくりのため、歩道、横断歩道への点字ブロック、エスコートゾーン、また施設でのエレベータ、トイレ、階段への点字表記、音声案内などバリアフリーの推進をお願いしたい。
- ・点字、パソコンの勉強、歩行訓練などがいつでもできて、同じ障害のある人の話が聞けるような交通の便のいい気軽に立ち寄れる拠点施設の整備や人材の確保をお願いします。
- ・富山市のHPのPDFファイルを減らし、テキストファイルを増やして、利用しやすくしてほしい。PDFと併せてテキストファイルも用意してほしい。
- ・富山地方鉄道やあいの風鉄道を利用しやすくしてほしい。バスの停留所の案内の文字や音声案内、時刻表も大きな文字や点字でわかりやすく改善してほしい。

③心臓病者への環境整備について(心)

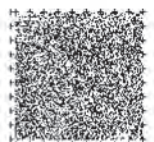
- ・一人暮らしの病者が通院、入院、手術、治療における生活が安心して行われるようにしてほしい。
- ・親が高齢になり、病児が成人し、体調が変わっていく時が心配、自立支援の充実によって、幸せな生活が送れるように望む。
- ・近年、重症児の手術が早く行われている。若い母親が園や学校の付き添いを条件にされ、働きたいが働けないため、生活が厳しいので付き添いをなくしてほしい。母親の就労支援を望む。
- ・現在の障害年金では生活が大変である。術後等級が降格されたりするので、もっと病状による生活実態を考慮してほしい。

④知的障害者の環境整備について(手)

- ・知的障害者の環境整備について養護者が共依存に陥らず、子どもを社会に託していけるよう、安心できる支援体制を進めてほしい。

⑤障害のある人の居住空間について

- ・居住空間として、困ったときにすぐに人が呼べるような障害者だけを集めたものではなく、障害者と一般の人達も入居できるようなケア付き住宅を作る必要がある。(文)
- ・透析施設併用型入居施設を誘致、開設できるよう助成をお願いします。(障)



⑥障害者スポーツについて

- ・視覚障害者が一人でも楽しめるスポーツ施設、ウォーキングロードなどの整備が望まれています。(視)
- ・障害者がスポーツ施設で卓球を利用する際に、会場の確保に苦労している。(こ)

⑦駐車場について

- ・車いす専用駐車場に内部障害者等も停められるよう、障害者用マークの配布に工夫をお願いします。(障)
- ・精神障害者保健福祉手帳2級の者についても、市営駐車場利用料の減免対象としていただきたい。(精)

⑧周りに気を使わず、行動障害の子どもと一緒に居られる飲食店があるとよい。(こ)

(12) 防災対策・災害時のニーズについて

①障害のある人の防災対策について

- ・防災対策について知らないことが多い、慣れていない。地域のサロンにちょっとした防災に関心をもてるような資料を出してほしい。(身)
- ・障害者の防災・災害時の避難体制の確立について、必ず近所・共助・公助に頼るほかないこととなるため、具体的に町内会等でどのような取り組みをすればよいかまとめていただきたい。(身)
- ・一般の避難所では生活が不可能だったりするので、障害者が出入りできる避難所を確保してもらいたい。(文)
- ・地域の交番に、在宅の障害者が何処にいるか把握しておいてほしい。(こ)
- ・各地域で、民生委員と相談員を上手く連携してもらう必要がある。(こ)
- ・地域の在宅障害者の情報について、個人情報の壁があり、地域での情報が少なく、連携に苦労している。(こ)

②視覚障害者の防災対策について(視)

- ・自治振興会や、関係福祉団体に対し、視覚障害者国際シンボルマークを浸透、普及させてほしい。また、災害時等、そのシンボルマークを身に付けた者への支援体制を構築してください。
- ・福祉避難所が、富山県視覚障害者福祉センターになっていることを関係者、職員に周知徹底を図ってほしい。また、センターにもぜひ備蓄品も平時から完備してほしい。加えて福祉避難所をもっと増やしてほしい。
- ・災害時における各小学校区一次避難所に、各障害に対応できる福祉避難室の設置をして頂きたい。
- ・地域の防災訓練を行い、要援助者を明確にし、把握ができていようにしてほしい。

③知的障害者の防災対策について(手)

- ・災害時に、知的障害者が安心して避難できる福祉的避難所や、一般避難所での専用スペースの確保等、障害特性に配慮した避難が可能な対策をお願いしたい。
- ・知的障害者と高齢の親という家庭が増加しているため、地域での情報共有や連携体制の構築をお願いしたい。

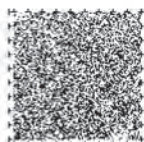
④心臓病者の防災対策について(心)

- ・自力で避難できない心臓病児が震災などの緊急時に取り残されないよう、安全で避難できるよう、日頃からの対応マニュアルの作成や連絡カード、心臓手帳の携帯など、体制づくりを行うよう指導してほしい。
- ・避難所、救護所、福祉避難所等障害者が安心して対応できるようマニュアル作成し、指導してほしい。

(13) 障害者差別の解消について

①障害者差別解消の普及・啓発について

- ・障害者差別解消法の対応要領の効果的な運用が望まれる。(聾)



- ・県民いきいき条例や差別解消法があるにもかかわらず、まだまだ一般の人々の意識が変わっていないので、市でも広報活動を積極的に行ってほしい。(文)
- ・地域、企業などへの各障害理解を深める啓発、啓蒙をすすめるとともに、もっと障害特性をみてほしい。(視)
- ・地域住民の偏見の排除につとめ、交流をはかれるようにしてほしい。(視)
- ・学校、地域（保護司）、刑務所などで啓発活動を行っている。(ダ)
- ・少しずつ障害への理解が進んでいると感じている。(こ)
- ・小さい頃から障害者と接することで、障害への理解が深まると思う。(こ) (精) (手) (文)
- ・差別解消を進めるため、引き続き、市民の意識改革のための啓発活動をお願いします。(障)
- ・障害の「害」の字を、ひら仮名表記としてはどうか。(ケ)
- ・窓口で身分証明書の提示を求める際、「運転免許証をお持ちですか」と質問することがないよう指導してください。(障)
- ・コミュニケーション支援として、音声、点字資料などの作成が容易になればよい。(視)

②合理的配慮について

- ・差別、合理的配慮に対してそれぞれ個人差があり、訴えることができない人や世間体を気にする障害者の泣き寝入りが見られる。(身)
- ・合理的配慮をすすめるために地域や、企業に支援（市補助金等）を行い、段差解消等をお願いします。(視)
- ・合理的配慮について、まだ周囲の理解が足りていないと感じることがある。(手)
- ・まずは、地方公共団体（官公庁）から合理的配慮の浸透の徹底を図るべき。(文)
- ・障害のある方が気軽に参加できるイベントや講演会が少ないので、障害児者と健常児者が一緒に参加交流できるイベントや講演会を企画してほしい。(文)
- ・当事者団体も積極的に参加し、広報等を活用することで、より広がりのある社会になるのではないかと。(文)

③選挙について

- ・選挙における広報の点字、音声、拡大文字化。選挙の点字資料は、事前に配布をお願いしたい。(視)
- ・投票所でのトラブル解消のため、職員への点字の理解をもっと進めてほしい。(投票用紙の裏表) (視)
- ・障害のある人の選挙権行使については、投票所においての理解や対応が進んでいるが、知的障害者に対する合理的配慮や、選挙権行使の具体的支援など、また関係者の理解などを進めていただきたい。(手)

④盲導犬について

- ・盲導犬使用者に対し、飲食店の入店拒否、宿泊施設への入館拒否、タクシー等の乗車拒否が起らないようにしてください。(視) (障)
- ・盲導犬の医療費や予防接種を公費負担にするようお願いします。(障)

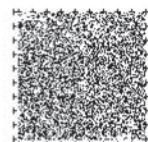
⑤聴覚障害への理解促進について

- ・市民への対応もあるが、聴覚障害のある職員への対応を考慮してほしいと思う。(聾)
- ・地域包括支援センターやケアマネージャーへ聴覚障害者の理解促進を図ってほしい。(大)
- ・手話への理解、聴覚障害者へのかかわり方、聴こえない方への理解を皆さんに深めてほしい。(大)

⑥手話言語・障害者コミュニケーション条例について (盲)

- ・手話言語条例に加え、要約筆記・点字・音訳・そのほか、情報・コミュニケーション支援が必要な障害者の情報保護やコミュニケーション推進を目的とした、情報コミュニケーション条例を制定してください。
- ・研修についてもなかなか理解が進んでいない。窓口で手話での対応ができるようにしてほしい。

⑦市や施設の職員や民生委員などを対象とした盲ろう者向け福祉ワーカー研修会を実施してください。(盲)



⑧ 依存症患者の差別解消について (ダ)

- ・各団体の中でも、まだまだ依存症に対し、無知であり、避けてしまっているようにも見られる。支援側に理解や認知が広がれば、依存症者への偏見もへると思う。

⑨ オストメイトへの理解促進について (オ)

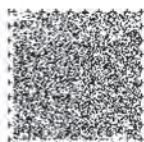
- ・気兼ねない入浴やトイレの使用、あるいは災害時の装具やトイレの備蓄など、これらはオストメイトが安心して暮せる社会の実現のために必須の公益事業であり、当会が単独でできることではなく、広く社会全般に伝え、その理解と共感を得て事業を進める必要がある。
- ・病院ではストマの生活について、詳細な情報提供がないようなところもあるようなので、サロンに参加して情報を得てほしい。

⑩ 学校の教育課程について

- ・学校の教育課程の中で、障害者と関わる機会を増やしてもらいたい。またより専門的な知識をもった人材を活用し、障害に関する教育を行ってもらいたい。(精)(肢)
- ・学校でのてんかんの知識普及に尽力してください。必要があれば、講師の派遣など協力いたします。(障)
- ・差別や偏見をなくすインクルーシブ教育の実現に取り組むため、担任だけでは対応ができない場合は、速やかに支援担当の加配をお願いします。(障)

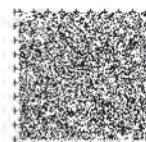
(14) その他について

- ① 障害者団体の育成支援事業について、協会だけでなく、他の団体についても新しい会員がなかなかいない状況である。(身)
- ② 社会参加事業の推進について、行程が厳しく参加できないことがある。(身)



2 第5期富山市障害福祉計画・第1期富山市障害児福祉計画策定経過

年 月 日	内 容
平成29年4月～10月	障害者のニーズ把握のための障害者団体等に対するヒアリング (ヒアリング実施団体は計20団体)
平成29年8月2日	第1回富山市障害児福祉計画策定懇話会 ○富山市の障害児の現状について ○第1期富山市障害児福祉計画に係る基本指針のポイント ○第1期富山市障害児福祉計画策定について
平成29年8月31日	第1回富山市障害者自立支援協議会 ○富山市の障害福祉の現状について ○第5期富山市障害福祉計画に係る基本指針のポイント ○第5期富山市障害福祉計画策定について
平成29年10月25日	第1回富山市障害児福祉計画策定関係所属意見交換会 ○富山市の障害児の現状について ○第1期富山市障害児福祉計画に係る基本指針のポイント ○第1期富山市障害児福祉計画策定について
平成30年1月10日	第2回富山市障害者自立支援協議会 ○第5期富山市障害福祉計画および 第1期富山市障害児福祉計画の素案について ・計画の成果目標 ・計画の施策の体系 ・障害福祉サービス等の活動目標（見込量）
平成30年1月17日	第2回富山市障害児福祉計画策定懇話会 ○第1期富山市障害児福祉計画の素案について ・計画の成果目標 ・計画の施策の体系 ・障害児通所系サービスの活動目標（見込量）
平成30年1月18日～1月31日	パブリックコメントの実施（市ホームページ等）
平成30年2月16日	第3回富山市障害者自立支援協議会 ○第5期富山市障害福祉計画および 第1期富山市障害児福祉計画（案）について ・パブリックコメントの結果について



3 富山市障害者自立支援協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市附属機関設置条例第3条の規定に基づき、富山市障害者自立支援協議会の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 基幹相談支援室の事業検証等に関すること。
- (3) 個別事例への支援のあり方に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (5) 地域生活を支援する体制整備に関すること。
- (6) 障害者計画及び障害福祉計画に関すること。
- (7) 障害者虐待の防止等に関すること。
- (8) その他障害者の保健福祉向上のため必要となる事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・保健事業等の関係者
- (3) 障害者施設の代表者
- (4) 障害者関係団体の代表者
- (5) 教育・雇用機関の代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

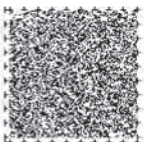
第5条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(相談支援ワーキング)

第6条 相談支援に関する課題を検討すること及び協議会を円滑に運営するため、相談支援ワーキングを設置することとする。

- 2 相談支援ワーキングは、行政及び委託相談支援事業者により組織する。
- 3 相談支援ワーキングは、協議会に参画する。



(専門支援ワーキング)

第7条 専門的分野（発達障害、就労等）の支援方策や福祉サービス以外の支援、サービス基盤の欠如等の問題への対応のあり方等を検討するため、随時、各専門支援ワーキングを設置することとし、専門支援ワーキングはその協議結果を相談支援ワーキング及び協議会に報告しなければならない。

(権利擁護部会)

第8条 障害者虐待に関わる情報を共有し、課題を検討することにより、障害者虐待の防止や早期発見、早期対応につながる関係機関との連携協力体制を構築するため、随時、権利擁護部会を設置することとし、権利擁護部会はその協議結果を協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

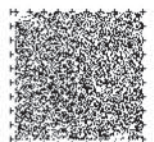
平成26年2月1日からの委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附則

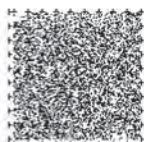
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。



4 富山市障害者自立支援協議会委員名簿

20人

委嘱区分		氏名	役職名	備考
学識経験者等		宮田 伸 朗	富山国際学園富山短期大学学長	会長
		麻生 光 男	医師（知的・精神）、富山県心の健康センター所長	委員
		塚田 彰	医師（身体）、黒部温泉病院院長	委員
行政	国の機関	森本 滋	富山労働局職業安定部職業対策課長	委員
関係機関	当事者及び家族	岡本 武 勇	富山市身体障害者福祉協議会会長	委員
		服部 隆 則	富山市手をつなぐ育成会会長	委員
		折江 鈴 子	富山市精神障害者家族会等連絡会会長	委員
	教育	荻布 知寿子	富山県立しらとり支援学校校長	委員
	福祉等	野尻 昭 一	富山市社会福祉協議会会長	副会長
		山村 敏 博	富山市民生委員児童委員協議会会長	委員
		山方 功	富山市自治振興連絡協議会副会長	委員
		竹 邦 子	富山県難病相談・支援センター統括相談・自立支援員	委員
		野口 雅 司	富山市地域包括支援センター連絡協議会会長	委員
		井波 博 典	障害者支援施設高志ライフケアホーム所長	委員
		土居 恵利子	社会福祉法人セーナー苑副苑長	委員
		金子 かつよ	社会福祉法人フレンドリー会理事長	委員
		澤田 和 秀	社会福祉法人秀愛会理事長	委員
	医療及び保健	吉山 泉	公益社団法人富山市医師会会長	委員
		大井 きよみ	公益社団法人富山県看護協会会長	委員
	事業者	富田 光 國	富山商工会議所理事・事務局長	委員



5 富山市障害児福祉計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり必要な意見聴取、意見交換等を行うため、富山市障害児福祉計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会においては、次に掲げる事項について意見聴取、意見交換等を行うものとする。

- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関すること。
- (2) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害児支援に関すること。

(委員)

第3条 懇話会の委員の定数は、10人以内とする。

2 委員は、学識経験者、医療保健関係者、教育関係者、障害児支援団体関係者、障害児通所支援事業所等関係者その他の障害児支援について識見を有する者のうちから市長が依頼するものとする。

(懇話会の開催)

第4条 市長は、懇話会の開催にあたっては、あらかじめ、開催の日時、場所等を委員に対し通知するものとする。

(懇話会の運営)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(庶務)

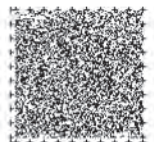
第6条 懇話会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

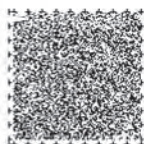
この要綱は、平成29年7月3日から施行する。



6 富山市障害児福祉計画策定懇話会委員名簿

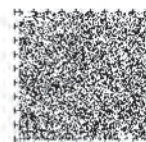
9人

区分	氏名	役職名	備考
医療保健 関係者	八木 信一	富山大学医学部臨床教授、富山県小児科医会理事 富山市医師会理事（小児医療的ケア・在宅小児医療担当）	会長
	石丸 敏子	公益社団法人富山県看護協会専務理事	委員
障害児（者） 団体代表	服部 隆則	富山市手をつなぐ育成会会長	委員
	藤澤 喜一	富山県重症心身障害児（者）を守る会会長	委員
事業所 関係者	橋本 伸子	富山市恵光学園園長	委員
	喜多 聡美	富山型デイサービス／富山ケアネットワーク副会長 （特定非営利活動法人ありがた家代表）	委員
教育 関係者	荻布 知寿子	富山県立しらとり支援学校校長	委員
	深川 美穂子	富山県立富山総合支援学校校長	委員
学識 経験者	宮 一志	富山大学人間発達科学部教授	委員



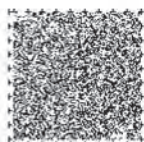
7 用語解説 (50音順)

行	用語	説明	頁*
あ	アクセシビリティ [accessibility]	場所や情報、さまざまなシステムへのアクセスのしやすさを示す言葉。年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要な情報にたどり着け、不自由なく利用できるかどうかの度合いを示す。	33
	医療的ケア	たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいる。	7
	インフォーマルサービス	近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のこと。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをフォーマルサービスと呼び、その対語として使われる。インフォーマルサービスは、要介護者の置かれた環境、状況に応じた柔軟な取組が可能である点が特徴といえる。	6
か	グループホーム (共同生活援助)	障害者総合支援法に定める障害福祉サービス的一种であるグループホームは、障害のある人が共同生活を行う住宅である。グループホーム入居者の平日の日中は、一般就労あるいは日中活動系サービスを利用する。	17
	ケアマネジメント [care management]	障害のある人とその家族の意向を踏まえ、各種サービスを調整し、適切で効果的なケアを提供し、地域における生活の支援を行うこと。	32
	権利擁護	自らの意思を表明することが困難な知的障害のある人等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。	5
さ	障害者虐待防止法	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成24年10月施行）」の略称。国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者、使用者等に、障害のある人の虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した人に対する通報義務を課すなどしている。	20
	障害保健福祉圏域	障害者福祉施策を推進するうえで、一市町村のみでは対応できない広域的な事業等を推進する単位。富山県の障害保健福祉圏域は、富山・高岡・新川・砺波の4圏域で、本市は、滑川市、舟橋村、上市町及び立山町で構成する富山圏域に属している。	3
	障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成28年4月施行)」の略称。障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としている。差別を解消するための措置として、国・地方公共団体等及び民間事業者に、差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を求めている。	2



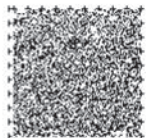
さ	成年後見制度	知的障害、または精神障害などの理由で、判断能力が不十分な方について、成年後見人等が、本人の意思を尊重しながら、財産管理や契約の代理などを行うことで、本人を保護・支援する制度。	20
た	地域包括ケアシステム	団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。	27
な	ノーマライゼーション (normalization)	障害のある人もない人も分け隔てなく、普通に共存できる社会こそがノーマル（正常）な状態であるという理念のもと、そうした正常な社会を創造していこうとする活動や施策。	2
は	発達障害	発達障害者支援法第2条において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされている。	12
	パラリンピックレガシー	2020東京パラリンピック競技大会によってもたらされる、未来に引き継がれる財産。	80
	バリアフリー (barrier free)	住宅建築用語として、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することをいい、具体的には段差等の物理的障壁の除去をいう。より広くは、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。	5
	包容（インクルージョン）	社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）は、「全ての人々を孤独、孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包む支え合う」という理念である。	7
ま	メンタルヘルスサポーター	富山市から委託を受けた心の健康づくりのボランティアをいう。メンタルヘルスの研修を重ね、地域での相談や、心の健康に関する情報の紹介などを行っている。	36
や	ユニバーサルデザイン (universal design)	障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、どのような人でも利用しやすいよう都市や生活環境を計画・設計する考え方。	4
	ユニバーサルデザイン2020 (ニーゼロニーゼロ) 行動計画	2020年東京パラリンピック競技大会を契機として、共生社会の実現に向けた、「ユニバーサルデザインのまちづくり」や「心のバリアフリー」を推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行するため、平成29年2月、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議において決定された。	24
ら	レスパイト	「休息」「息抜き」「小休止」という意味。在宅介護の利用者が、障害福祉サービス等を利用している間、介護をしている家族等の支援者が一時的に介護から解放され、休息をとることなどをさす。	62

* 頁欄：該当の用語が使われている最初のページ番号（目次を除く）を記載しています。



ノーマライゼーション社会の実現をめざして
第5期富山市障害福祉計画・第1期富山市障害児福祉計画

発行年月 平成30年3月
編集・発行 富山市福祉保健部障害福祉課
〒930-8510 富山市新桜町7番38号
電話 076-443-2254





平成30年3月
富山市